資料１
令和８年 10 月 27 日
第３回介護保険運営協議会

杉並区保健福祉計画（高齢者分野）

杉並区
高齢者施策推進計画（素案）

令和9年度（2027年度）～令和11年度（2029年度）

杉並区

目　　次

第 1 章　計画の基本的事項

1　計画改定の趣旨 2
2　計画の位置付け 2
3　計画期間 3
4　計画の目標 4
5　日常生活圏域の設定 5
6　ＳＤＧｓとの関係 6
7　計画の推進に当たって 6

第 2 章　計画を取り巻く動向等

1　高齢者の状況 8
2　前計画期間における区の主な取組と課題 16

第 3 章　計画の体系と内容

1　計画の体系 28
2　施策別の計画内容 35
施策 1　高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実 35
施策 2　高齢者の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進 39
施策 3　支援が必要な高齢者に対する見守り・支援体制と介護者支援の充実 . . 43
施策 4　地域包括ケアシステムの推進・強化と認知症施策の推進 52
施策 5　介護サービス（在宅・施設）基盤の整備・充実 59

第 4 章　認知症施策推進計画

1　認知症施策推進計画の趣旨 64
2　国及び東京都の計画 65
3　計画の基本理念と施策別の計画内容 67
施策 1　本人発信を起点とした理解促進と意思決定支援の推進 68
施策 2　包括的な相談・支援体制の整備と充実 74
施策 3　認知症バリアフリーに向けたまちづくりの推進 80

第 5 章　第 10 期介護保険事業計画

1　第 10 期介護保険事業計画の趣旨 88
2　第 9 期計画の実績 90
3　第 10 期の第 1 号被保険者数と認定者数の推計 104
4　第 10 期計画におけるサービス量及び給付費の見込み 106
5　第 10 期計画における介護保険料 117

第１章　計画の基本的事項

1　計画改定の趣旨

○ 区では、令和5年度（2023年度）に、保健福祉分野を貫く基本理念の下、「杉並区保健福祉計画」の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の取組をより把握しやすくするため、5分野それぞれの計画を策定し、それらを総称して杉並区保健福祉計画とすることとしました。

○ このことを受け、高齢者分野の個別計画として策定した「杉並区高齢者施策推進計画」（以下「計画」という。）は、令和8年度（2026年度）をもって計画期間が終了となることから、計画を改定するものです。

○ 計画の改定に当たっては、これまでの実績や令和7年度（2025年度）に実施した杉並区高齢者等実態調査※1の結果とともに、区長の附属機関である杉並区介護保険運営協議会の意見等を踏まえて検討を積み重ねました。

○ 区は、引き続きこの計画に基づき、高齢者が豊かな知識・経験等を生かして活躍するための支援や、2040年問題※2を見据えた医療・介護・福祉の充実、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる地域社会づくりなど、高齢者施策を総合的に推進していきます。

保健福祉分野を貫く基本理念

- **人間性の尊重**：日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳や権利が冒されることなく、自己の意思に基づく選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。
- **自立の促進**：すべての区民が、持てる能力を発揮しながら、主体的に社会参加し、自分らしく安心した生活を営むことができるよう、一人ひとりの自立に向けた取組をサポートしていきます。
- **予防の重視**：誰もが安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、身体機能の低下や生活困難、感染症等の健康危機※3などを軽減する予防の取組を重視します。
- **支え合いの醸成**：様々な価値観を互いに認め合い、支え・支えられることができるよう、世代や属性を超えた多様な交流ができる環境を整え、誰もが暮らしやすい地域社会を築いていきます。
- **孤立の防止**：必要な人が必要なときに、人・活動・組織とつながることができるよう、多様な主体が参画、連携し、孤立させない仕組みを整えていきます。

2　計画の位置付け

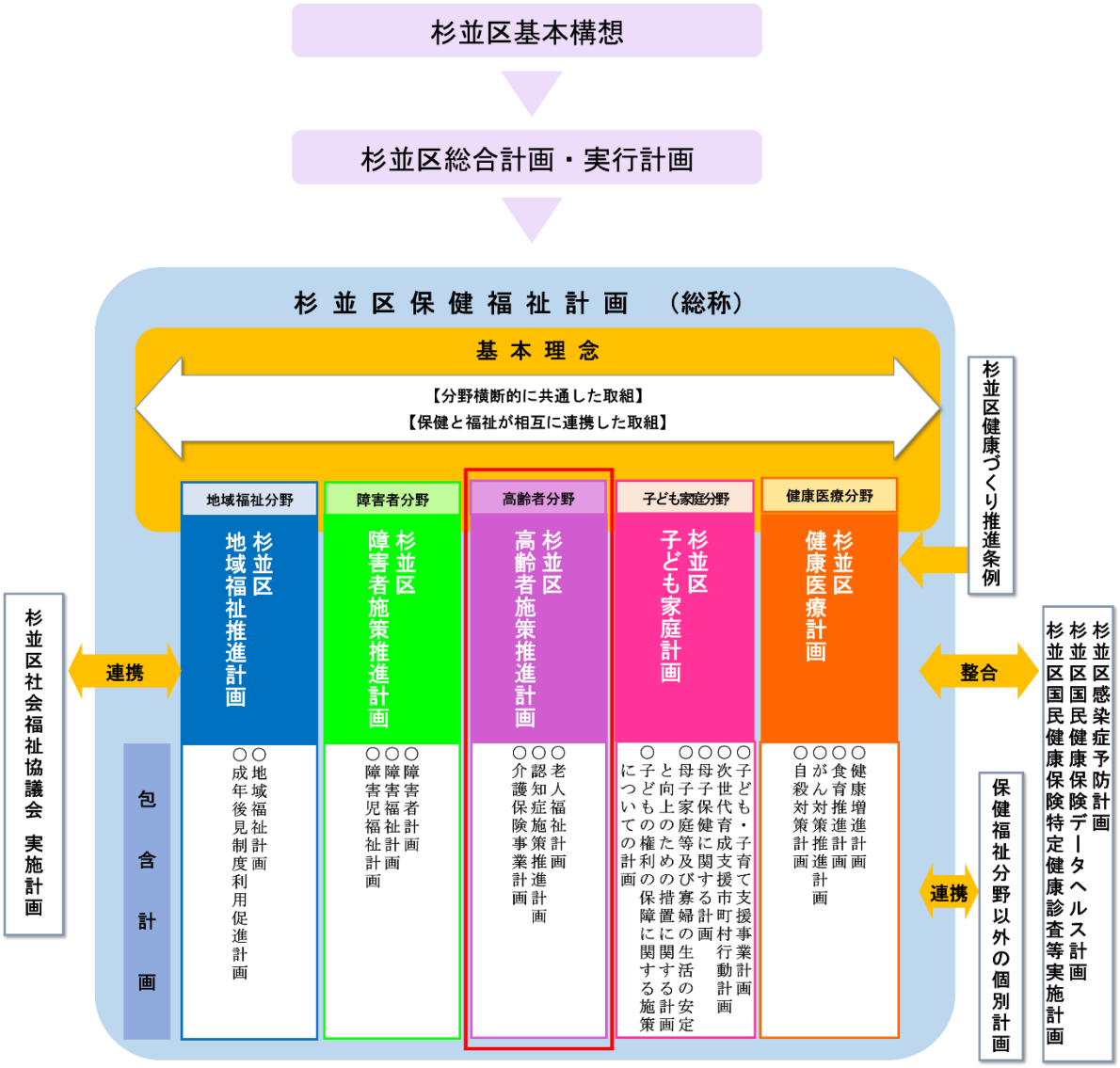
○この計画は、「杉並区基本構想」をはじめとする上位計画を踏まえ、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）第13条に基づく「市町村認知症施策推進計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を包含するものとします。

※1 **杉並区高齢者等実態調査**：要支援・要介護以外の高齢者を対象とした「高齢者実態調査」、要支援 1～要介護 5 の在宅介護高齢者を対象とした「在宅介護高齢者実態調査」、令和 7 年（2025 年）7 月末時点の特別養護老人ホーム入所申込者を対象とした「特別養護老人ホーム入所申込者実態調査」、令和 7 年（2025 年）6 月末時点の区内全介護事業所・施設を対象とした「介護サービス事業所等実態調査」の 4 つの調査の総称

※2 **2040 年問題**：少子化による急速な人口減少と、団塊ジュニア世代（昭和 46 年（1971 年）から昭和 49 年（1974 年）に生まれた世代）が全員高齢者（65 歳）となる 2040 年に、日本が直面するとされる労働者人口の減少、社会保障費の増額、インフラの老朽化など様々な課題のこと

※3 **健康危機**：食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品その他何らかの原因により、住民の生命と健康の安全が脅かされる事態

■計画の位置付け（イメージ図）



3　計画期間

○計画期間は、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」の計画期間に合わせ、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間とします。

○なお、上位計画の改定等を踏まえて、適宜必要な改定・見直しを図ることとします。

■計画期間

令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
杉並区総合計画（令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度））		
杉並区実行計画（第 3 次）（令和 9 年度（2027 年度）から令和 12 年度（2030 年度））		
杉並区高齢者施策推進計画（令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度））		

4　計画の目標

○計画の目標は、引き続き2040年問題を見据えて、高齢者が豊かな知識・経験等を生かしていきいきと活躍する活力ある高齢社会を展望するとともに、日常生活における支援や医療・介護等が必要になっても住み慣れた地域で支え・支えられながら自分らしい生活を続けることができる共生社会の実現を目指し、次のとおりとします。

【目標】

活力ある高齢社会と地域共生のまちの実現

■活力ある高齢社会と地域共生のまち（イメージ図）



AI 生成イラスト使用

※4 **地域包括ケアシステム**：高齢者が要介護となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域内で支え合い、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる体制を目指すもの

5　日常生活圏域の設定

○介護保険法第117条第2項第1号により、「市町村介護保険事業計画」において定めることとされている日常生活圏域は、引き続き、地域包括支援センター（ケア24）※5の担当区域（7圏域）を設定します。



圏域名称		担当の地域包括支援センター
井草地域	西武新宿線の上井草駅、井荻駅、下井草駅の３駅を中心とした地域	①ケア24上井草、②ケア24下井草
西荻地域	JR中央線の西荻窪駅を中心とした地域	③ケア24善福寺、④ケア24上荻、⑤ケア24西荻
荻窪地域	JR中央線の荻窪駅を中心とした地域	⑥ケア24清水、⑦ケア24荻窪、⑧ケア24南荻窪
阿佐谷地域	JR中央線の阿佐ケ谷駅を中心とした地域	⑨ケア24阿佐谷、⑩ケア24成田、⑪ケア24松ノ木
高円寺地域	JR中央線の高円寺駅を中心とした地域	⑫ケア24高円寺、⑬ケア24梅里、⑭ケア24和田
高井戸地域	京王井の頭線の久我山駅、富士見ヶ丘駅、高井戸駅、浜田山駅の４駅を中心とした地域	⑮ケア24久我山、⑯ケア24高井戸、⑰ケア24浜田山
方南・和泉地域	京王井の頭線の西永福駅、永福町駅の２駅と地下鉄丸ノ内線の方南町駅を中心とした地域	⑱ケア24堀ノ内、⑲ケア24永福、⑳ケア24方南

※5 **地域包括支援センター（ケア 24）**：保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。杉並区では「高齢者総合相談窓口　ケア 24」という名称で区内に 20 所設置しており、以下「ケア 24」と表示

6　ＳＤＧｓとの関係

○平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、令和12年（2030年）に向けた国際目標であるＳＤＧｓ（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が採択されました。このＳＤＧｓでは、ゴール（目標）の「3　すべての人に健康と福祉を」「8　働きがいも経済成長も」など、本計画と関係するゴール（目標）及びターゲット（対象）が設定されています。

○このことを踏まえ、本計画においても区の取組とＳＤＧｓとの対応関係を示すとともに、引き続きＳＤＧｓの考え方と軌を一にして取り組んでいきます。

■本計画と関係するＳＤＧｓのゴール（目標）



7　計画の推進に当たって

○ 計画の推進に当たっては、区内の関係機関・団体等との連携・協働を図るとともに、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の関係部局との横断的な連携を強化して取り組んでいきます。

○ また、計画の毎年度における進捗状況の検証・評価は、介護保険法第117条第7項の規定等を踏まえ、杉並区介護保険運営協議会、杉並区在宅医療推進連絡協議会及び杉並区認知症施策推進部会の意見を聴取し、その結果等を考慮して取組内容の新規・拡充や執行方法の改善・見直しを図るとともに、計画の改定・見直しに反映するなど、ＰＤＣＡサイクル※6に基づいて計画を推進していきます。

※6　**ＰＤＣＡサイクル**：ＰＤＣＡはPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の略。生産・品質などの管理を円滑に進めるため、企業活動において業務を継続的に改善していく手法の一つ

第２章　計画を取り巻く動向等

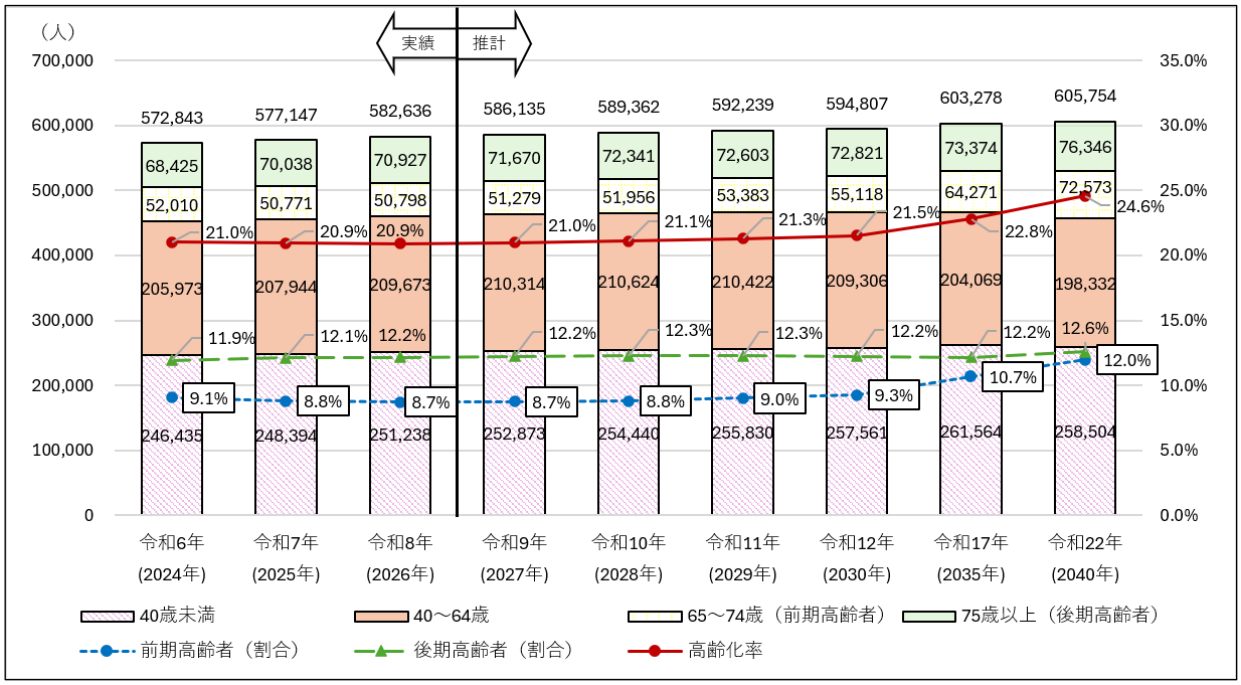
1　高齢者の状況

（1）高齢者人口の推移

○ 令和 8 年（2026 年）1 月 1 日現在の区の総人口は 582,636 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 121,725 人、区の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は 20.9%です。

○ 団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）には、高齢者人口は令和 8 年（2026 年）から 27,193 人増加の 148,918 人で、高齢化率は 24.6%になると見込まれます。

■高齢者人口の推移



実績値 ←→ 推計値

本計画期間

区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口	572,843人	577,147人	582,636人	586,135人	589,362人	592,239人	594,807人	603,278人	605,754人
高齢者人口	120,435人	120,809人	121,725人	122,949人	124,298人	125,987人	127,940人	137,645人	148,918人
割合	21.0%	20.9%	20.9%	21.0%	21.1%	21.3%	21.5%	22.8%	24.6%
前期高齢者	52,010人	50,771人	50,798人	51,279人	51,956人	53,383人	55,118人	64,271人	72,573人
割合	9.1%	8.8%	8.7%	8.7%	8.8%	9.0%	9.3%	10.7%	12.0%
後期高齢者	68,425人	70,038人	70,927人	71,670人	72,341人	72,603人	72,821人	73,374人	76,346人
割合	11.9%	12.1%	12.2%	12.2%	12.3%	12.3%	12.2%	12.2%	12.6%

※令和 8 年（2026 年）までは 1 月 1 日現在の住民基本台帳の実績値、令和 9 年（2027 年）以降は推計値
※前期高齢者は 65 歳以上 74 歳までの者、後期高齢者は 75 歳以上の者
※各数値は端数処理（四捨五入）を行っているため、合計と一致しない場合あり

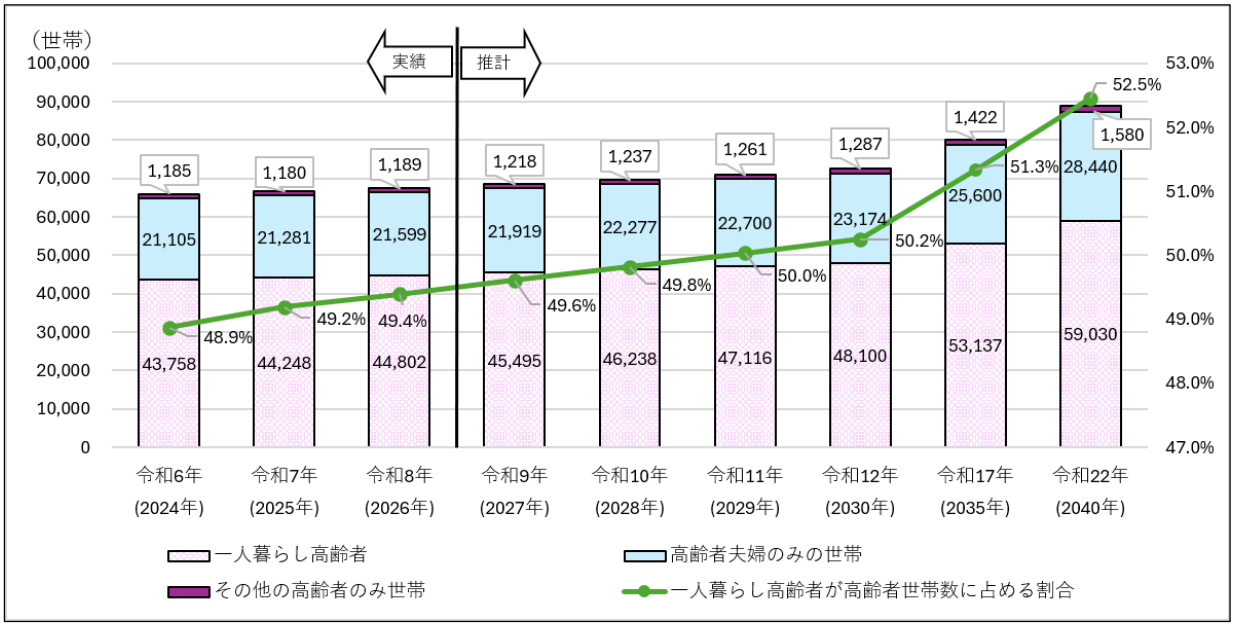
（2）世帯状況の推移

○ 令和 8 年（2026 年）1 月 1 日現在、65 歳以上の一人暮らし高齢者は 44,802 人で、高齢者がいる世帯の約半分（49.4%）を占めています。

○ また、高齢者夫婦のみの世帯は 21,599 世帯で、高齢者がいる世帯の約 4 分の 1（23.8%）となっています。

○ 令和 22 年（2040 年）には、一人暮らし高齢者は約 59,000 人となり、高齢者がいる世帯の 52.5%を占めると見込まれます。

■世帯数の推移



実績値 ←→ 推計値

本計画期間

区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
全世帯（A）	329,488	334,466	339,208	343,449	347,570	351,523	355,328	372,178	385,931
高齢者がいる世帯（B）	89,545	89,954	90,710	91,714	92,813	94,169	95,724	103,503	112,543
全世帯に占める高齢者がいる世帯の割合（B/A）	27.2%	26.9%	26.7%	26.7%	26.7%	26.8%	26.9%	27.8%	29.2%
高齢者のみ世帯（C）	66,048	66,709	67,590	68,632	69,753	71,076	72,561	80,159	89,050
高齢者がいる世帯数に占める割合（C/B）	73.8%	74.2%	74.5%	74.8%	75.2%	75.5%	75.8%	77.4%	79.1%
一人暮らし高齢者世帯（D）	43,758	44,248	44,802	45,495	46,238	47,116	48,100	53,137	59,030
高齢者がいる世帯数に占める割合（D/B）	48.9%	49.2%	49.4%	49.6%	49.8%	50.0%	50.2%	51.3%	52.5%
高齢者夫婦のみの世帯（E）	21,105	21,281	21,599	21,919	22,277	22,700	23,174	25,600	28,440
高齢者がいる世帯数に占める割合（E/B）	23.6%	23.7%	23.8%	23.9%	24.0%	24.1%	24.2%	24.7%	25.3%
その他の高齢者のみ世帯（F）	1,185	1,180	1,189	1,218	1,237	1,261	1,287	1,422	1,580
高齢者がいる世帯数に占める割合（F/B）	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%

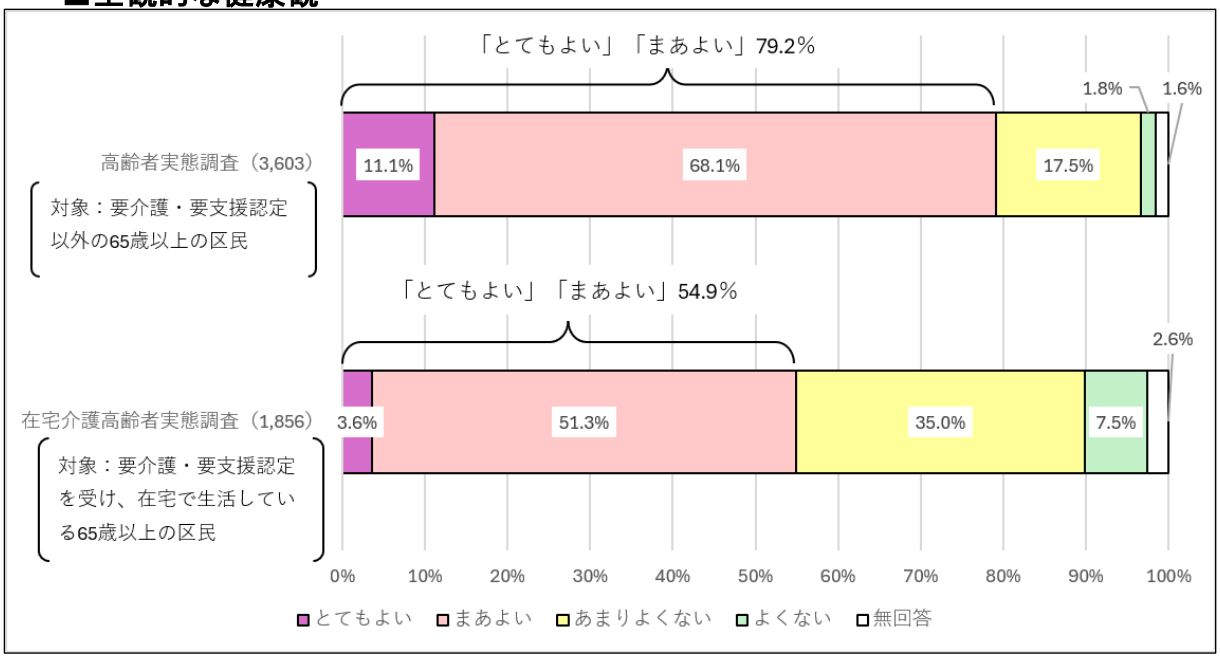
※令和 8 年（2026 年）までは 1 月 1 日現在の住民基本台帳の実績値、令和 9 年（2027 年）以降は推計値
※各数値は端数処理（四捨五入）を行っているため、合計と一致しない場合あり

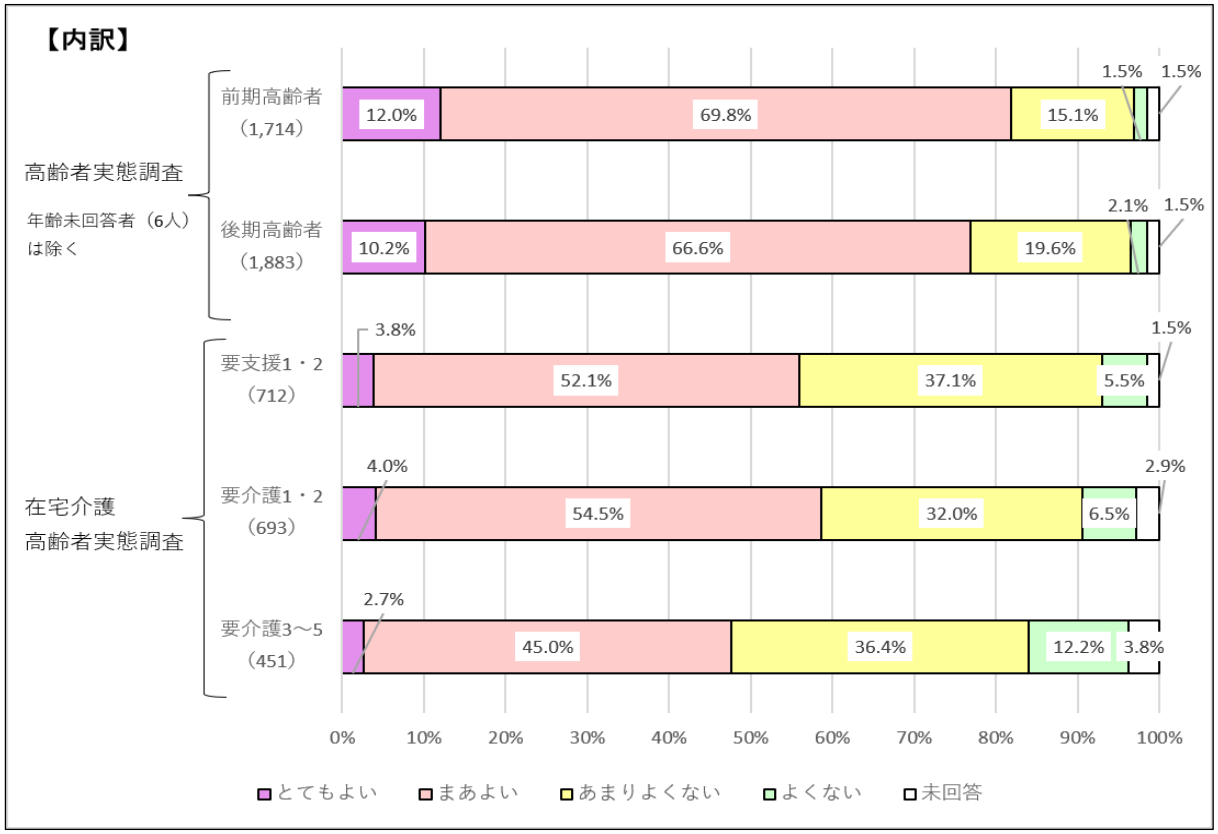
（3）高齢者の健康状態

①　主観的な健康観

○ 令和７年度（2025 年度）杉並区高齢者等実態調査の結果では、健康状態が「とてもよい」「まあよい」を合わせた回答の割合は、高齢者実態調査で 79.2%、在宅介護高齢者実態調査で 54.9%となり、要介護・要支援認定を受けている高齢者の方の主観的な健康観は低くなる傾向にあります。

■主観的な健康観





出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和８年（2026 年）３月）

② 要介護・要支援認定者数の推移

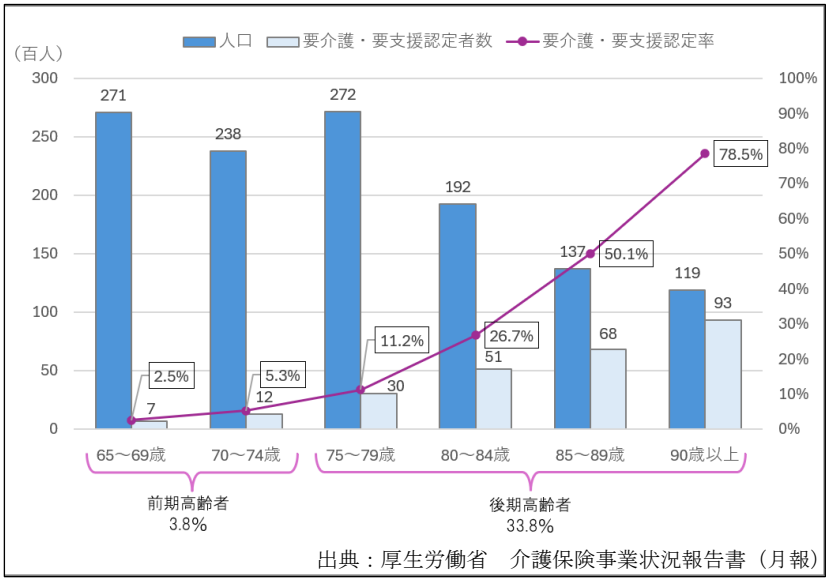
○ 第 1 号被保険者（65 歳以上）における令和 8 年（2026 年）1 月末時点の要介護認定者は 18,245 人、要支援認定者は 8,040 人で、第 1 号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合（要介護・要支援認定率。以下「認定率」という。）は 21.4%となっています。高齢者人口の増加に伴い、今後の認定率は緩やかに上昇すると見込まれます。

○ 後期高齢者の認定率は 33.8%で、前期高齢者の認定率 3.8%の約 8.9 倍です。年齢が上がるにつれて認定率は上昇し、85～89 歳では 50.1%と約 2 人に 1 人が要介護・要支援認定を受けています。

■年齢階級別要介護・要支援認定率（令和 8 年（2026 年）1 月）

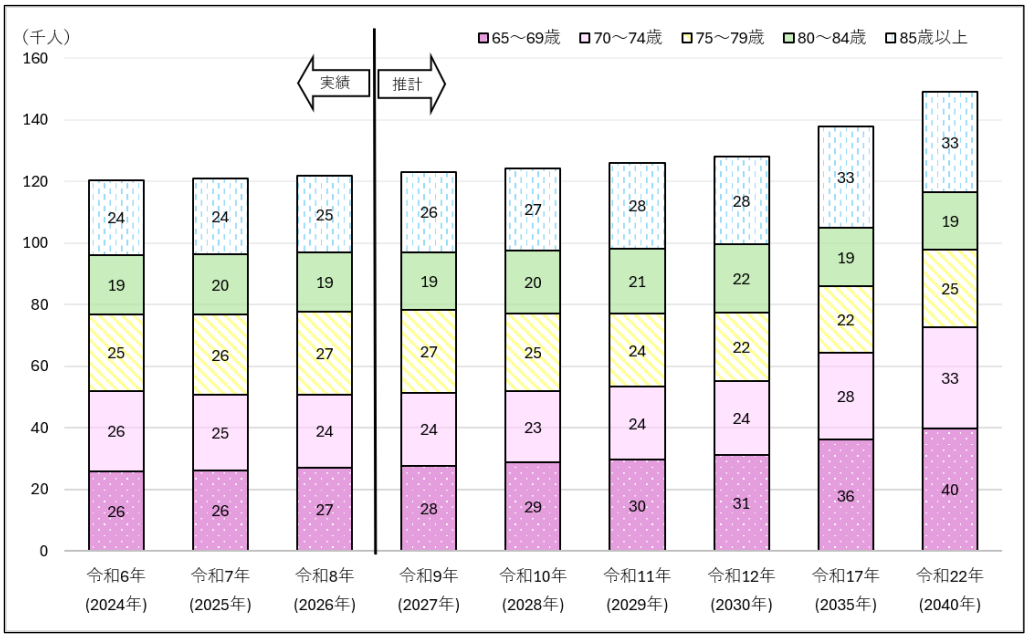
区分		人数	割合
第 1 号被保険者数		122,754人	
要支援	要支援 1	5,302人	4.3%
	要支援 2	2,738人	2.2%
	小計	8,040人	6.5%
要介護	要介護 1	6,352人	5.2%
	要介護 2	3,499人	2.9%
	要介護 3	2,965人	2.4%
	要介護 4	3,321人	2.7%
	要介護 5	2,108人	1.7%
	小計	18,245人	14.9%
計		26,285人	21.4%

※第 1 号被保険者数には、住所地特例者等を含む



出典：厚生労働省　介護保険事業状況報告書（月報）

■高齢者人口（年齢 5 歳階級別）の推移



※令和 8 年（2026 年）までは 1 月 1 日現在の住民基本台帳の実績値、令和 9 年（2027 年）以降は推計値

■要介護認定者数の推移の内訳（第１号被保険者）

実績値 ←→ 推計値

本計画期間

区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
第1号被保険者数	25,831	26,303	26,680	27,660	28,576	29,324	29,749	32,081	33,461
要支援1	5,115	5,213	5,638	6,032	6,369	6,552	6,639	7,020	7,201
要支援2	2,579	2,729	2,716	2,836	2,949	3,037	3,076	3,313	3,437
要介護1	6,136	6,251	6,414	6,695	6,959	7,218	7,320	7,907	8,212
要介護2	3,551	3,609	3,527	3,575	3,619	3,685	3,742	4,044	4,274
要介護3	2,962	2,968	2,951	3,013	3,066	3,117	3,169	3,480	3,666
要介護4	3,255	3,352	3,379	3,504	3,593	3,660	3,718	4,062	4,288
要介護5	2,233	2,181	2,055	2,005	2,021	2,055	2,085	2,255	2,383

■要介護認定者数の推移の内訳（第２号被保険者）

実績値 ←→ 推計値

本計画期間

区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
第2号被保険者数	555	605	612	627	625	625	622	605	590
要支援1	73	77	89	93	92	91	91	88	87
要支援2	54	67	66	70	71	72	72	70	68
要介護1	117	108	108	103	98	97	96	94	92
要介護2	125	135	118	115	117	118	118	114	111
要介護3	74	77	81	85	86	87	87	84	82
要介護4	60	68	63	65	65	65	63	62	60
要介護5	52	73	87	96	96	95	95	93	90

■要介護認定者数の推移の内訳（第１号被保険者＋第２号被保険者）

実績値 ←→ 推計値

本計画期間

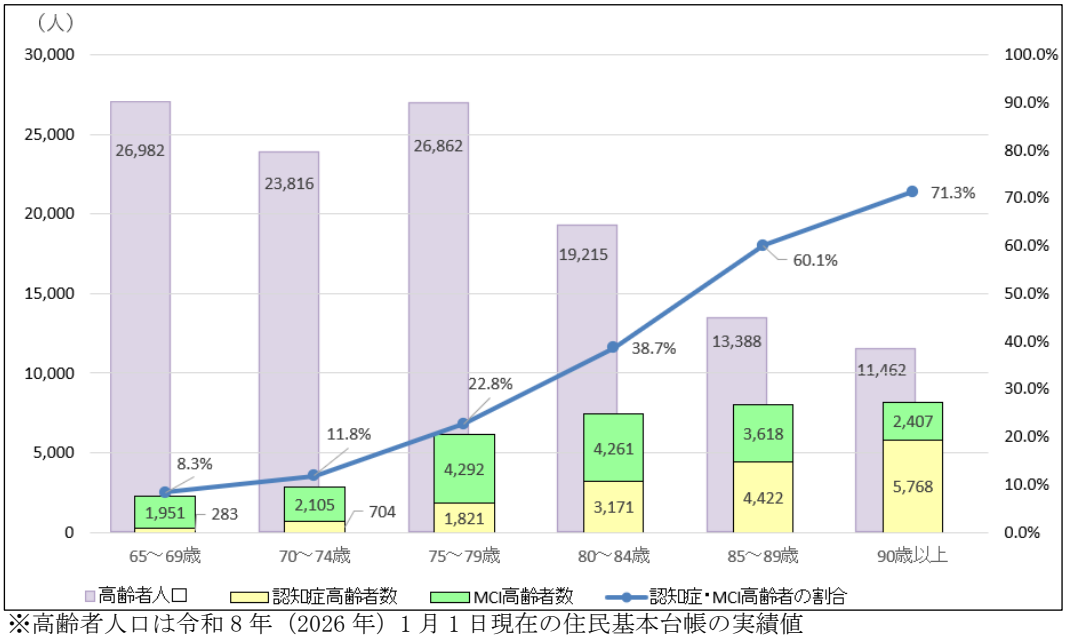
区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
要介護認定者数	26,386	26,908	27,292	28,287	29,201	29,949	30,371	32,686	34,051
要支援1	5,188	5,290	5,727	6,125	6,461	6,643	6,730	7,108	7,288
要支援2	2,633	2,796	2,782	2,906	3,020	3,109	3,148	3,383	3,505
要介護1	6,253	6,359	6,522	6,798	7,057	7,315	7,416	8,001	8,304
要介護2	3,676	3,744	3,645	3,690	3,736	3,803	3,860	4,158	4,385
要介護3	3,036	3,045	3,032	3,098	3,152	3,204	3,256	3,564	3,748
要介護4	3,315	3,420	3,442	3,569	3,658	3,725	3,781	4,124	4,348
要介護5	2,285	2,254	2,142	2,101	2,117	2,150	2,180	2,348	2,473

※令和８年(2026 年)までは各年 10 月１日現在の実績値で、令和９年(2027 年)以降は各年 10 月１日現在の推計値

③　認知症・ＭＣＩ高齢者数の推移

○ 令和 8 年（2026 年）1 月 1 日現在の認知症・ＭＣＩ[※7]高齢者数の合計は 34,803 人で、高齢者人口の 28.6%が認知症の症状を有する又は認知機能が低下していると見込まれます。また、年齢が高くなるほどその割合が高くなる状況となっています。

■年齢階級別認知症・ＭＣＩ高齢者数の推計（令和 8 年（2026 年））



※高齢者人口は令和 8 年（2026 年）1 月 1 日現在の住民基本台帳の実績値

※認知症・ＭＣＩ高齢者数は、厚生労働省 令和 5 年度老人保健事業推進等事業報告「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（研究代表者：二宮 九州大学教授）から推計

※各数値は端数処理（四捨五入）を行っているため、合計と一致しない場合あり

本計画期間

区分		令和8年（2026年）	令和9年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）	令和12年（2030年）	令和17年（2035年）	令和22年（2040年）
高齢者人口		121,725人	122,949人	124,298人	125,987人	127,940人	137,645人	148,918人
65～69歳	認知症・MCI高齢者数合計	2,233人	2,291人	2,370人	2,455人	2,573人	2,980人	3,270人
	認知症高齢者数	283人	290人	300人	311人	326人	378人	418人
	MCI高齢者数	1,951人	2,001人	2,070人	2,144人	2,247人	2,602人	2,852人
70～74歳	認知症・MCI高齢者数合計	2,809人	2,789人	2,750人	2,801人	2,839人	3,328人	3,847人
	認知症高齢者数	704人	699人	690人	703人	712人	835人	967人
	MCI高齢者数	2,105人	2,090人	2,060人	2,098人	2,127人	2,493人	2,880人
75～79歳	認知症・MCI高齢者数合計	6,113人	6,130人	5,737人	5,357人	5,043人	4,921人	5,736人
	認知症高齢者数	1,821人	1,827人	1,710人	1,597人	1,502人	1,463人	1,705人
	MCI高齢者数	4,292人	4,303人	4,027人	3,760人	3,541人	3,458人	4,030人
80～84歳	認知症・MCI高齢者数合計	7,432人	7,276人	7,830人	8,223人	8,607人	7,399人	7,189人
	認知症高齢者数	3,171人	3,104人	3,338人	3,505人	3,669人	3,155人	3,064人
	MCI高齢者数	4,261人	4,172人	4,491人	4,717人	4,938人	4,245人	4,125人
85～89歳	認知症・MCI高齢者数合計	8,040人	8,345人	8,606人	9,027人	9,264人	10,524人	9,068人
	認知症高齢者数	4,422人	4,587人	4,737人	4,961人	5,093人	5,768人	4,975人
	MCI高齢者数	3,618人	3,758人	3,869人	4,066人	4,171人	4,757人	4,093人
90歳以上	認知症・MCI高齢者数合計	8,175人	8,572人	8,954人	9,107人	9,264人	10,784人	12,465人
	認知症高齢者数	5,768人	6,055人	6,327人	6,447人	6,564人	7,643人	8,816人
	MCI高齢者数	2,407人	2,517人	2,627人	2,660人	2,700人	3,141人	3,649人
合計	認知症・MCI高齢者数合計（割合）	34,803人（28.6%）	35,403人（28.8%）	36,247人（29.2%）	36,969人（29.3%）	37,591人（29.4%）	39,936人（29.0%）	41,575人（27.9%）
	認知症高齢者数	16,169人	16,562人	17,103人	17,524人	17,866人	19,241人	19,945人
	MCI高齢者数	18,634人	18,842人	19,144人	19,445人	19,725人	20,695人	21,630人

※7　ＭＣＩ：もの忘れなどの軽度認知障害が認められるが、日常生活は自立しているため、認知症とは診断されない状態

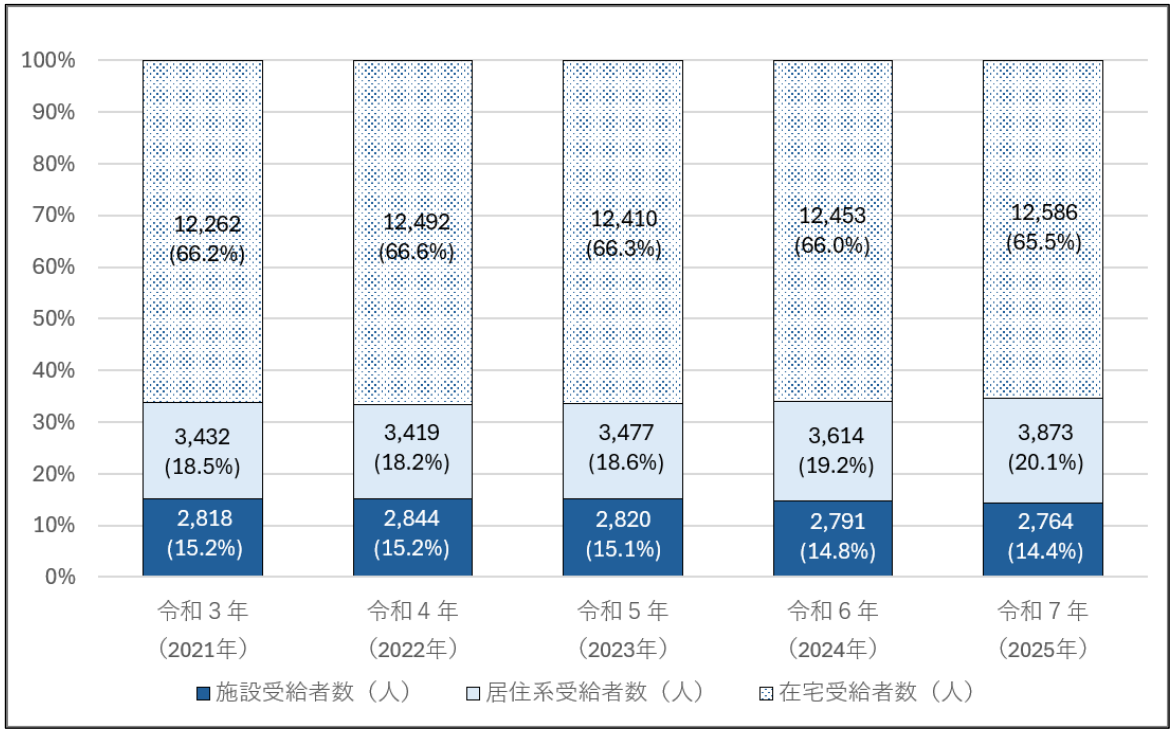
（4）介護保険サービス（施設・居住系・在宅）別の受給者数の推移

○ 高齢者人口（特に後期高齢者人口）の増加に伴い、介護保険サービス受給者も増加しています。

○ サービス種別ごとの受給者数の推移では、居住系受給者数・在宅受給者数は増加傾向が見られます。在宅介護サービス基盤の充実に加えて、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加により、同居家族が担うことができない見守りや介護等を在宅サービス等が補完しています。また、要介護・要支援認定者のうち、いわゆる軽度認定者（要支援 1・2、要介護 1）の割合が高いことからも、在宅サービスの利用者が多い状況となっています。

○ 一方で、施設サービスについては定員の制約等から大幅な増加が見られず、施設受給者数はおおむね横ばいで推移しています。

■施設・居住系・在宅の各サービス別受給者数の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム指標 D1　時点：各年度 3 月事業状況報告

※各サービスの主な種別

サービス	主な種別
施設	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院
居住系	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

2　前計画期間における区の主な取組と課題

取組方針１　元気高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実

【主な取組と実績】

○ 令和６年度（2024 年度）から令和８年度（2026 年度）（９月末現在）までの実績は、次のとおりです。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th>実績</th></tr>
<tr><td>1</td><td>杉並区シルバー人材センター※8の運営支援</td><td>○シルバー人材センターの運営支援を通して、会員のいきがいを得るための事業につなげました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和６（2024）年度</th><th>７（2025）年度</th><th>８（2026）年度</th></tr>
<tr><td>就業実人員数</td><td>1,847 人</td><td>1,850 人</td><td>1,613 人
※8 月末現在</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>ゆうゆう館の運営</td><td>○ゆうゆう館では、高齢者のニーズに応じた多様な協働事業を実施しました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和６（2024）年度</th><th>７（2025）年度</th><th>８（2026）年度</th></tr>
<tr><td>協働事業参加者数</td><td>27 館 86,184 人</td><td>26 館 87,509 人</td><td>26 館 38,296 人
※8 月末現在</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>コミュニティふらっとの運営</td><td>○コミュニティふらっとでは、高齢者をはじめとする多世代の活動・交流の場と機会を提供しました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和６（2024）年度</th><th>７（2025）年度</th><th>８（2026）年度</th></tr>
<tr><td>高齢者団体登録数</td><td>7 施設 228 団体</td><td>8 施設 232 団体</td><td>8 施設 231 団体</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4</td><td>いきいきクラブ※9の活動支援</td><td>○いきいきクラブによる、いきがいと健康づくり・仲間づくり等の活動を支援しました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和６（2024）年度</th><th>７（2025）年度</th><th>８（2026）年度</th></tr>
<tr><td>クラブ活動回数</td><td>60 クラブ 17,309 回</td><td>60 クラブ 16,654 回</td><td>―</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>5</td><td>長寿応援ポイント事業※10の実施</td><td>○事業を通して、高齢者の地域貢献活動やいきがい活動等を支援しました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和６（2024）年度</th><th>７（2025）年度</th><th>８（2026）年度</th></tr>
<tr><td>ポイント交換者数（実人数）</td><td>4,384 人</td><td>5,040 人</td><td>2,383 人
※8 月末現在</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

○ これらの取組の結果、取組方針１の指標は次のとおり推移しています。

取組方針１の指標	区分	令和６（2024）年度	７（2025）年度	８（2026）年度
地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合（区民意向調査）	目標値（A）	47.8%	48.1%	48.5%
	実績値（B）	55.9%	47.1%	―
	達成率（B/A）	116.9%	97.9%	―

※8 **杉並区シルバー人材センター**：区内に居住するおおむね 60 歳以上の区民で、定年などで勤めをやめた人、高齢のため一般雇用を希望しない人、経験や能力を生かし何か仕事をしたい、何らかの収入を得たいという人が、臨時的・短期的な仕事を通じて社会参加していくための団体

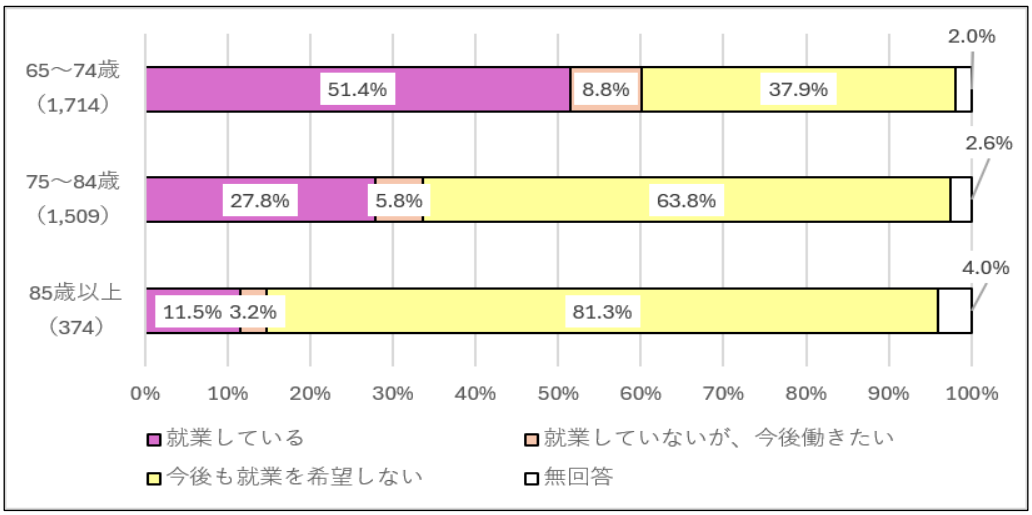
※9 **いきいきクラブ**：おおむね 60 歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのために多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※10 **長寿応援ポイント事業**：区が事前に設定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

【今後の課題】

○ 令和 7 年度（2025 年度）に実施した「杉並区高齢者実態調査」（以下「高齢者実態調査」という。）では、65 歳から 74 歳までの 6 割以上が「就業している」「就業していないが、今後働きたい」と回答しています。

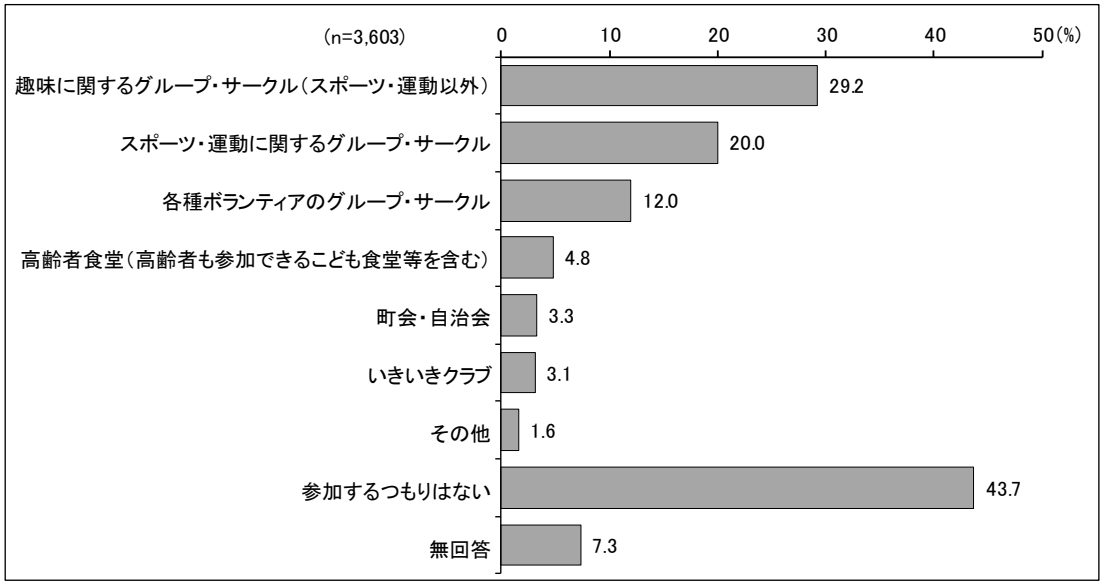
■就業状況・就業意向



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

○ 同じく高齢者実態調査では、「今後参加してみたい地域活動」について、次のような結果となっています。

■今後参加してみたい地域活動



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

○ これらのことから、今後も高齢者のいきがい活動等を支援するための場と機会の提供に努める必要があります。加えて、これらの社会参加（就労・いきがい活動等）に資する環境整備として、引き続き、ユニバーサルデザインのまちづくりや誰もが利用しやすい移動手段、高齢者のデジタルデバイド対策等に取り組むことが求められます。

取組方針 2　高齢者の健康づくり・介護予防の推進

【主な取組と実績】

○ 令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）（9 月末現在）までの実績は、次のとおりです。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th>実績</th></tr>
<tr><td>1</td><td>成人等健康診査の実施</td><td>○30～39 歳で職場等において健康診査を受ける機会のない区民及び 40 歳以上で医療保険に加入していない区民を対象に、成人等健康診査を実施しました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和 6（2024）年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td>受診者数</td><td>5,080 人</td><td>4,765 人</td><td>—</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>後期高齢者健康診査の実施</td><td>○後期高齢者医療制度※11加入者を対象に、後期高齢者健康診査を実施しました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和 6（2024）年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td>受診者数</td><td>31,672 人</td><td>31,609 人</td><td>—</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実</td><td>○総合事業を通して、高齢者の介護予防・フレイル予防を支援しました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和 6 (2024) 年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td>介護予防普及啓発事業参加者数</td><td>3,501 人</td><td>3,494 人</td><td>829 人
※8 月末現在</td></tr>
<tr><td>地域介護予防活動支援事業参加者数</td><td>29,628 人</td><td>29,352 人</td><td>12,172 人
※8 月末現在</td></tr>
<tr><td>短期集中予防サービス利用後の維持改善者割合</td><td>94.0%</td><td>96.4%</td><td>89.5%
※評価済み分</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

○ これらの取組の結果、取組方針 2 の指標は次のとおり推移しています。

<table>
<tr><th>取組方針 2 の指標</th><th>区分</th><th>令和 6（2024）年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">65 歳健康寿命※12</td><td>目標値（A）</td><td>男 83.9 歳
女 87.3 歳</td><td>男 84.0 歳
女 87.5 歳</td><td>男 84.1 歳
女 87.6 歳</td></tr>
<tr><td>実績値（B）</td><td>男 83.6 歳
女 86.7 歳</td><td>男 83.6 歳
女 86.7 歳</td><td rowspan="2">—</td></tr>
<tr><td>達成率（B/A）</td><td>男 99.6%
女 99.3%</td><td>男 99.5%
女 99.1%</td></tr>
</table>

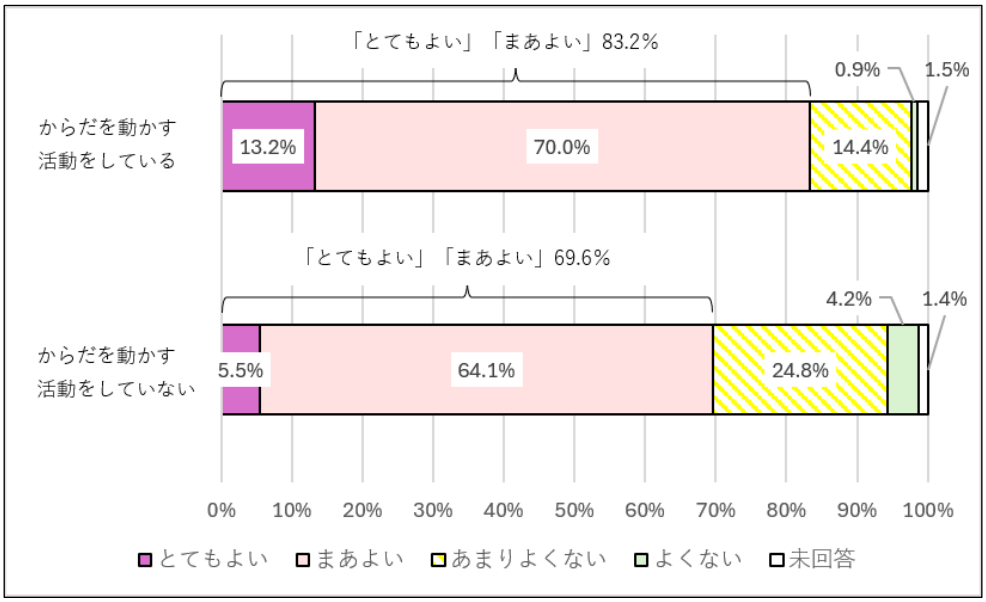
※11 **後期高齢者医療制度**：生活保護受給者を除く 75 歳以上全員と前期高齢者（65～74 歳）で障害認定による者を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度

※12 **65 歳健康寿命**：65 歳の人が要介護認定（要介護 2 以上）を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの（東京保健所長会方式による算出方法）

【今後の課題】

○ 令和 7 年度（2025 年度）に実施した高齢者実態調査による「からだを動かす活動の有無」と「現在の健康状態」の回答を分析したところ、「からだを動かす活動をしている」と回答した人は、「からだを動かす活動をしていない」と回答した人よりも、健康状態が「とてもよい」「まあよい」とする割合が 13.6 ポイント高くなっています。

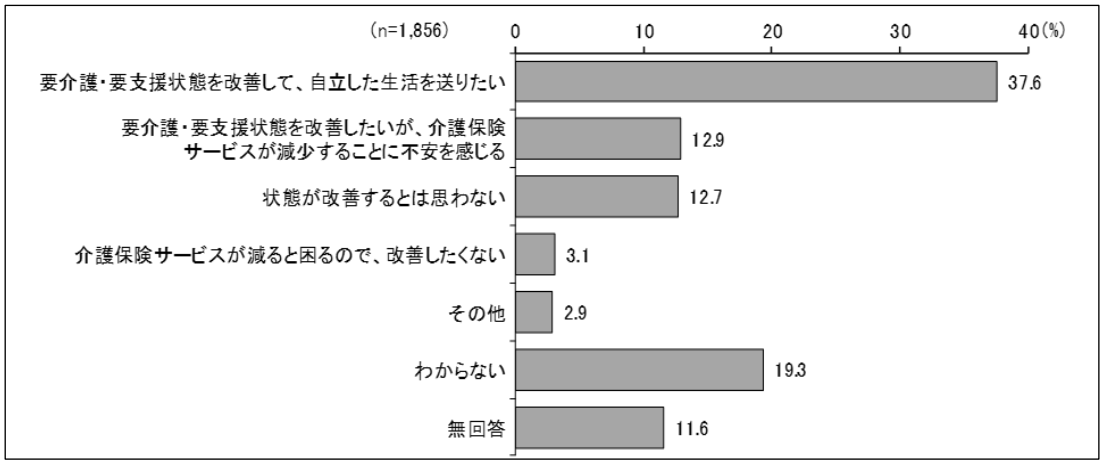
■からだを動かす活動の有無と健康状態の関係



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

○ また、在宅介護高齢者実態調査で「要介護・要支援状態の改善についての考え」を聞いたところ、「要介護・要支援状態を改善して、自立した生活を送りたい」という回答が最も多くなっています。

■要介護・要支援状態の改善についての考え



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

○ これらのことから、高齢者が健康でいきいきと暮らし続けることができるよう、引き続き、一人ひとりの状況に応じて自主的に健康づくりや介護予防・フレイル予防に取り組むための支援に一層力を入れていく必要があります。

取組方針 3　支援が必要な高齢者に対する見守り・支援体制と家族介護者支援の充実

【主な取組と実績】

○ 令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）（9 月末現在）までの実績は、次のとおりです。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th>実績</th></tr>
<tr><td>1</td><td>安心おたっしゃ訪問の実施</td><td>○75 歳以上で介護保険サービス等を利用していない区民を主な対象に訪問し、安否確認や必要な支援につなぎました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和 6（2024）年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td>訪問者数</td><td>8,834 人</td><td>8,756 人</td><td>5,771 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>ＩＣＴを活用した見守りの実施</td><td>○緊急通報システムや認知症高齢者探索システムなどのＩＣＴを活用した見守りサービスを提供しました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和 6（2024）年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td>高齢者緊急通報システム委託世帯数</td><td>新規 258 世帯
（累計 1,384 世帯）</td><td>新規 237 世帯
（累計 1,383 世帯）</td><td>新規 123 世帯
（累計 1,401 世帯）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>介護者サービスの実施</td><td>○在宅介護を担う介護者の休息確保と負担軽減のための事業を実施しました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和 6（2024）年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td>ほっと一息、介護者ヘルプ事業利用者数</td><td>9,643 人</td><td>9,259 人</td><td>3,655 人</td></tr>
<tr><td>介護用品の支給事業利用者数</td><td>5,035 人</td><td>5,208 人</td><td>5,184 人
※8 月末現在</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

○ これらの取組の結果、取組方針 3 の指標は次のとおり推移しています。

取組方針 3 の指標	区分	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
今後も在宅での介護を続けていけると思う介護者の割合（区民意向調査）	目標値（A）	90.0%	90.0%	90.0%
	実績値（B）	75.6%	78.0%	―
	達成率（B/A）	84.0%	86.7%	―

【今後の課題】

○ 更なる高齢化の進展等に伴い、今後も一人暮らし高齢者をはじめとする高齢者のみの世帯の増加が見込まれています。

■一人暮らし高齢者など高齢者のみ世帯数の推計

区分	令和9（2027）年度	令和12（2030）年度	令和22（2040）年度
高齢者のみ世帯 （全世帯数に占める割合）	68,537世帯 (19.9%)	72,208世帯 (20.0%)	88,975世帯 (22.8%)
一人暮らし高齢者世帯 （全世帯数に占める割合）	45,432世帯 (13.2%)	47,866世帯 (13.3%)	58,980世帯 (15.1%)

○ 特に、一人暮らし高齢者は日常生活の悩み・困りごとを一人で抱え込み、孤立しがちであり、令和 7 年度（2025 年度）に実施した高齢者実態調査結果では「困ったとき等に相談する相手がいない・相談先が分からない」という人が多い状況でした。

■困ったとき等の相談先

区分	全体	高齢者のみ世帯（一人暮らしを除く）	一人暮らし高齢者
ご本人の家族や親族	85.9%	89.3%	73.1%
友人・知人	33.5%	32.3%	40.1%
近所の人	4.1%	3.4%	5.7%
医師・看護師等	17.4%	18.2%	12.6%
社会福祉協議会	1.9%	1.5%	3.2%
介護保険相談員（民生委員）	2.4%	2.6%	2.5%
地域包括支援センター（ケア24）	12.2%	13.2%	11.8%
ケアマネジャー	4.2%	5.4%	2.7%
介護保険サービス事業者（ヘルパー等）	1.6%	2.0%	1.1%
区の窓口	12.3%	12.3%	11.0%
まちかど介護相談薬局	0.2%	0.1%	0.1%
高齢者のための夜間安心電話	1.4%	1.2%	1.6%
その他	1.2%	1.0%	1.4%
相談する相手がいない・相談先が分からない	3.7%	2.5%	7.3%
無回答	2.6%	2.9%	3.3%

出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

○ こうした中で国は、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続きや、葬儀・納骨などの死後事務の支援を第二種社会福祉事業に位置付け、社会福祉協議会等の多様な主体が実施できるよう、社会福祉法を改正（令和 8 年（2026 年）6 月）しました。

○ これらのことから、一人暮らし高齢者等が孤立せずに希望を持って地域で安心して生活を続けることができるよう、今後も見守り・支援体制を充実・強化し、必要なときに必要な支援をつないでいくことが求められます。

取組方針 4　地域包括ケアシステムの推進・強化と認知症施策の推進

【主な取組と実績】

○ 令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）（9 月末現在）までの実績は、次のとおりです。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th>実績</th></tr>
<tr><td>1</td><td>ケア 24 の総合相談の強化</td><td>○身近な地域の拠点である 20 か所のケア 24 において、高齢者の総合相談を実施しました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和 6（2024）年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td>ケア 24 相談件数</td><td>145,528 件</td><td>148,481 件</td><td>63,104 件
※8 月末現在</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>地域ケア会議の実施と地域包括支援ネットワークの充実</td><td>○各ケア 24 が地域ケア会議で、個別ケースや地域課題の解決に向けた検討・調整を図りました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和 6（2024）年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td>地域ケア会議開催回数</td><td>166 回</td><td>164 回</td><td>52 回
※8 月末現在</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>在宅医療体制の充実</td><td>○在宅医療相談調整窓口では、区民や医療・介護関係者からの相談を受け付け、医療機関との調整や情報提供を行いました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和 6（2024）年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td>調整窓口の相談件数</td><td>292 件</td><td>279 件</td><td>104 件</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4</td><td>認知症バリアフリーの推進</td><td>○認知症の人・家族と共に活動する人材育成・組織化を行いました。
<table>
<tr><th>指標</th><th>令和 6（2024）年度</th><th>7（2025）年度</th><th>8（2026）年度</th></tr>
<tr><td>認知症サポーター新規養成者数</td><td>1,678 人</td><td>1,277 人</td><td>380 人
※8 月末現在</td></tr>
<tr><td>チームオレンジ※13 のチーム数</td><td>累計 15 チーム</td><td>累計 18 チーム</td><td>累計 20 チーム</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

○ これらの取組の結果、取組方針 4 の指標は次のとおり推移しています。

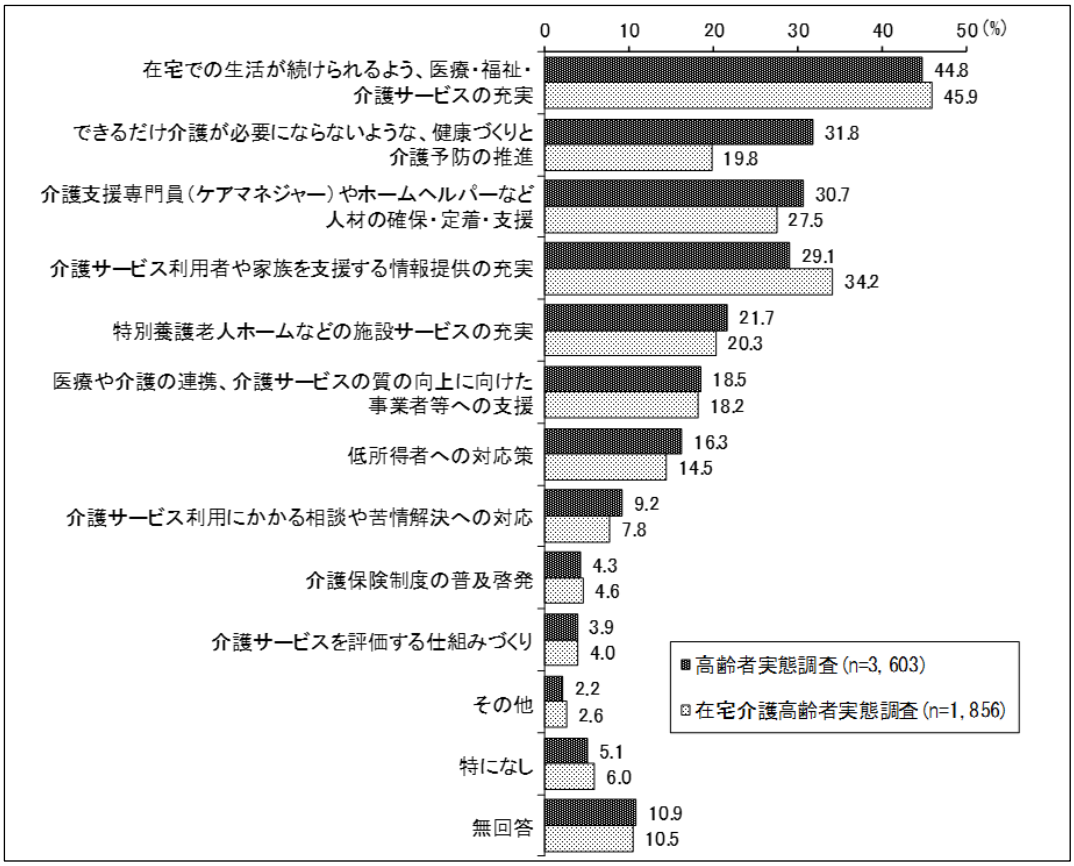
取組方針 4 の指標	区分	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合（区民意向調査）	目標値（A）	31.0%	31.0%	32.0%
	実績値（B）	29.4%	31.2%	—
	達成率（B/A）	94.8%	100.6%	—
ケア 24 で総合相談から認知症支援に繋いだ件数	目標値（A）	8,080 件	8,110 件	8,140 件
	実績値（B）	6,916 件	6,301 件	3,042 件 ※8 月末現在
	達成率（B/A）	85.6%	77.7%	37.4%

※13 **チームオレンジ**：認知症の人や家族と共に活動するために組織したチーム。区では令和 8（2026）年度までに 20 所全てのケア 24 に設置

【今後の課題】

○ 令和 7 年度（2025 年度）に実施した高齢者実態調査及び在宅介護高齢者実態調査で「今後、区が力を入れていくべきこと」を聞いたところ、いずれも「在宅での生活が続けられるよう、医療・福祉・介護サービスの充実」を求める回答が最も多い結果でした。

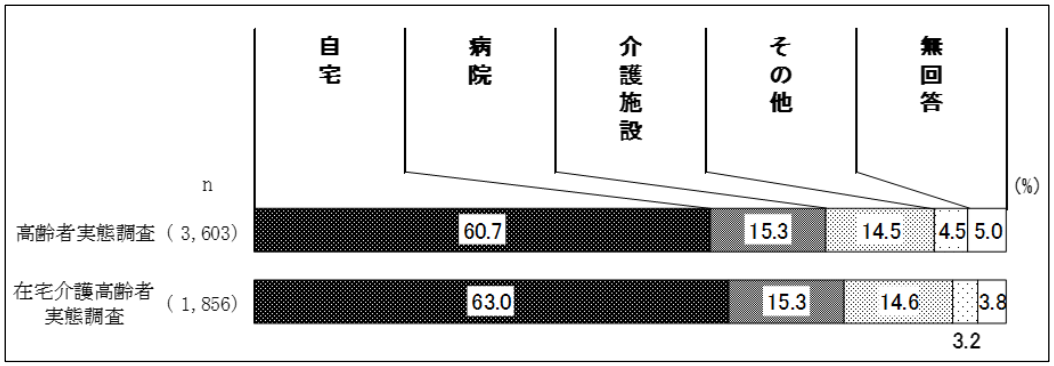
■今後、区が力を入れていくべきこと



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

○ 同じく 2 つの実態調査によると、「人生の最期や終末期を過ごしたい場所」は、いずれも「自宅」が最も高い回答となっています。

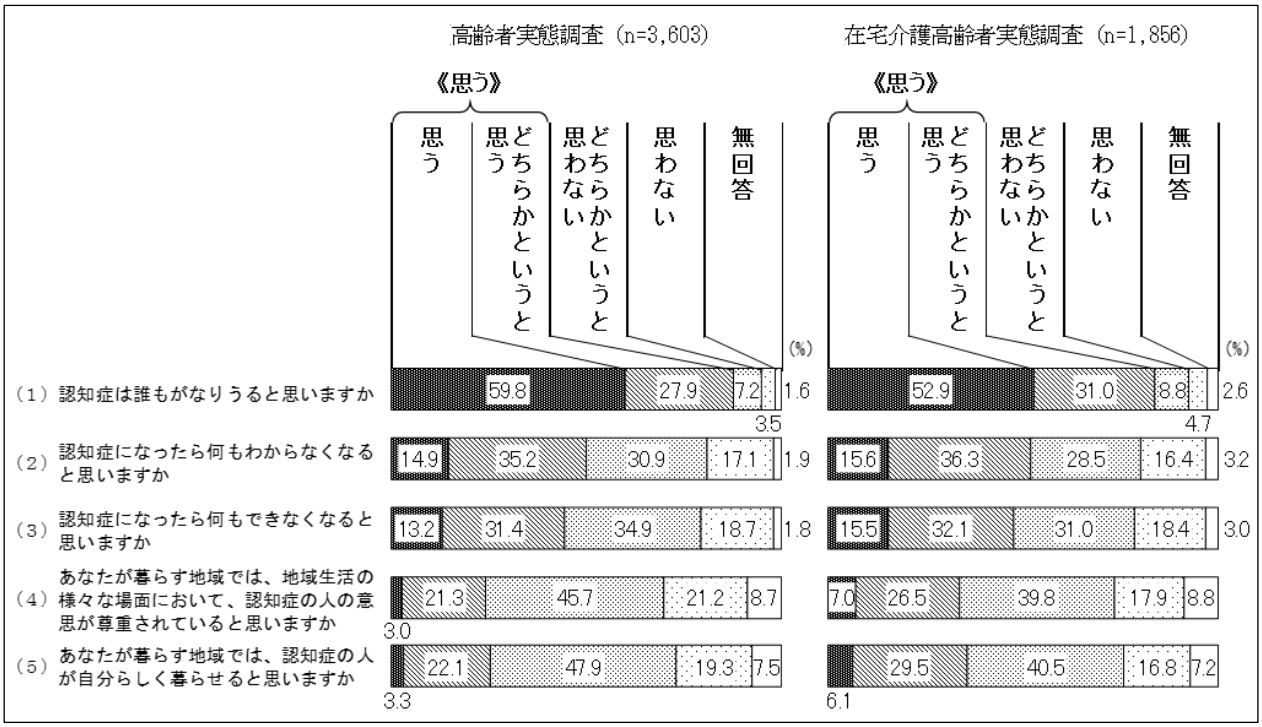
■人生の最期や終末期を過ごしたい場所



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

○ また、「認知症についての印象」を聞いたところ、次のとおりの結果でした。

■認知症についての印象



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和８年（2026 年）３月）

○ これらのことから、高齢者が要介護等の状態になっても、住み慣れた地域で、安心・安全に生活することができるよう、引き続き、地域包括ケアシステムの推進・強化を図ることが重要です。加えて、多くの区民に認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深め、認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現に向けて認知症施策の一層の推進に取り組む必要があります。

取組方針 5　介護サービス（在宅・施設）基盤の整備・充実

【主な取組と実績】

○ 令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）（9 月末現在）までの実績は、次のとおりです。

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th>実績</th></tr>
<tr><td>1</td><td>特別養護老人ホームの整備</td><td>○入所定員数に増減はなく、直近の令和 8 年（2026 年）4 月に行った需給予測結果においても、令和 12 年度（2030 年度）までの間、緊急性の高い入所待機者※14は発生しない見込みです。
<table>
<tr><td>指標</td><td>令和 6（2024）年度</td><td>7（2025）年度</td><td>8（2026）年度</td></tr>
<tr><td>入所定員数</td><td>23 施設 2,406 人</td><td>23 施設 2,406 人</td><td>23 施設 2,406 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2</td><td>認知症高齢者グループホームの整備</td><td>○令和 7 年（2025 年）6 月に行った需給予測結果を踏まえ、令和 8 年度（2026 年度）に計画していた 1 所の新規整備は取り止めました。
<table>
<tr><td>指標</td><td>令和 6（2024）年度</td><td>7（2025）年度</td><td>8（2026）年度</td></tr>
<tr><td>入所定員数</td><td>38 施設 708 人</td><td>40 施設 762 人</td><td>40 施設 771 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>都市型軽費老人ホームの整備</td><td>○未整備地域（阿佐谷、高円寺、方南・和泉）を対象に公募を実施したものの、応募事業者がありませんでした。
<table>
<tr><td>指標</td><td>令和 6（2024）年度</td><td>7（2025）年度</td><td>8（2026）年度</td></tr>
<tr><td>入所定員数</td><td>3 施設 60 人</td><td>4 施設 79 人</td><td>4 施設 79 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4</td><td>介護事業所職員向け研修の実施</td><td>○区に寄せられた意見・要望等を踏まえ、各年度の研修内容の充実に努めました。
<table>
<tr><td>指標</td><td>令和 6（2024）年度</td><td>7（2025）年度</td><td>8（2026）年度</td></tr>
<tr><td>研修参加者数</td><td>13 回 989 人</td><td>18 回 753 人</td><td>10 回 546 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>5</td><td>介護ロボットの導入支援</td><td>○適宜助成事業の充実を図り、介護ロボット等の導入を支援しました。
<table>
<tr><td>指標</td><td>令和 6（2024）年度</td><td>7（2025）年度</td><td>8（2026）年度</td></tr>
<tr><td>助成先事業所数
（平成 28 年度からの累計）</td><td>29 所</td><td>36 所</td><td>―</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

○ これらの取組の結果、取組方針 5 の指標は次のとおり推移しています。

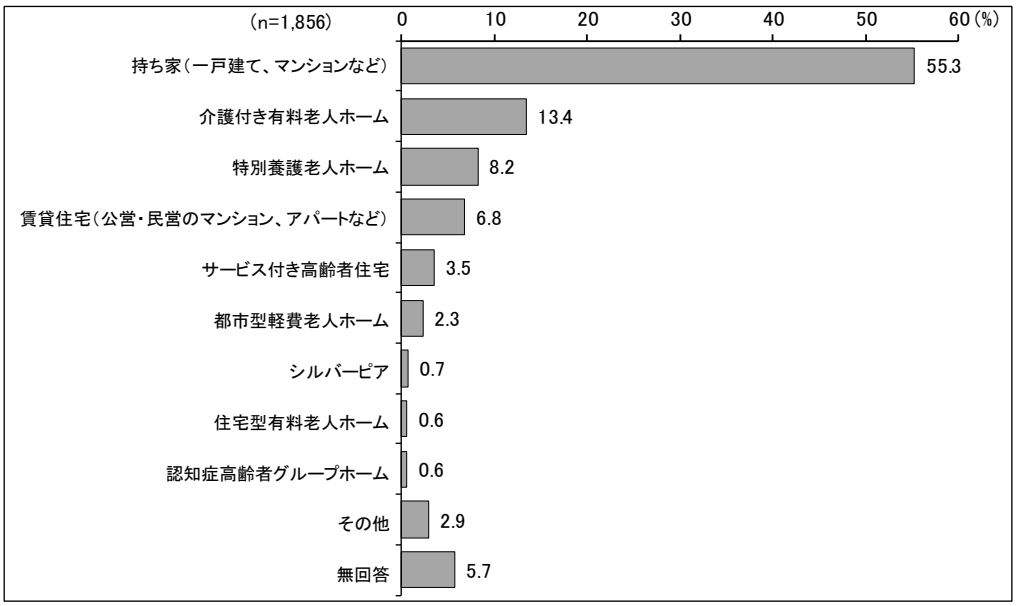
取組方針 5 の指標	区分	令和 6（2024）年度	7（2025）年度	8（2026）年度
特別養護老人ホームの整備が充足している割合 ※年度内入所者数（A）÷入所申込者のうち、当該年度の 4 月 1 日時点で区が最も入所優先度が高い区分に評価した者の数（B）	目標値（A）	100%以上	100%以上	100%以上
	実績値（B）	170.1%	186.6%	―
	達成率（B/A）	170.1%	186.6%	―

※14 **緊急性の高い入所待機者**：特別養護老人ホーム入所申込者に、区の評価により優先度が高く、早期入所を希望する者の割合を乗じて算出した人数から、1 年間の入所可能枠数を差し引いた人数

【今後の課題】

○ 令和 7 年度（2025 年度）に実施した在宅介護高齢者実態調査で「今後、介護サービスを受けたい場所」を聞いたところ、「持ち家（一戸建て、マンションなど）」が最も多く、次いで「介護付き有料老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」と続きました。高齢化の更なる進展等に伴い、今後も在宅及び施設サービスが必要な要介護高齢者の増加が見込まれます。

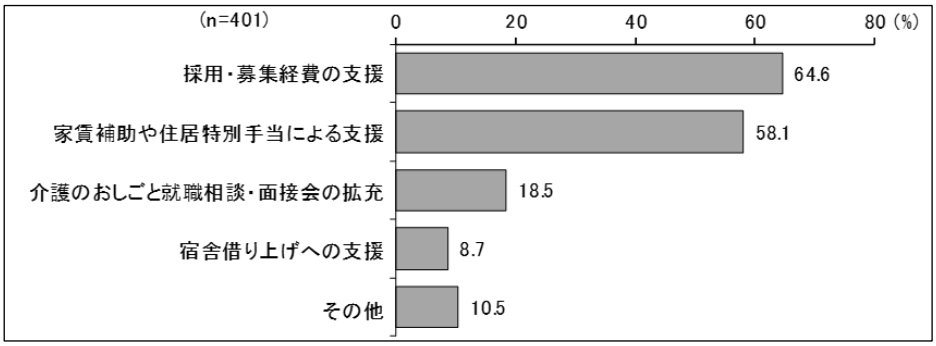
■介護サービスを受けたい場所



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

○ また、介護サービス事業所等実態調査で「介護人材確保について区に望むこと」を聞いたところ、特に「採用・募集経費の支援」「家賃補助や住居特別手当による支援」とする回答が多い結果でした。

■人材確保について区に望むこと



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

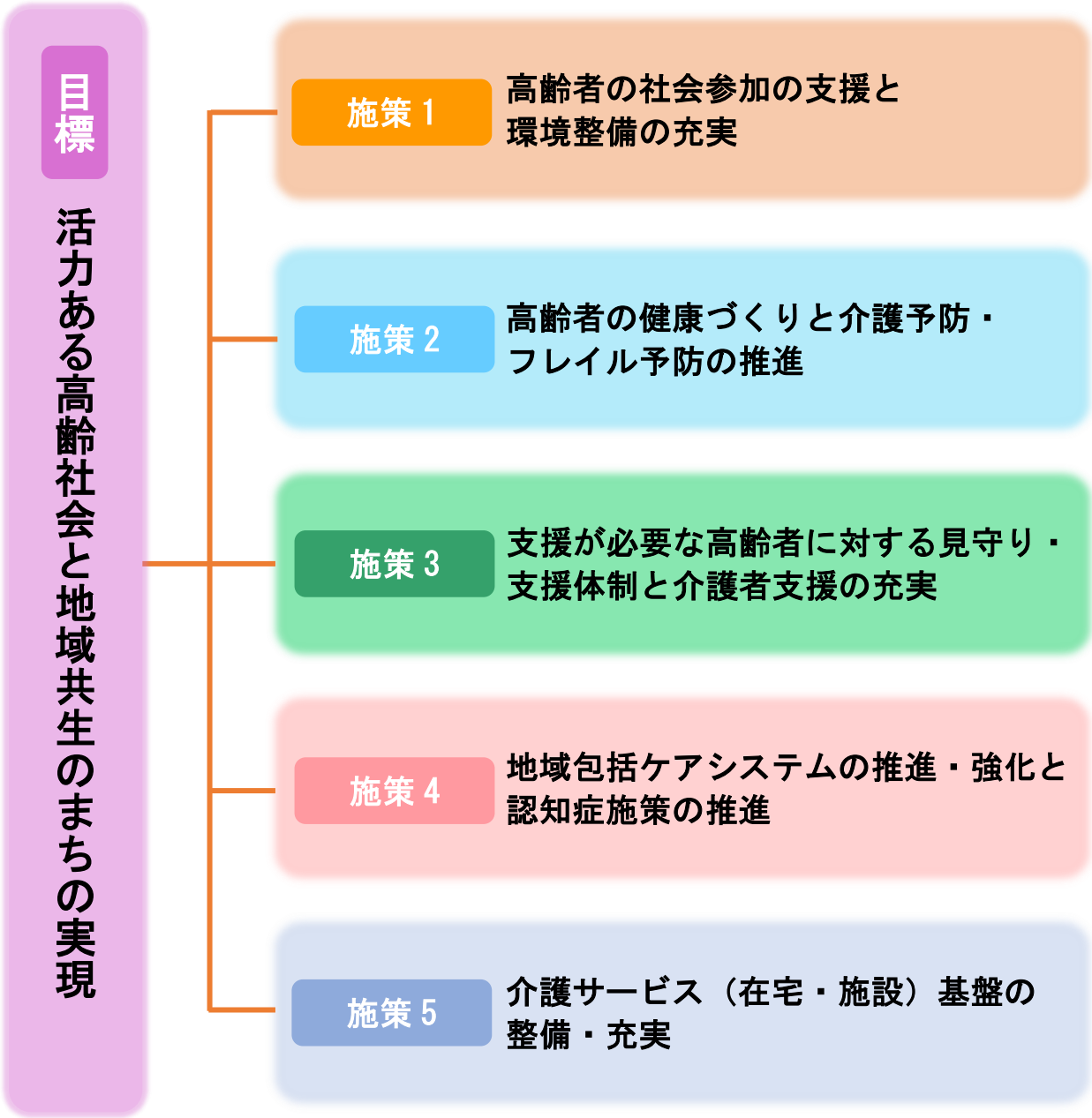
○ これらのことから、国が示す「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等を踏まえ、引き続き円滑かつ適切な介護サービスを提供することができるよう、介護サービス基盤の整備・充実と介護人材定着・育成支援の充実等に取り組む必要があります。

第 3 章　計画の体系と内容

1　計画の体系

○ 計画の体系は、先述した「計画の目標」（4 ページ）及び「これまでの区の主な取組と課題」（16～26 ページ）を踏まえて次のとおりとし、具体的な取組を総合的に推進します。

○ なお、施策ごとに指標及び指標の目標値達成に向けた重点事業を設定し、それらの推移等を基に、各年度における計画の進捗状況を検証・評価することとします。



※「認知症施策推進計画」は第 4 章に、「第 10 期介護保険事業計画」は第 5 章にそれぞれ掲載

【凡例】 第3章の見方

「計画の目標」を達成するための施策です。

施策に関連する[SDGs]のゴール（目標）を示しています。

計画で掲げる目標の達成に向け取り組む事業と、その事業を構成する主な取組です。

指標の実績値と計画期間における目標値です。この目標値達成に向け重点となる取組を設定しています。

施策ごとに、目指す姿を示しています。

事業を構成する主な取組とその概要、取組の所管課を記載しています。

施策１
高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実

<関連するＳＤＧｓのゴール>

事業	主な取組	ページ
（1）多様な働き方の支援 【重点事業１】	①就労支援センターの運営	35
	②杉並区シルバー人材センターの運営支援	35
	③すぎなみ協働プラザによるＮＰＯ就労支援	35
（2）いきがい活動の支援 【重点事業２】	④ゆうゆう館の運営	36
	⑤コミュニティふらっとの運営	36
	⑥高齢者活動支援センターの運営	36
	⑦いきいきクラブの活動支援	36
	⑧長寿応援ポイント事業の実施	36
	⑨杉の樹大学事業の実施	36
	⑩すぎなみ地域大学の運営	37
（3）社会参加に資する環境整備	⑪ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	37
	⑫心のバリアフリーの理解・促進	37
	⑬新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充	37
	⑭外出支援相談センターの運営と福祉有償運送団体の支援	38
	⑮誰もが利用しやすい公園づくり	38
	⑯デジタルデバイド対策の推進	38

施策１の指標

指標名	実績値	計画期間		
	令和７年度（2025 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
【重点事業１】地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合（区民意向調査）	47.1%	48.5%	48.9%	49.2%
【重点事業２】いきがいを感じている高齢者の割合（区民意向調査）	73.7%	79.0%	80.0%	81.0%

2　施策別の計画内容

施策１　**高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実**

■ **目指す姿**

○ 働く意欲のある高齢者が、長年培ってきた知識・経験等を生かしながら、自らの希望やニーズに応じて働き続けています。
○ 高齢者が、いきがいを持って、生活を送るとともに地域共生社会づくりの担い手となるなど、いきいきと活躍しています。
○ 高齢者や障害者など誰もが安全・安心に外出したり、活動したりすることができる環境整備が進んでいます。

（1）多様な働き方の支援 【重点事業１】

①就労支援センターの運営	所管課	産業振興センター
働く意欲がありながら就職に結び付いていない、高齢者を含む区民の就労促進と区内産業の活性化を図るため、就労につなげるセミナーの実施回数を段階的に増やすなど、その中で高齢者等に対象を特定したセミナーを開催するなど、就労支援の充実を図ります。		

②杉並区シルバー人材センターの運営支援	所管課	高齢者施策課
高齢者が知識・経験を生かして社会参加し、いきがいを持って活躍できるよう、公益社団法人杉並区シルバー人材センターの運営を支援し、臨時的・短期的又は軽易な業務への就業機会の提供・充実を図ります。		

③すぎなみ協働プラザ※18によるＮＰＯ就労支援	所管課	地域課 企画課
高齢者を含む就労希望者が社会貢献活動等の担い手として活躍できるよう、ＮＰＯ※19団体（非営利組織）の設立・運営相談や、区内ＮＰＯ団体での活動を希望する区民への情報提供等を行います。		

※18 **すぎなみ協働プラザ**：ＮＰＯや地域活動団体の活動を支援するため、相談業務、各種講座の開催、情報発信、団体間の連携・協働のコーディネートなどを行う拠点
※19 **ＮＰＯ**：Non Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行う非営利活動団体

施策ごとの事業・主な取組と重点事業の指標

施策１
高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実

＜関連するＳＤＧｓのゴール＞



事業	主な取組	ページ
（1）多様な働き方の支援【重点事業 1】	①就労支援センターの運営	35
	②杉並区シルバー人材センターの運営支援	35
	③すぎなみ協働プラザによるＮＰＯ就労支援	35
（2）いきがい活動の支援【重点事業 2】	④ゆうゆう館の運営	36
	⑤コミュニティふらっとの運営	36
	⑥高齢者活動支援センターの運営	36
	⑦いきいきクラブの活動支援	36
	⑧長寿応援ポイント事業の実施	36
	⑨杉の樹大学事業の実施	36
	⑩すぎなみ地域大学の運営	37
（3）社会参加に資する環境整備	⑪ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	37
	⑫心のバリアフリーの理解・促進	37
	⑬新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充	37
	⑭外出支援相談センターの運営と福祉有償運送団体の支援	38
	⑮誰もが利用しやすい公園づくり	38
	⑯デジタルデバイド対策の推進	38

施策１の指標

指標名	実績値	計画期間		
	令和７年度（2025 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
【重点事業 1】地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合（区民意向調査）	47.1%	48.5%	48.9%	49.2%
【重点事業 2】いきがいを感じている高齢者の割合（区民意向調査）	73.7%	79.0%	80.0%	81.0%

施策 2

高齢者の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進

＜関連するＳＤＧｓのゴール＞



事業	主な取組	ページ
（1）健康診査の実施 【重点事業 1】	①成人等健康診査の実施	39
	②国保特定健康診査の実施	39
	③後期高齢者健康診査の実施	39
	④成人歯科健康診査の実施	39
	⑤後期高齢者歯科健康診査の実施	40
	⑥女性の骨粗しょう症検診の実施	40
（2）デジタル技術を活用した健康づくりの支援	⑦健幸アプリ（すぎなみチャレンジ）事業の実施	40
	⑧ＬＩＮＥ健康相談の実施	40
（3）高齢世代に向けたスポーツ・運動の支援	⑨健康・体力づくりなど地域の拠点としての機能の充実	40
	⑩高齢者が継続しやすいスポーツ・運動プログラムの提供	40
（4）介護予防・フレイル予防の推進 【重点事業 2】	⑪人生 100 年いきいきプロジェクト※15の充実	41
	⑫高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	42

施策 2 の指標

指標名	実績値	計画期間		
	令和 7 年度（2025 年度）	令和 9 年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
【重点事業 1】 65 歳健康寿命	男 83.6 歳 女 86.7 歳	男 84.2 歳 女 87.8 歳	男 84.3 歳 女 87.9 歳	男 84.3 歳 女 88.0 歳
【重点事業 2】 「生活力アップ！支援事業」※16サービス利用者の要支援状態の 3 年維持率」※17 ※要支援を維持した人数÷サービス利用者数 （参考）令和 4 年度（2022 年度）末時点で要支援認定者のうち、令和 7 年度（2025 年度）末時点で「生活力アップ！支援事業」サービス未利用者の要支援状態の 3 年維持率　29.6%	43.7%	43.7%以上	43.7%以上	43.7%以上

※15 **人生 100 年いきいきプロジェクト**：杉並区版介護予防・日常生活支援総合事業の名称。介護予防・フレイル予防を推進するための多様なサービスにより、要支援 1・2 に認定された高齢者等の健康維持・増進や介護度の中重度化防止等を図る目的で実施（詳細は 41 ページ参照）

※16 **「生活力アップ！支援事業」**：人生 100 年いきいきプロジェクトによる取組の一つとして、要支援 1・2 等の高齢者が心身の状態の維持・改善や日常生活の自立を目指すための事業

※17 **要支援状態の 3 年維持率**：要介護状態に移行せず、要支援状態を 3 年後も維持している者の割合

施策 3

支援が必要な高齢者に対する見守り・支援体制と介護者支援の充実

<関連するＳＤＧｓのゴール>



事業	主な取組	ページ
（1）見守り体制の充実【重点事業 1】	①安心おたっしゃ訪問の実施	43
	②たすけあいネットワーク（地域の目）の実施	43
	③ＩＣＴを活用した見守りの実施	44
	④見守りキーホルダー事業の実施	44
（2）終活の支援	⑤終活相談・普及啓発の実施	45
	⑥終活情報登録事業の実施	45
	⑦支援サービスの実施	45
（3）成年後見制度等の利用支援	⑧制度を必要とする人をつなぐ相談機能の充実	46
	⑨意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の充実	46
	⑩権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進	47
（4）虐待及び消費者被害の防止	⑪高齢者虐待の防止及び対応	48
	⑫消費者被害の防止及び対応	48
（5）介護者支援の充実【重点事業 2】	⑬介護者支援サービスの実施	49
	⑭介護者支援体制の整備	49
	⑮ヤングケアラー支援体制の充実	49
（6）災害時における地域の支え合いの推進	⑯地域のたすけあいネットワーク（地域の手）による要配慮者への支援の充実	50
	⑰震災救援所の要配慮者への対応強化	51
	⑱福祉救援所の運営・機能強化	51

施策 3 の指標

指標名	実績値	計画期間		
	令和 7 年度（2025 年度）	令和 9 年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
【重点事業 1】安心おたっしゃ訪問により、聞き取りや状況の確認ができた対象者の割合	93.4%	95.0%	95.0%	95.0%
【重点事業 2】今後も在宅での介護を続けていけると思う介護者の割合（区民意向調査）	78.0%	84.0%	86.0%	88.0%

施策 4

地域包括ケアシステムの推進・強化と認知症施策の推進

＜関連するＳＤＧｓのゴール＞



事業	主な取組	ページ
(1) 地域包括ケアシステムの推進・強化【重点事業 1】	①ケア 24 の総合相談の強化	52
	②ケア 24 の運営体制の充実	52
	③包括的相談支援の充実	53
	④在宅医療体制の充実	54
	⑤生活支援体制整備事業の実施	55
	⑥高齢障害者への相談支援体制の充実	55
	⑦共生型サービス事業所の開設・利用の促進	56
	⑧高齢者向け住宅の確保及び居住支援	56
(2) 認知症施策の推進【重点事業 2】	⑨本人発信を起点とした理解促進と意思決定支援の推進	57
	⑩包括的な相談・支援体制の整備と充実	57
	⑪認知症バリアフリーに向けたまちづくりの推進	58

施策 4 の指標

指標名	実績値	計画期間		
	令和 7 年度（2025 年度）	令和 9 年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
【重点事業 1】地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合（区民意向調査）	31.2%	32.0%	33.0%	33.0%
【重点事業 2】ケア 24 で総合相談から認知症支援につないだ件数	6,301 件	8,170 件	8,200 件	8,230 件

施策 5

介護サービス（在宅・施設）基盤の整備・充実

<関連するＳＤＧｓのゴール>



事業	主な取組	ページ
(1) 在宅介護サービスの充実	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備	59
	②(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の整備	59
(2) 施設介護サービスの充実【重点事業 1】	③特別養護老人ホームの整備	59
	④ケアハウスの整備	60
	⑤認知症高齢者グループホームの整備	60
	⑥都市型軽費老人ホームの整備	60
	⑦介護老人保健施設の整備	60
	⑧介護医療院の整備	60
	⑨サービス付き高齢者向け住宅等の整備	61
(3) 介護保険サービスの質の向上	⑩福祉サービス第三者評価の推進	61
	⑪介護サービス事業者・施設への指導等の実施	61
	⑫苦情・相談の受付・対応	61
	⑬介護保険サービスの利用支援	61
(4) 介護人材定着・育成支援の充実【重点事業 2】	⑭介護ロボット等の導入支援	62
	⑮介護人材採用活動経費の補助	62
	⑯非常勤職員健康診断等経費の補助	62
	⑰介護サービス事業所職員向け研修の実施	62
	⑱初任者研修等受講料の助成	62

施策 5 の指標

指標名	実績値	計画期間		
	令和 7 年度（2025 年度）	令和 9 年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
【重点事業 1】 特別養護老人ホームの整備が充足している割合 ※年度内入所者数（A）÷入所申込者のうち、当該年度の 4 月 1 日時点で区が最も入所優先度が高い区分に評価した者の数（B）	186.6% （(A)685 人 ÷(B)367 人）	100%以上	100%以上	100%以上
【重点事業 2】 介護サービス事業所職員向け研修の満足度	93.0%	100%	100%	100%

2　施策別の計画内容

施策１　高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実

■　目指す姿

○ 働く意欲のある高齢者が、長年培ってきた知識・経験等を生かしながら、自らの希望やニーズに応じて働き続けています。
○ 高齢者が、いきがいを持って、生活を送るとともに地域共生社会づくりの担い手となるなど、いきいきと活躍しています。
○ 高齢者や障害者など誰もが安全・安心に外出したり、活動したりすることができる環境整備が進んでいます。

（1）多様な働き方の支援　【重点事業 1】

①就労支援センターの運営	所管課	産業振興センター
働く意欲がありながら就職に結び付いていない、高齢者を含む区民の就労促進と区内産業の活性化を図るため、就労につなげるセミナーの実施回数を段階的に増やし、その中で高齢者等に対象を特定したセミナーを開催するなど、就労支援の充実を図ります。		

②杉並区シルバー人材センターの運営支援	所管課	高齢者施策課
高齢者が知識・経験を生かして社会参加し、いきがいを持って活躍できるよう、公益社団法人杉並区シルバー人材センターの運営を支援し、臨時的・短期的又は軽易な業務への就業機会の提供・充実を図ります。		

③すぎなみ協働プラザ※18によるＮＰＯ就労支援	所管課	地域課 企画課
高齢者を含む就労希望者が社会貢献活動等の担い手として活躍できるよう、ＮＰＯ※19団体（非営利組織）の設立・運営相談や、区内ＮＰＯ団体での活動を希望する区民への情報提供等を行います。		

※18 **すぎなみ協働プラザ**：ＮＰＯや地域活動団体の活動を支援するため、相談業務、各種講座の開催、情報発信、団体間の連携・協働のコーディネートなどを行う拠点
※19 **ＮＰＯ**：Non Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行う非営利活動団体

（2）いきがい活動の支援　【重点事業 2】

④ゆうゆう館の運営	所管課	高齢者施策課
高齢者の「憩い」「健康づくり」「いきがい学び」「ふれあい交流」の場と機会を提供するため、協働事業実施団体が、関係機関等と連携して多世代交流事業を含む多様な協働事業を実施するとともに、高齢者団体の活動を支援します。		

⑤コミュニティふらっとの運営	所管課	地域課
高齢者を含む多世代が身近な地域で交流し、社会参加や地域とのつながりを深められるよう、活動・交流の場と機会を提供します。		

⑥高齢者活動支援センターの運営	所管課	高齢者施策課
高齢者が健康でいきがいを持って活動できるよう、健康相談のほか、健康増進、介護予防、教養の向上、レクリエーションに関する事業を実施するとともに、高齢者団体活動の支援や多世代交流の取組を行います。		

⑦いきいきクラブの活動支援	所管課	高齢者施策課
高齢者のいきがい・健康づくり等のために多様な活動を実践する杉並区いきいきクラブ連合会及びいきいきクラブが円滑に活動できるよう、助成金の交付や活動ＰＲ、活動場所の確保等の支援を行います。		

⑧長寿応援ポイント事業の実施	所管課	高齢者施策課
高齢者をはじめとする 60 歳以上の区民が、地域貢献活動やいきがい活動、健康増進活動等に参加し、地域とのつながりを深めながら健康でいきがいのある生活を送れるよう、長寿応援ポイント事業を実施します。令和 10 年度（2028 年度）には、令和 7 年度（2025 年度）に実施した事業見直しの評価・検証を行い、事業の改善を図ります。		

⑨杉の樹大学事業の実施	所管課	高齢者施策課
高齢者をはじめとする 60 歳以上の区民に地域活動・社会参加のきっかけづくりとなる学びと交流の機会を提供するため、杉の樹大学で多様なテーマによる講座を実施します。		

⑩すぎなみ地域大学の運営	所管課	地域課
高齢者を含む多世代の区民が、様々な地域貢献活動やボランティア活動の担い手として活躍できるよう、すぎなみ地域大学※20で各種講座を開催し、必要な知識や技術の学びと仲間づくりを支援します。		

（3）社会参加に資する環境整備

⑪ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	所管課	都市整備部管理課
誰もが気軽に外出でき、地域での交流や社会参加を通じて安心して生活できるよう、区内全域でユニバーサルデザイン※21を踏まえたバリアフリー化を進めます。そのため、高齢者や障害者など多様な当事者参画の下、区有施設のバリアフリー状況の検証を実施し、その結果を基に施設改善や新築・建替え等を図ります。		

⑫心のバリアフリーの理解・促進	所管課	保健福祉部管理課 障害者施策課
高齢者や障害者などが日常生活で抱える困難さや不自由さに対する区民一人ひとりの理解を深め、駅や施設など様々な場所で互いに支え合うことができるよう、「心のバリアフリー」※22の普及啓発を進めます。また、「心のバリアフリー協力店」の登録を推進するとともに、「ヘルプマーク」※23の配布を行います。		

⑬新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充	所管課	都市整備部管理課
誰もが気軽で快適に移動できる地域社会の実現に向け、グリーンスローモビリティ※24やＡＩオンデマンド交通※25などの新たな公共交通サービスを検討・実施し、移動の選択肢を拡充します。また、公共交通での移動が困難な区民に、福祉交通をスムーズに案内して利用できるよう、区の交通部門と福祉部門が連携した取組を進めます。		

※20 **すぎなみ地域大学**：地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を学ぶ講座を開講し、地域社会に貢献する人材、協働の担い手を育成する事業
※21 **ユニバーサルデザイン**：年齢・性別・能力・国籍等の違いにかかわらず、すべての人が使いやすいように建築物、製品、環境及び制度やサービスなどをあらかじめデザインすること
※22 **心のバリアフリー**：高齢者や障害者等が自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性について理解を深め、誰もが自然に支え合えること
※23 **ヘルプマーク**：外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲に知らせるためのマークのこと
※24 **グリーンスローモビリティ**：時速 20 ㎞未満で公道を走ることができる、電動車を活用した移動サービスで、その車両を含めた総称
※25 **ＡＩオンデマンド交通**：デマンド交通（利用者の予約に応じて運行を行う乗合交通サービス）にＡＩ（人工知能）を組み合わせた、利用者の予約に応じた配車時間やルート設定を行い最適な運行ルートを実現するサービス。杉並区では、「急がない乗合交通」として令和７年（2025 年）１月から実証実験中

⑭外出支援相談センターの運営と福祉有償運送団体の支援	所管課	保健福祉部管理課
移動に困難を抱える高齢者や障害者等が安心して外出し、日常生活や社会参加がしやすくなるよう、外出支援相談センター※26における相談・支援を充実するとともに、移動サービスを担うＮＰＯ等の福祉有償運送※27団体への支援を行います。		

⑮誰もが利用しやすい公園づくり	所管課	みどり公園課
乳幼児から高齢者まで幅広い世代が利用しやすい公園づくりに向け、「多世代が利用できる公園づくり基本方針」（平成 31 年（2019 年）１月策定）に基づき、一定以上の広さを持つ「核となる公園」を中心とした公園機能の見直しを、地域におけるワークショップなど区民等との協働により進めます。		

⑯デジタルデバイド対策の推進	所管課	情報管理課
高齢者をはじめ誰もがデジタル社会から取り残されることなく、デジタル化の恩恵を受けられるよう、地域区民センター等を巡回する「デジタルなんでも相談窓口」やアプリの活用等に関するセミナーを定期的に開催します。この相談窓口やセミナーでは、インターネットトラブルや偽誤情報対策などの情報リテラシーの向上にも取り組みます。		

※26 **外出支援相談センター**：高齢や障害などにより、ひとりで外出することが困難な方の日常生活や社会参加を支えるために、外出に関する相談や情報提供、必要な支援サービスへの案内等を行う施設

※27 **福祉有償運送**：障害者や高齢者などの要介護者等を対象に、ＮＰＯ等の非営利法人が会員に対し自家用車等により非営利対価で行う、ドア・トゥ・ドアの個別輸送サービス

施策 2　高齢者の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進

■　目指す姿

○ 高齢者一人ひとりが、定期的・継続的な健康診査の受診等により、自らの健康管理に努めています。
○ 高齢者が、介護予防・フレイル予防に取り組み、高齢になっても自立した生活を送っています。
○ 高齢者が個々の状況に応じて、スポーツ・運動やデジタル技術等を通じた健康増進を図っています。

（1）健康診査の実施　【重点事業 1】

①成人等健康診査の実施	所管課	健康推進課 杉並福祉事務所
30～39 歳の職場等で健康診査を受ける機会のない区民及び 40 歳以上で医療保険に加入していない区民を対象に、病気の早期発見・早期治療や、健康の維持・増進を図るよう、成人等健康診査を実施します。医療保険に加入していない生活保護受給者には、福祉事務所と連携して受診再勧奨を行います。		

②国保特定健康診査※28の実施	所管課	国保年金課 健康推進課
40～74 歳までの国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病予防のためメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査を実施します。リスクが高いと判定された被保険者には、生活習慣の改善に向けた特定保健指導※29を行います。		

③後期高齢者健康診査の実施	所管課	国保年金課 健康推進課
後期高齢者医療制度加入者を対象に、健康の保持増進を目的とした健康診査を実施します。		

④成人歯科健康診査の実施	所管課	健康推進課
20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳の区民を対象に、歯科疾患の発症及び重症化予防とかかりつけ歯科医の定着を図るため、歯科健康診査と健診結果に基づく歯科保健指導を実施します。		

※28 **国保特定健康診査**：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病の予防や悪化防止などを目的としている健診
※29 **特定保健指導**：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して実施される支援・指導

⑤後期高齢者歯科健康診査の実施	所管課	国保年金課 健康推進課
76・80 歳の区民を対象に、生涯にわたる口腔機能の維持・向上を図るため、後期高齢者歯科健康診査を実施します。		

⑥女性の骨粗しょう症検診の実施	所管課	健康推進課
40・45・50・55・60・65・70 歳の女性区民を対象に、無症状の段階で骨粗しょう症やその予備群を発見し、早期の予防・治療を促すため、骨粗しょう症検診を実施します。		

（2）デジタル技術を活用した健康づくりの支援

⑦健幸アプリ（すぎなみチャレンジ）事業の実施	所管課	健康推進課
18 歳以上の区民等を対象に、日々の暮らしの中で自然と健康づくりに取り組める環境を推進するため、健幸アプリ（すぎなみチャレンジ※30。通称「なみチャレ」）事業を実施します。健康データやアンケート調査等を活用・分析し、その結果等を踏まえながら、アプリの利便性向上や他事業との連携強化を図ることで、利用者の拡大を進めます。		

⑧ＬＩＮＥ健康相談の実施	所管課	健康推進課
女性の健康相談のほか、健康に関する悩みを抱えていても相談につながりにくい男性を含め、ライフステージや性別等にかかわらず誰もが気軽に相談できるよう、ＬＩＮＥアプリを活用した健康相談を実施します。		

（3）高齢世代に向けたスポーツ・運動の支援

⑨健康・体力づくりなど地域の拠点としての機能の充実	所管課	スポーツ振興課
高齢者を含む誰もがスポーツに親しみ、健康・体力づくりの場と参加の機会を提供するため、体育施設において、区民のライフスタイルに応じた多様な教室・イベント等を実施します。		

⑩高齢者が継続しやすいスポーツ・運動プログラムの提供	所管課	スポーツ振興課
高齢者等がけがや病気になっても、症状に応じて参加・継続しやすいスポーツ・運動プログラムや、参加していた教室やサークルが継続できなくても代替になるようなプログラムを身近な体育施設で提供します。		

※30 **健幸アプリ（すぎなみチャレンジ）**：歩数・健康診断の受診・各種健康イベント参加・ウェルビーイングに資する取組などに応じてポイントが獲得できるなど、健康意識の動機付けや主体的な健康づくりを応援する区公式の健康アプリ

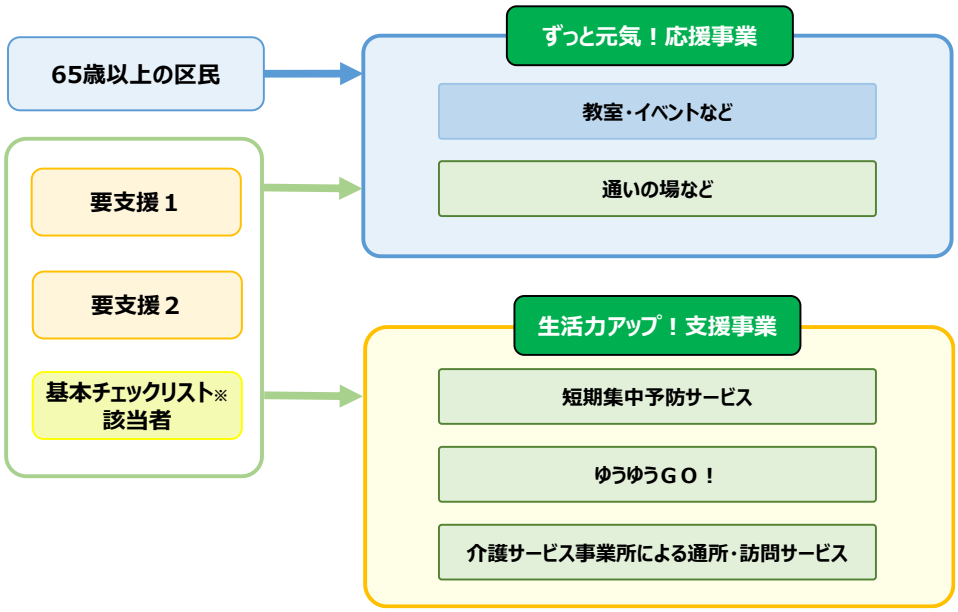
（4）介護予防・フレイル予防の推進 【重点事業 2】

⑪人生 100 年いきいきプロジェクトの充実	所管課	高齢者在宅支援課 介護保険課

要支援 1・2 の認定者及び基本チェックリスト該当者等を対象に、健康の維持・増進や介護予防・フレイル予防を支援したり、生活機能の維持・向上等を支援したりする事業を総合的・一体的に実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）については、令和 7 年度（2025 年度）にこれまでの実施状況の検証・評価を行い、その結果を踏まえて、杉並区版総合事業「人生 100 年いきいきプロジェクト」と称し、令和 8 年度（2026 年度）以降、段階的な拡充を図ることとしました。令和 9 年度以降（2027 年度）以降も、同プロジェクトの取組を推進します。

【杉並区における総合事業の対象者とサービスの種類】



※基本チェックリスト：65 歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのもの。生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、人生 100 年いきいきプロジェクトへつなげることにより状態悪化を防ぐためのツールで全 25 項目の質問で構成。

ア．ずっと元気！応援事業

高齢者が自ら介護予防に取り組めるよう、運動、栄養、口腔機能、認知機能の維持・向上や社会参加などの介護予防に関する知識の普及啓発を行う教室・講座を開催するとともに、身体能力測定会や介護予防講演会などのイベントを実施します。

また、高齢者の社会参加を促進し、地域で支え合う介護予防を推進するため、介護予防や健康づくりを目的とした「通いの場」の支援や住民主体の介護予防活動を担う人材の育成を図ります。

イ．生活力アップ！支援事業

①短期集中予防サービス

生活機能の改善・回復やセルフケアの定着を図るとともに、地域活動への参加

を促すため、おおむね 3 か月間、リハビリテーション専門職や管理栄養士、歯科衛生士、看護師が集中的に支援する訪問型・通所型のプログラムを実施します。

②ゆうゆうＧＯ！

ゆうゆう館を活用して、地域の多様な主体が、体操や交流、介護予防に関する通所型のプログラムを提供します。高齢者の地域活動への参加を促し、人とのつながりを広げることで、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう支援します。

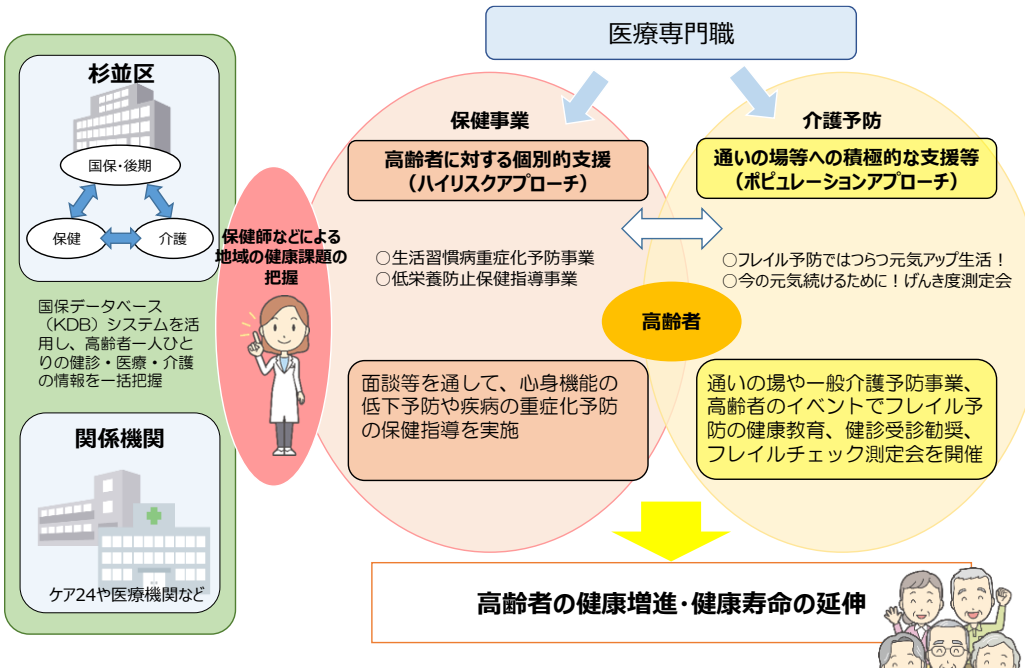
③介護サービス事業所による通所・訪問サービス

介護サービス事業所が、家事などの生活援助を行う訪問型サービスや、介護予防のための通所型デイサービスを提供します。これらのサービスを通じて、心身の状態の維持・改善、要介護状態への移行を防ぎ、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう支援します。

⑫高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	所管課	高齢者在宅支援課 国保年金課

高齢者の健康保持と介護予防・フレイル予防を推進するため、医療専門職が国保データベース（ＫＤＢ）システムの健診・医療・介護等の情報を基に健康課題を分析・抽出した支援対象者に対し、生活習慣病重症化予防・低栄養防止の個別支援や、通いの場でのフレイル予防等の健康教育を実施します。

■高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージ図



施策 3　支援が必要な高齢者に対する見守り・支援体制と介護者支援の充実

■　目指す姿

○　一人暮らし高齢者など高齢者のみの世帯が、必要な時に必要な支援が受けられるとともに、個々の人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活しています。
○　高齢者等を在宅で介護しているケアラー（家族等）に対して、休息や負担軽減等に資する適時適切な支援が提供されています。
○　首都直下地震等の災害発生に備えて、高齢者を含む災害時要配慮者※31 に対する支援体制の充実が図られています。

（1）見守り体制の充実　【重点事業 1】

①安心おたっしゃ訪問の実施	所管課	高齢者在宅支援課

主に 75 歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民生委員・児童委員やケア 24 職員及び区職員による訪問を行い、安否を確認するとともに、日常的に相談できる関係をつくります。医療や福祉等の支援が必要な高齢者は、適切な支援につなぎます。

②たすけあいネットワーク（地域の目）の実施	所管課	高齢者在宅支援課

一人暮らし高齢者など高齢者のみの世帯が見守られながら安心して暮らしていけるよう、区民のボランティアである、あんしん協力員※32による訪問や電話連絡など定期的な個別の見守りを実施します。また、あんしん協力員及びあんしん協力機関※33が日常の活動や業務を通じて、地域に暮らす高齢者の見守りを行い、日常と異なる変化の有無を確認するなど、地域に暮らす高齢者を緩やかに見守ります。

■緩やかな見守りのイメージ図



ＡＩ生成イラスト使用

※31 **災害時要配慮者**：発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活の各段階において特に配慮を要する高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等
※32 **あんしん協力員**：地域の高齢者の見守りを行うたすけあいネットワーク（地域の目）事業の趣旨に賛同し、区に登録した人。見守りを希望する高齢者に対し、定期的な訪問を行うほか、地域に住む高齢者に気を配り、声かけを行うなどの見守りを実施
※33 **あんしん協力機関**：民間事業者等でたすけあいネットワーク（地域の目）事業の趣旨に賛同し区と覚書を取り交わした団体（新聞販売店、宅配事業者など）。日常業務の中で、その団体の特色を生かし、緩やかな見守りを実施

③ＩＣＴを活用した見守りの実施	所管課	高齢者在宅支援課

高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ＩＣＴを活用した高齢者在宅サービスの継続的な運用を行います。

ア．高齢者緊急通報システムの実施

一人暮らし高齢者など高齢者のみの世帯の自宅に通報機器を設置し、急病時に貸与したペンダント型の救急ボタンを押した場合や、通報機器による自動通報で委託事業者の受信センターに通報された場合、救急車（火災時は消防車）を要請するとともに、現場職員も駆け付け、救助を行います。

イ．認知症高齢者探索システムの実施

認知症の高齢者が行方不明になったときに、ＧＰＳを使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援します。

ウ．みまもりあいプロジェクトの実施

認知症により自宅に帰れなくなった高齢者を家族等が協力者に捜索を依頼し、早期発見・保護につなげるため、スマートフォンの捜索アプリ（みまもりあいアプリ）を活用した見守りを実施します。

エ．高齢者見守りライトの実施

一人暮らしを含む高齢者のみの世帯の自宅に通信機能を有したＬＥＤライトを設置し、一定期間点灯・消灯がない場合、登録した家族等へメールで知らせます。



ＡＩ生成イラスト使用

④見守りキーホルダー事業の実施	所管課	高齢者在宅支援課

あらかじめケア 24 で緊急連絡先や医療情報等を登録した高齢者を対象に、外出先での急病等の緊急事態発生時における医療機関や警察からの問い合わせにケア 24 が対応できる体制を整え、安心して外出できるよう、個別番号を付番した見守りキーホルダーを配布する事業を実施します。



見守りキーホルダー



使用例

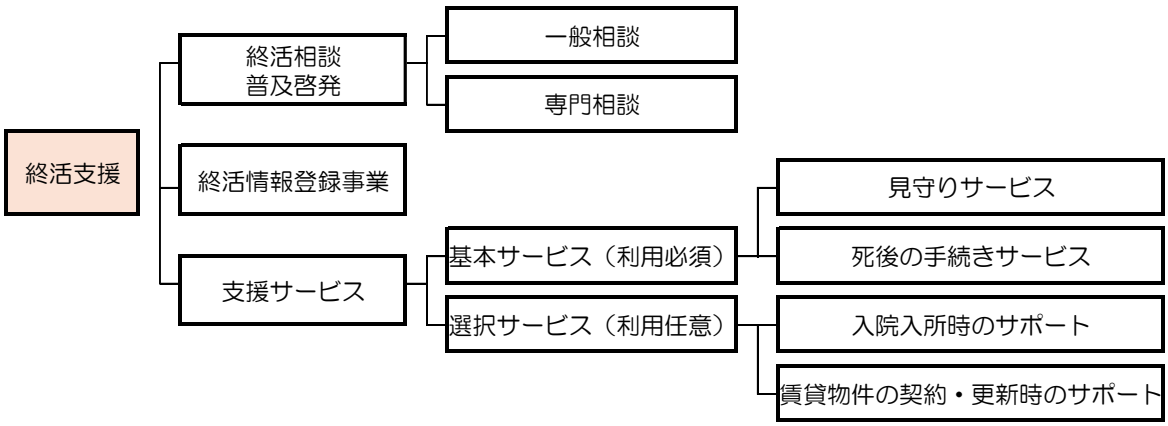
（2）終活の支援

⑤終活相談・普及啓発の実施	所管課	保健福祉部管理課 高齢者施策課 高齢者在宅支援課 障害者施策課 在宅医療・生活支援センター
高齢者が終活全般に関する一般相談と法律的な内容等に関する専門相談を受けられるよう、令和 9 年度（2027 年度）に終活相談窓口（仮称）を設置します。また、終活に関する講演会やセミナー等を実施し、終活に関する意識の醸成と普及啓発を図ります。		

⑥終活情報登録事業の実施	所管課	保健福祉部管理課 高齢者施策課 高齢者在宅支援課 障害者施策課 在宅医療・生活支援センター
18 歳以上の区民が病気や事故などにより意思表示ができなくなったときや死亡時に、自分の考えや情報を伝えることができるよう、あらかじめ緊急連絡先やエンディングノート※34の保管場所などの情報を登録し、指定した親族や友人、警察、消防、医療機関、その他公的機関からの照会に対応する事業を令和 9 年度（2027 年度）から実施します。		

⑦支援サービスの実施	所管課	保健福祉部管理課 高齢者施策課 高齢者在宅支援課 障害者施策課 在宅医療・生活支援センター
頼れる身寄りがいない高齢者等が、人生の最期まで安心して自分らしい生活を送れるよう、日常生活の見守りのほか、入院・施設入所時の手続支援や賃貸住宅の契約・更新手続支援、死後事務に関する支援などを令和 9 年度（2027 年度）から実施します。		

■終活支援の取組体系（イメージ図）



※34 **エンディングノート**：人生の締めくくりに向けて、自分の想いや大切な情報を記録しておくノートのこと。介護や葬儀の希望、所有する財産、家族や友人へのメッセージなど、自由に書くことができる

（3）成年後見制度等の利用支援

⑧制度を必要とする人をつなぐ相談機能の充実	所管課	保健福祉部管理課 高齢者在宅支援課 在宅医療・生活支援センター 障害者施策課 杉並区成年後見センター 杉並区社会福祉協議会 保健センター
高齢者をはじめ、権利擁護※35支援を必要とする区民を適切な支援につなげるため、区、ケア 24、障害者地域相談支援センター（すまいる）、杉並区社会福祉協議会及び杉並区成年後見センター※36が連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業※37の利用に係る相談や手続きのサポートを行います。 また、民生委員・児童委員、金融機関、医療機関、商店会・町会等への制度周知を進め、権利擁護支援が必要な区民への早期発見・早期支援を図ります。		

⑨意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の充実	所管課	杉並区成年後見センター
判断能力が十分でない区民が成年後見制度を適切に利用できるよう、本人の意思や価値観、生活状況を踏まえながら、本人らしい生活の継続を支援する後見人候補者の選任を進めます。 また、本人を交えた権利擁護の支援チーム等による話し合いをしながら、関係機関等が連携して継続的に支援する体制づくりを進めます。		

※35 **権利擁護**：高齢や障害などにより自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービス利用ができるよう支援し、本人の権利を擁護すること

※36 **杉並区成年後見センター**：平成 18 年度（2006 年度）に成年後見制度の利用推進機関として事業を開始し、成年後見制度の普及啓発や制度利用に関する総合的な相談・支援など、権利擁護を推進する機関

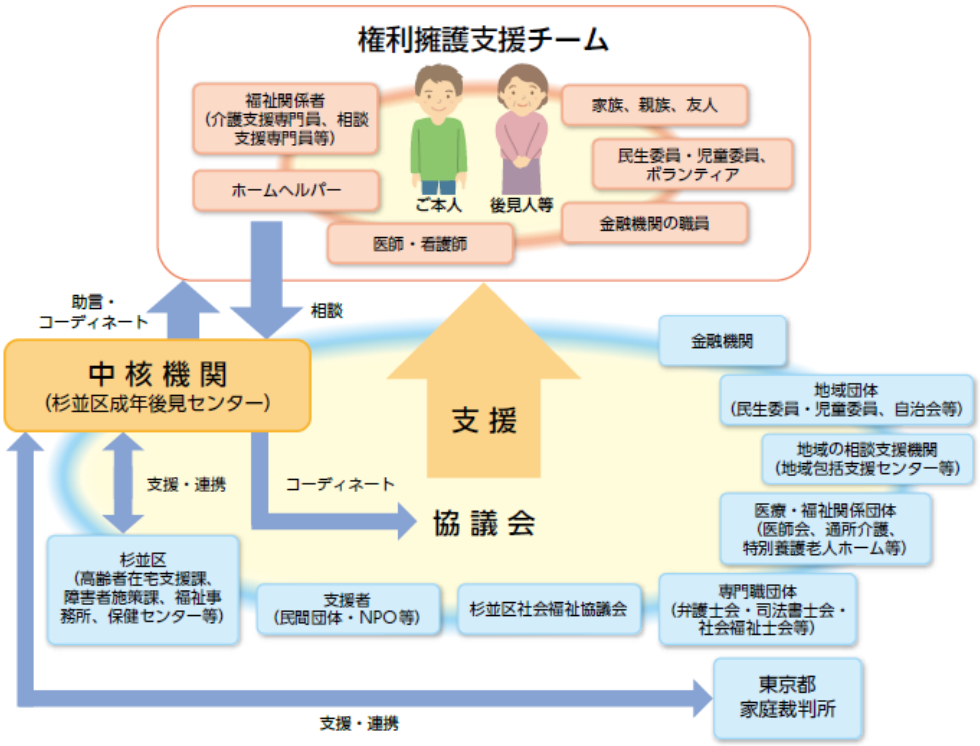
※37 **地域福祉権利擁護事業**：判断能力が十分でない認知症高齢者や重度の障害者等を対象に、福祉サービスの利用援助のほか、日常的な金銭管理や通帳などの書類の預かりを行うサービス

⑩権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進	所管課	杉並区成年後見センター

高齢者をはじめ、権利擁護を必要とする区民を早期に発見し、本人の意思を尊重しながら適切な支援につなげるため、専門職団体や相談機関、福祉関係団体、地域関係者等による地域連携ネットワークを推進します。

地域連携ネットワークでは、杉並区成年後見センターが中核機関となり、関係機関等との調整や支援のコーディネート、個別ケースの進行管理を担います。また、「杉並区成年後見制度利用促進協議会」を開催し、関係機関等が課題を共有しながら連携を深め、支援の充実を図ります。

■地域連携ネットワークのイメージ図



（4）虐待及び消費者被害の防止

⑪高齢者虐待の防止及び対応	所管課	在宅医療・生活支援センター 介護保険課 高齢者在宅支援課

高齢者に対する虐待の防止と早期発見・早期対応を図るため、虐待防止に関する講演会やリーフレット配布などの啓発活動とともに、臨床心理士による「介護者の心の相談」を通じて介護者の心のケアに取り組みます。

ケア 24 等で虐待の相談を受けた場合は、精神科医や弁護士等の助言を得ながら対応を行うほか、必要に応じて緊急一時保護等を実施します。また、介護保険施設等における虐待の相談があった場合は、事実関係を調査し、必要に応じて施設に対する指導等を実施します。このほか、研修等を通して区及び関係機関の職員の虐待対応力を向上させるとともに、高齢者虐待防止関係機関連絡会議等を定期的に開催して、情報共有と相互の連携強化を図ります。

■高齢者虐待の防止及び対応の連携イメージ図



⑫消費者被害の防止及び対応	所管課	杉並区消費者センター 危機管理対策課

高齢者に対する消費者被害の未然防止を図るため、杉並区立消費者センターでは、消費生活相談体制の充実に取り組むとともに、出前講座等による啓発や地域の見守り関係者、関係機関との連携強化に取り組みます。

危機管理対策課では、65 歳以上の高齢者世帯に自動通話録音機を無償貸与し、特殊詐欺等の被害防止に取り組みます。

（5）介護者支援の充実 【重点事業 2】

⑬介護者支援サービスの実施	所管課	高齢者在宅支援課

高齢者等を在宅で介護しているケアラー（家族等）の休息の確保及び負担を軽減するため、介護保険サービスによる支援に加えて、以下のとおり、ケアラーの多様なニーズに即した区独自支援の充実を図ります。

ア．ほっと一息、介護者ヘルプの実施

高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的とし、区が委託した民間事業者がヘルパーを派遣し、生活援助を代行します。

イ．緊急ショートステイ（医療型）の実施

日常的に医療行為が必要な高齢者を在宅で介護している家族が、病気や事故、葬儀等により急に介護ができなくなった場合、一時的に病院で家族に代わって介護します。

ウ．介護用品等の支給

おむつを必要とする高齢者等に、おむつ等の介護用品の支給、又はおむつ代金を助成し、本人の快適な日常生活の維持と介護者の負担を軽減します。

⑭介護者支援体制の整備	所管課	高齢者在宅支援課

高齢者の介護を担う家族等の負担や悩みの軽減を図るため、介護者の交流活動の支援や、介護に関する知識を深める講座の開催等を通して、介護者が相互に支え合える体制づくりを進めます。

ア．介護者の会等への支援

区内で認知症の家族が相互に支え合う、介護者の会の活動を支援します。

また、受託ＮＰＯ法人と共催で連絡会を開催するなど、介護者が相互に支え合う環境づくりを行います。

イ．介護者教室の実施

高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術の習得など、介護者のニーズに応じた講座を開催します。

⑮ヤングケアラー支援体制の充実	所管課	子ども家庭支援課 高齢者在宅支援課 介護保険課

家族である高齢者等の介護や世話を担うヤングケアラーが孤立することなく、必要な支援を受けながら安心して生活できるよう、子ども家庭、教育、高齢者、障害者、生活困窮、精神保健等の各行政部門の連携強化を図ります。また、ケア 24 や介護サービスに関わる事業所・職員に対し、ヤングケアラーに関する研修を継続して行い、ヤングケアラーへの理解促進と早期発見・早期支援につなげます。

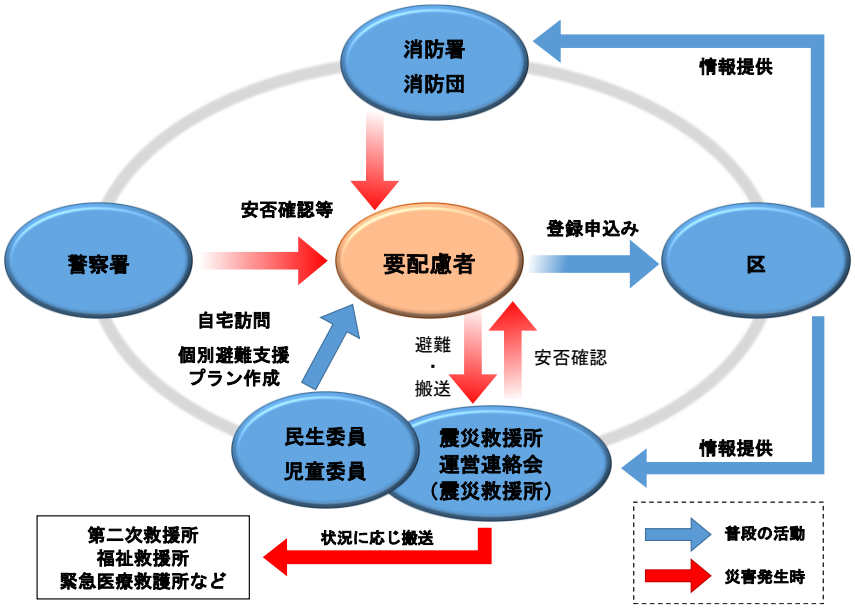
（6）災害時における地域の支え合いの推進

⑯地域のたすけあいネットワーク（地域の手）による要配慮者への支援の充実	所管課	保健福祉部管理課

高齢や障害などにより災害時の避難や避難生活に不安がある区民が、地域の支援を受けながら安否確認等が受けられるよう、避難行動要支援者名簿※38のうち「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」※39未登録者に対して一斉勧奨や広報活動、福祉関係事業者と協力した個別周知により登録を促進します。

また、地域の手の登録者には、災害発生時の具体的な支援内容をまとめた「個別避難支援プラン」※40の作成や情報更新を進めるとともに、緊急時に迅速な対応ができるよう自宅の所定の場所にプラン等を保管する「救急情報キット」※41を配布します。

■地域のたすけあいネットワーク（地域の手）のイメージ図



※38 **避難行動要支援者名簿**：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を記載した名簿

※39 **地域のたすけあいネットワーク（地域の手）**：災害時に高齢や障害などにより自力では避難行動や避難生活が困難な方の災害時の避難等に必要な情報をあらかじめ区に登録し、災害発生時に地域住民による安否確認や避難支援に役立てるための制度

※40 **個別避難支援プラン**：民生委員・児童委員等が登録者台帳（地域のたすけあいネットワーク登録申込みのあった災害時要配慮者の状況や必要な支援内容等が記載された台帳）に基づき、地域のたすけあいネットワーク登録者を訪問し、台帳だけでは把握できない登録者の暮らしぶりや身体状況、避難の際の援助方法等について聞き取りを行い作成する登録者に係る計画

※41 **救急情報キット**：災害時の迅速な支援を行うため、要配慮者に必要な支援内容や救急医療の情報（個別避難支援プラン）や普段服用している薬の情報などを入れるための容器

⑰震災救援所の要配慮者への対応強化	所管課	保健福祉部管理課

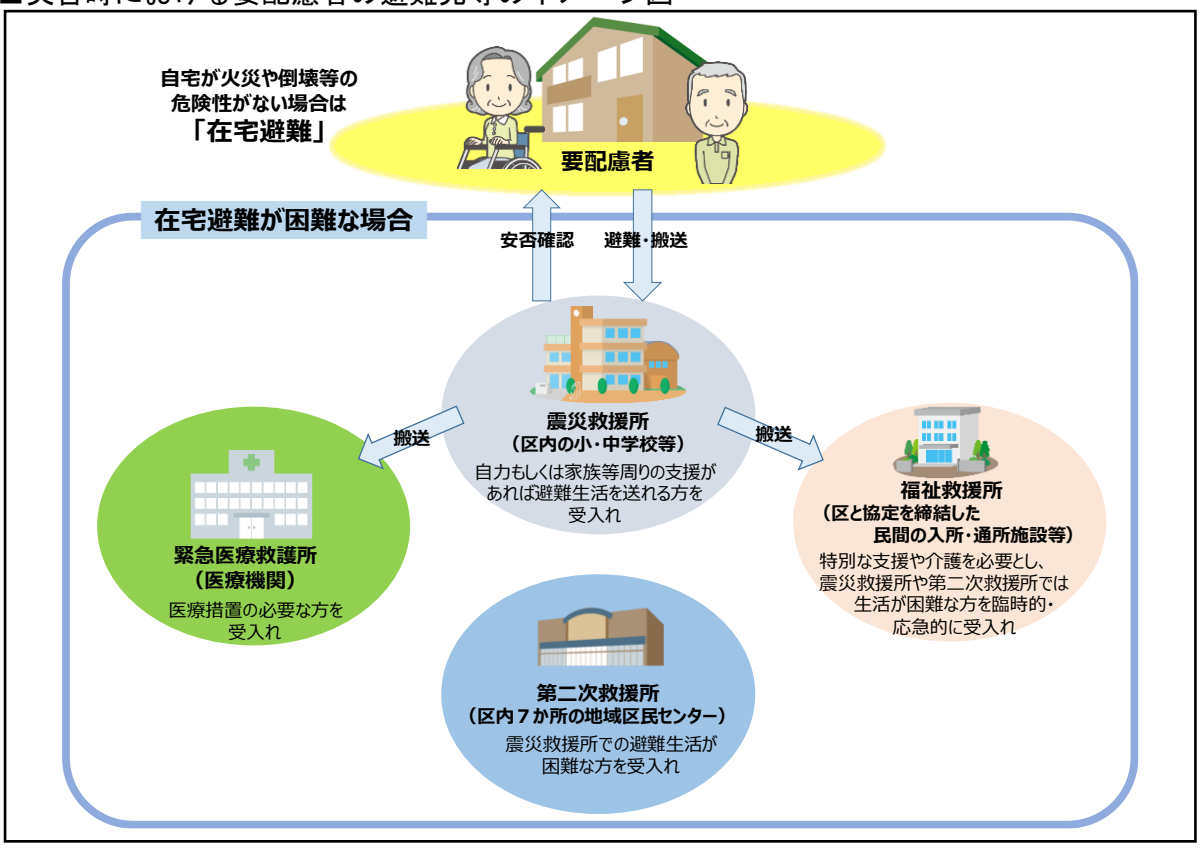
高齢者などの要配慮者が災害時に必要な支援を受けながら安心して避難できるよう、震災救援所※42における「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」登録者等の要配慮者対応訓練の実施を促進するとともに、震災救援所と福祉・医療機関との連携強化等に取り組みます。

⑱福祉救援所の運営・機能強化	所管課	保健福祉部管理課

高齢者などの要配慮者への支援体制を強化するため、福祉救援所※43の指定に関する協定を締結している高齢者・障害者施設等と定期的に連絡会を開催します。

また、各施設の実情に応じたマニュアルの整備や、福祉救援所の立ち上げ・運営訓練等の実施を促進し、災害時における実効性の確保を図ります。

■災害時における要配慮者の避難先等のイメージ図



※42 **震災救援所**：災害によって住居が倒壊した被災者等に対し、救援・救護を実施するための施設で、救援物資の配給や情報が集まる拠点。区内の小・中学校等 65 か所を指定

※43 **福祉救援所**：震災救援所や第二次救援所（区内 7 か所の地域区民センター）では避難生活が困難で、特別な支援を必要とする要配慮者を臨時的・応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うための区立施設及び、区と協定を締結した特別養護老人ホームや障害者通所施設などの民間施設

施策 4　地域包括ケアシステムの推進・強化と認知症施策の推進

■ 目指す姿

○ 認知症施策や生活支援体制の整備、医療と介護の連携等による支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進・強化が図られています。
○ 在宅医療と介護の連携が進み、在宅療養している高齢者等が安心して医療を受けられる体制が整っています。
○ 高齢者等が認知症になっても、尊厳を保持し、希望を持って、住み慣れた地域で自分らしい生活を送っています。

（1）地域包括ケアシステムの推進・強化　【重点事業 1】

①ケア 24 の総合相談の強化	所管課	高齢者在宅支援課 在宅医療・生活支援センター
高齢者やその家族が必要な支援につながり、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの中核拠点であるケア 24 の総合相談体制の充実を図ります。認知症、高齢者虐待、一人暮らし高齢者、複合的な課題を抱える世帯などへの支援については、関係機関や多職種との連携を強化するとともに、重層的支援体制整備事業※44における包括的な相談支援を推進します。また、区主催の研修等を通じて職員の専門性向上を図り、複雑化・多様化する相談に対応できる体制を強化します。		

②ケア 24 の運営体制の充実	所管課	高齢者在宅支援課
ケア 24 の安定的かつ適切な運営を確保するため、事業評価や実地指導を継続して実施します。また、令和 9 年度（2027 年度）に相談支援システムの再構築及び AI を活用した介護予防ケアマネジメント作成支援システムの導入を進めるなど、業務の効率化と事業の質の向上を図ります。		

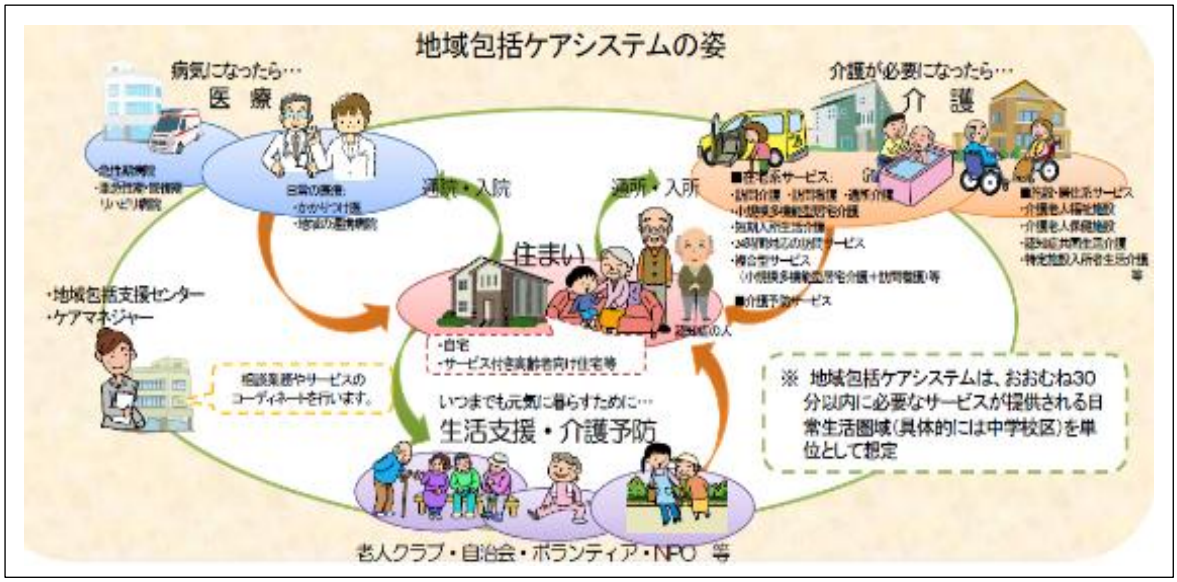
※44 **重層的支援体制整備事業**：令和 3 年（2021 年）4 月 1 日に施行された改正社会福祉法において新たに規定された事業で、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための仕組み

③包括的相談支援の充実	所管課	高齢者在宅支援課 在宅医療・生活支援センター

単身の認知症高齢者への見守りなど個々の課題に応じて、地域包括ケア推進員※45と関係者による地域ケア個別会議※46等を開催し、支援の充実を図ります。そこで明らかになった個別の課題を地域ケア推進会議※47へ展開させて、地域の共通課題の解決等につなげます。

また、ダブルケアや社会的孤立など、複合的な生活課題を抱えている区民や世帯への支援は、高齢者分野だけでなく、障害者・子ども・生活困窮者等の関係機関が集まる高度困難事例対応支援会議※48や重層的支援会議※49による支援調整・連携を行い、分野横断的な課題解決に向けた取組を推進します。

■地域包括ケアシステム（イメージ図）



出典：厚生労働省ホームページ

※45 **地域包括ケア推進員**：ケア 24 の中で、認知症施策や医療と介護の連携、生活支援の体制整備等の取組を中心的に進める役割の者

※46 **地域ケア個別会議**：相談支援を行っている個別事例について、多職種の視点で検討を行う会議

※47 **地域ケア推進会議**：地域生活課題と予測される事象を多様な関係者と共有・検討し、圏域内の課題を明らかにする会議

※48 **高度困難事例対応支援会議**：複数の生活課題を抱えている区民への支援内容について、社会福祉法第 106 条の 6 に基づき、本人の同意なく調整・検討するための会議

※49 **重層的支援会議**：複数の生活課題を抱えている区民への支援内容について、本人の同意を得て調整・検討するほか、個別の支援内容から見えてきた共通の課題等を整理するための会議

④在宅医療体制の充実	所管課	在宅医療・生活支援センター

在宅療養する高齢者が安心して日常の療養生活を送れるよう、在宅医療体制の充実を図ります。

ア．在宅療養支援の充実

在宅医療に関する相談を在宅医療相談調整窓口において受け付けるほか、在宅医療を実施している医療機関等の情報を「在宅療養ブック」などを通じて周知します。

イ．医療と介護の連携強化

医療・介護の関係者による在宅医療地域ケア会議等や多職種の職員を対象とした研修を行い、関係者間の顔の見える関係づくりや人材育成を進めるほか、杉並区医師会が運営する多職種連携ネットワークシステムへの支援を通じて、関係者が在宅療養者等の情報を効率的に共有できるようにします。

ウ．在宅医療提供体制の支援

一時的に入院治療が必要となった在宅療養者を協力病院が受け入れるための後方支援病床を確保します。加えて、杉並区医師会が実施する 24 時間診療体制推進事業への支援により、在宅医療提供体制の整備を進めます。

エ．在宅医療の普及啓発

区民を対象とした講演会やリーフレットを通じて、在宅療養や在宅での看取りなどに関する理解を深めるための普及啓発を進めていきます。

■在宅医療体制のイメージ図



ＡＩ生成イラスト使用

⑤生活支援体制整備事業の実施	所管課	高齢者在宅支援課

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、生活支援サービスの充実や地域における支え合いの体制づくりを推進します。

杉並区全域を第１層、ケア 24 の担当区域（日常生活圏域）を第２層とし、それぞれに生活支援コーディネーター※50を配置するとともに、地域の様々な団体・住民等が集まり、情報共有・意見交換を行う場である協議体を設置・運営します。また、第１層と第２層が連携して、高齢者支援にとどまらず、地域の通いの場など、人と人とのつながりや交流ができる居場所づくりを支援するとともに、活動を担う人材の発掘・育成や、さまざまな団体・活動者同士の交流を進めます。

■生活支援体制整備事業のイメージ図



ＡＩ生成イラスト使用

⑥高齢障害者への相談支援体制の充実	所管課	障害者施策課 高齢者在宅支援課

高齢障害者の年齢や障害特性に応じた適切な支援を行うため、個々のケースに応じてケア会議を開催するとともに、実践や研修を通じて高齢・障害の両分野の連携強化を図り、本人が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう相談支援体制の充実を推進します。

また、介護保険制度への移行期においては、本人や家族、高齢・障害両分野の支援者によるケア会議を継続的に開催し、相互の制度やサービスへの理解を深めながら、本人に必要な支援を切れ目なく提供できる体制の構築と定着を図ります。

※50 **生活支援コーディネーター**：地域の高齢者支援のニーズと社会資源の状況を把握し、地域の多様な関係機関等への働きかけを行い、生活支援の担い手の養成や資源の開発、ネットワークづくりなど、生活支援の体制づくりを推進する調整役。第２層協議体では、ケア 24 の地域包括ケア推進員（ケア 24 の中で、認知症施策や医療と介護の連携、生活支援の体制整備等の取組を中心的に進める役割の者）が兼ねる

⑦共生型サービス事業所の開設・利用の促進	所管課	障害者施設支援課 介護保険課
介護保険の対象とならない障害者等が、個々の身体状況の変化などに応じてサービスを選択し安心して利用できるよう、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービス事業所※51の開設を進めるとともに、共生型サービスの円滑な利用につながるよう支援内容の充実を図ります。 また、障害者及びその家族、支援者等に対し、障害者が個々の状況に応じて高齢者向けのサービスも選択できるよう啓発セミナー等を開催します。		

⑧高齢者向け住宅の確保及び居住支援	所管課	住宅課
高齢者世帯の居住の安定確保を図るため、高齢者住宅「みどりの里」の運営を行うとともに、区営住宅の低層階を高齢者等の優先入居枠として運用します。また、高齢者が安心して民間賃貸住宅に入居し、住み続けられるよう、杉並区居住支援協議会※52を中心に、不動産関係団体、士業、居住支援法人等との連携を強化するほか、住宅部門と福祉部門が連携して住宅相談や入居支援に加え、見守りや緊急時対応、死後事務及び残存家財の処理等を含む包括的な居住支援サービスを実施します。		

※51 **共生型サービス事業所**：「介護保険」か「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的とする「共生型サービス」を提供する事業者

※52 **杉並区居住支援協議会**：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき設置され、区、不動産関連団体、社会福祉協議会等で構成された団体

（2）認知症施策の推進　【重点事業 2】※認知症施策の詳細は第 4 章「認知症施策推進計画」に掲載

⑨本人発信を起点とした理解促進と意思決定支援の推進 （詳細は第 4 章 68 ページを参照）	所管課	高齢者在宅支援課

ア．本人発信と意思決定を支える環境づくりの充実

認知症になってからも自分らしく暮らし続けられるよう、普及啓発事業等の場や機会を活用して、認知症の人が自らの思いや希望を安心して発信及び意思決定ができる環境づくりの充実を図ります。

イ．新しい認知症観の理解促進

認知症の人ができること、やりたいことを大切にし、認知症の人と共生する地域づくりを推進するため、「新しい認知症観」※53を地域社会に広げます。

ウ．本人の意思決定支援の推進

認知症の人の意見が尊重され、自らの意思決定を支援するため、ケアラー等の支援者・関係者に対する普及啓発等を推進します。

エ．権利擁護の普及及び利用の支援

認知症の人の尊厳と権利を守るため、その人が必要な成年後見制度などの権利擁護に関する制度の周知や利用の支援を行います。

⑩包括的な相談・支援体制の整備と充実 （詳細は第 4 章 74 ページを参照）	所管課	高齢者在宅支援課

ア．認知症の早期段階からの相談・支援体制の充実

認知症の人とその家族が、必要な時に早期に相談し、適切な支援につなげられるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

イ．認知機能低下の早期の気づきと予防に向けた取組の推進

認知機能の変化に早期に気づき、予防を図ることができるよう、必要な情報提供や相談支援等を進めます。

ウ．若年性認知症の人への社会参加等に向けた支援

若年性認知症については、就労、経済面、社会参加など様々な視点から本人やその家族の思い・希望に寄り添いながら、切れ目のない相談支援を行います。

エ．ケアラー支援の充実

認知症の人をケアする介護者が孤立することなく安心して介護を続けられるよう、介護者同士が支え合える環境づくりや介護者の心身の負担軽減等を図ります。

※53 **新しい認知症観**：詳細は第 4 章 66 ページ参照

⑪認知症バリアフリーに向けたまちづくりの推進 （詳細は第 4 章 80 ページを参照）	所管課	高齢者在宅支援課

ア．本人・家族等の多様なニーズに合わせた場づくりの充実

認知症の人が地域とのつながりを持ちながら、希望や得意なことを生かして社会参加できるよう、活動の場や機会の充実を図るとともに、認知症バリアフリーのまちづくりを推進します。

イ．本人の社会参加の推進

認知症の人が希望・やりたいことを叶えられるよう、関係機関と連携し、安心して社会参加できる環境づくりを進めます。

ウ．多様な主体との連携で共に進める地域づくりの推進

認知症の人をはじめとする区民が、地域で共に支え合い、見守ることができるよう、認知症サポーター等の多様な主体による地域づくりを推進します。

施策 5　介護サービス（在宅・施設）基盤の整備・充実

■ 目指す姿

○ 介護を必要とする高齢者等が、自らの希望やニーズに応じた多様なサービスを選択して利用することができるよう、介護サービス（在宅・施設）基盤の整備が図られています。
○ 福祉サービス第三者評価の仕組みの利用や事業者への指導等により、介護保険サービスの質の向上が図られ、高齢者等に適切な介護保険サービスが提供されています。
○ 介護人材の定着・育成等により、区内の介護事業所・施設等における必要な人材が充足し、適切なサービス提供体制が整っています。

（1）在宅介護サービスの充実

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備	所管課	高齢者施策課
要介護高齢者等の在宅生活を支援するため、計画期間内には、既存事業所の地域バランス等を考慮して、高井戸地域及び方南・和泉地域をサービス対象とする事業所の整備を図ります。		

②(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の整備	所管課	高齢者施策課
要介護高齢者等の在宅生活を支援するため、計画期間内には、令和 9 年度（2027 年度）末に高円寺地域で 1 所が新規開設します。		

（2）施設介護サービスの充実　【重点事業 1】

③特別養護老人ホームの整備	所管課	高齢者施策課
原則として要介護 3～5 の高齢者を入所対象とする特別養護老人ホームは、令和 12 年度（2030 年度）までの間、緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みです。今後も定期的に行う需給予測の結果等により必要性が認められる場合は、適時適切に新たな整備の計画化を図ります。		

④ケアハウスの整備	所管課	高齢者施策課
要介護高齢者等を入所対象とするケアハウス※54今川は、当該施設を区内特別養護老人ホームの大規模改修に伴う代替施設として暫定的に貸与した後、令和 9 年度（2027 年度）末を目途に運営再開します。		

⑤認知症高齢者グループホームの整備	所管課	高齢者施策課
原則として要支援 2 及び要介護の高齢者を入所対象とする認知症高齢者グループホームは、令和 12 年度（2030 年度）までの間、新たな整備は必要ない見込みです。今後も定期的に行う需給予測の結果等により必要性が認められる場合は、適時適切に新たな整備の計画化を図ります。		

⑥都市型軽費老人ホームの整備	所管課	高齢者施策課
自立した日常生活に不安がある高齢者等を入所対象とする都市型軽費老人ホーム※55は、計画期間内に、既存施設の地域バランス等を考慮して、阿佐ヶ谷地域、高円寺地域及び方南・和泉地域に各 1 所の整備を図ります。		

⑦介護老人保健施設の整備	所管課	高齢者施策課
原則として要介護高齢者等を入所対象とする介護老人保健施設※56は、引き続き、介護老人保健施設の利用状況や区内医療法人等の意向を踏まえながら、新たな施設整備を検討します。		

⑧介護医療院の整備	所管課	高齢者施策課
医学的管理の下で長期療養が必要な要介護高齢者等を入所対象とする介護医療院※57は、引き続き、区外施設の利用状況や区内医療法人等の意向を踏まえながら、新たな施設整備を検討します。		

※54 **ケアハウス**：特定施設入居者生活介護の指定を受け、入居者に対してケアプランに基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う施設

※55 **都市型軽費老人ホーム**：身体機能の低下により、自立した生活に不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら、低額の料金で利用することができ、地価が高い都市部の実情に配慮して設備・人員基準が緩和された施設

※56 **介護老人保健施設**：病状が安定している方に対し、医学的管理のもと、看護・リハビリテーション、食事、入浴、排せつ等といった日常生活上の介護などを一体的に提供し、在宅への復帰支援を行う施設

※57 **介護医療院**：要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

⑨サービス付き高齢者向け住宅等の整備	所管課	高齢者施策課 住宅課
要支援・要介護高齢者等を入所対象とするサービス付き高齢者向け住宅※58や有料老人ホーム※59は、引き続き、東京都と連携・調整を図りながら、民間事業者からの整備相談等に対応します。		

（3）介護保険サービスの質の向上

⑩福祉サービス第三者評価の推進	所管課	介護保険課 保健福祉部管理課
介護サービス事業者が、東京都福祉サービス第三者評価※60を積極的に受審し、その結果を活用して、より一層利用者本位の視点に立った質の高いサービスを提供するよう促します。		

⑪介護サービス事業者・施設への指導等の実施	所管課	介護保険課
介護保険サービスの質の確保と保険給付の適正化を図るため、介護サービス事業者に対して介護保険法に基づく指導を計画的かつ継続的に実施します。		

⑫苦情・相談の受付・対応	所管課	介護保険課
利用者や家族からの苦情・相談を、区の窓口やケア 24 で受け付けるとともに、個々の内容を確認の上、介護サービス事業所等に対する指導・助言を行い、苦情の解決や今後の介護の質の向上につなげます。		

⑬介護保険サービスの利用支援	所管課	介護保険課
高齢者やその家族が必要な介護サービスを円滑かつ適切に利用できるよう、利用者ガイドブック等の資料や、区公式ホームページに掲載している「すぎなみ福祉サーチ」※61等の情報提供の充実を図ります。		

※58 **サービス付き高齢者向け住宅**：高齢者向けの賃貸住宅又有料老人ホームで、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅

※59 **有料老人ホーム**：高齢者に対して、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理等を提供する施設

※60 **福祉サービス第三者評価**：事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する制度

※61 **すぎなみ福祉サーチ**：区内の在宅医療や介護事業所の情報を公開する情報探索システム

（4）介護人材定着・育成支援の充実 【重点事業 2】

⑭介護ロボット等の導入支援	所管課	高齢者施策課

東京都の助成制度を補完し、介護職員の負担軽減と業務の効率化等を支援するため、介護施設における介護ロボットの導入に係る経費の一部を区独自に補助します。

■介護ロボットの例



装着型パワーアシスト　歩行アシストカート　自動排せつ処理装置　見守りセンサー

出典：厚生労働省ホームページ

⑮介護人材採用活動経費の補助	所管課	介護保険課

介護サービス事業所等の人材確保を支援するため、求人誌・求人サイト掲載費、求人動画・採用パンフレット制作費など介護人材の採用活動に係る経費を補助します。

⑯非常勤職員健康診断等経費の補助	所管課	介護保険課

深夜又は夜間早朝に介護サービスを提供している介護サービス事業所等に対して、介護人材の確保・定着を図るため、非常勤職員の健康診断及び精神保健相談に係る経費の一部を補助します。

⑰介護サービス事業所職員向け研修の実施	所管課	介護保険課

介護職員が研修に参加しやすい環境を整えるとともに、良質な介護サービスの提供を図るため、介護サービス事業所等の従事者や管理者に対して、スキルアップ研修や虐待防止研修、管理者研修等を区が主催し、研修動画をアーカイブ化して提供します。

⑱初任者研修等受講料の助成	所管課	介護保険課

介護職員の専門性向上や職場定着を促進し、高齢者に質の高い介護サービスを安定的に提供できるよう、認知症介護基礎研修、介護職員初任者研修、実務者研修及び生活援助従事者研修の受講料を助成します。

第４章　認知症施策推進計画

1　認知症施策推進計画の趣旨

○　令和 5 年（2023 年）6 月に制定、翌年 1 月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）では、国の基本計画及び都道府県の計画を基本としつつ、基礎自治体の実情に即した「市町村認知症施策推進計画」の策定に努めなければならないと規定しています。

○　これを受けて区は、令和 6 年（2024 年）2 月に策定した「高齢者施策推進計画（令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度））」に「市町村認知症施策推進計画」を部分的に包含して計画化しました。こうした中で、今回改定した「高齢者施策推進計画（令和 9 年度（2027 年度）～令和 11 年度（2029 年度））」では、更なる認知症施策の充実に向けて、「認知症施策推進計画」を独立した章として位置付けました。加えて、計画改定に当たっては、令和 8 年（2026 年）5 月及び 6 月に認知症の人やその家族等の参画によるワーキンググループを設置して 3 回にわたる意見交換を行い、計画への反映を図るなど、これまで以上に認知症の人の視点を重視した計画づくりに努めました。

○　急速な高齢化に伴い、認知症高齢者数が今後も増加する中で、令和 12 年（2030 年）には高齢者の約 3.4 人に 1 人が認知症・ＭＣＩ（軽度認知障害）となることが見込まれています（推計データは、第 2 章 13 ページを参照）。このように認知症は誰もがなり得るものであり、区民一人ひとりが認知症を自分事として捉え、より良い地域社会を創り上げていくことが大切です。

○　これまでも区は、区内にある浴風会病院認知症疾患医療センターや認知症介護研究・研修東京センターとの協定を締結して、専門的な助言等を得ながら認知症施策の充実を図ってきました。今後もこの計画に基づき、関係機関等と連携・協力しながら、杉並区が「認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができるまち」となることを目指し、令和 9 年度（2027 年度）から 3 年間の計画期間を通して認知症施策を総合的に推進していきます。



2　国及び東京都の計画

○　認知症基本法に基づき、基礎自治体である区が基本とすべき国及び東京都の計画のあらましは、次のとおりです。

区分	（国）認知症施策推進基本計画 （令和 6 年（2024 年）12 月）	東京都認知症施策推進計画 （令和 7 年（2025 年）3 月）
目的	○　政府が講ずる認知症施策の最も基本的な計画として、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するためのもの	○　国の基本計画を基本としつつ、東京都の実情に即して認知症施策に関する基本的・総合的な方向性を示すもの
重点目標	➢　国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること ＊　次ページ「新しい認知症観を知っていますか？」参照 ➢　認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること ➢　認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること ➢　国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること	➢　認知症のある人・家族等の参画と社会参加の推進 ➢　認知症のある人も含めた都民一人ひとりが安心安全に、希望を持って暮らすことのできる地域づくり ➢　認知症のある人・家族等に対する適切な支援 ➢　認知症の早期診断・早期支援、治療・ケア（介護）の充実 ➢　認知症の発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進等のための研究



共生社会の実現

ＡＩ生成イラスト使用

✿「新しい認知症観」を知っていますか？✿

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができます。これが、国が認知症施策推進基本計画等で明らかにした「新しい認知症観」という考え方です。

考え方を比べてみると

視点	これまでの認知症のイメージ	新しい認知症観
● 本人	認知症になったら何もできなくなる 自分の思いを伝えることができない	分かること・できることはたくさんある 自分の思いを伝えることができる
♥ 家族	全てをやってあげなくてはならない	本人がやりたいこと、できることは自分でやってもらう 家族だけで抱えず、周囲のサポート・サービスを活用する
⌂ 地域	認知症になったら 地域で暮らすことができない	地域の一員として活躍しながら暮らすことができる
○ 皆さん	自分にはまだ関係ないと目をそらす 認知症になったらおしまい	自分事として向き合い、備える 認知症になってからも、やりたいことがある

出典：認知症介護研究・研修東京センター「認知症地域支援推進員研修テキスト」（一部改変）

○大切なのは「その人」を見ること

認知症があっても、その人の経験や性格、好きなこと、大切にしてきたことまで失われるわけではありません。何をしたいか、どのように暮らしたいか、本人の声を尊重して考えることが大切です。

私たちにできること

- 「できないだろう」と決めつけず、まず本人に聞いてみる
- 困っているときは、急がせず、分かりやすく声をかける
- 認知症を特別なことではなく、自分や大切な人にも関わる身近なこととして考える
- 本人の「やりたいこと」「続けたいこと」を一緒に取り組む

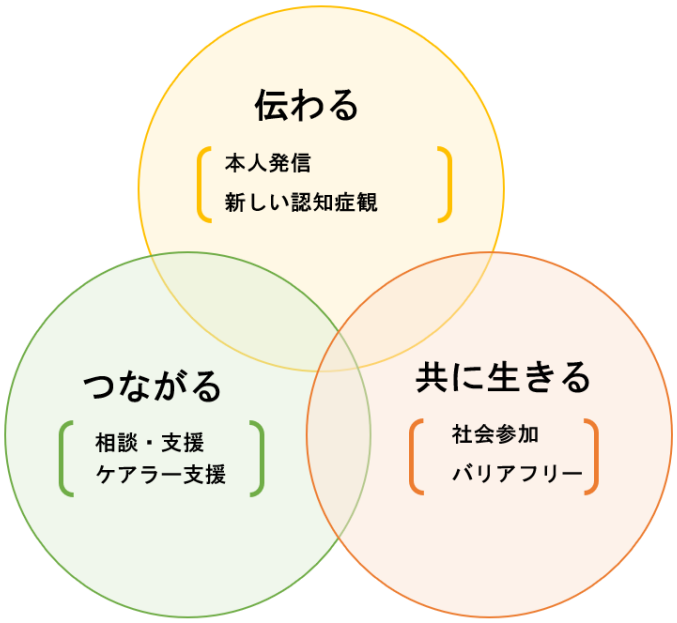
できること、やりたいことを大切に

認知症になってからも自分らしく暮らしていける杉並へ

3　計画の基本理念と施策別の計画内容

(1) 基本理念

○計画の基本理念と施策の方向性は、次のとおりです。

基本理念	**認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができるまちの実現**
施策の方向性 （主なキーワード）	

(2) 施策・事業

○基本理念を踏まえ、以下の施策・事業により、認知症施策を包括的に推進することとします。

施策	事業
1 本人発信を起点とした理解促進と意思決定支援の推進 伝わる	①本人発信と意思決定を支える環境づくりの充実
	②新しい認知症観の理解促進
	③本人の意思決定支援の推進
	④権利擁護の普及及び利用の支援
2 包括的な相談・支援体制の整備と充実 つながる	①認知症の早期段階からの相談・支援体制の充実
	②認知機能低下の早期の気づきと予防に向けた取組の推進
	③若年性認知症の人への社会参加等に向けた支援
	④ケアラー支援の充実
3 認知症バリアフリーに向けたまちづくりの推進 共に生きる	①本人・家族等の多様なニーズに合わせた場づくりの充実
	②本人の社会参加支援の推進
	③多様な主体との連携で共に進める地域づくりの推進

（3）計画内容

施策１　本人発信を起点とした理解促進と意思決定支援の推進

【現状と課題】

○　令和７年度（2025 年度）に実施した高齢者等実態調査では、「認知症は誰もがなり得ると思う」と回答した方が約９割となっており、認知症を身近なものとして捉える意識が広がっています。一方で、「認知症になったら何もわからなくなる」「何もできなくなる」と考える方も約５割に上るなど、認知症に対する否定的なイメージが依然として残っています。また、「地域では、認知症の人の意思が尊重されていると思う」と回答した方は２ 割から３割程度にとどまっており、認知症の人が交流する場や自らの思いを発信する機会の充実とともに、認知症の人の声を通じて地域の理解を深めていくことが必要です（以上の調査結果は、第２章 24 ページを参照）。

○　これまでも認知症の人の声を施策に反映する取組を進めていますが、認知症の人が安心して発信できる環境は十分とは言えません。例えば、認知症の人は「何もできなくなる」といった否定的なイメージが影響して、認知症の人の意思や希望よりも周囲の判断が尊重される場合があります。

○　適切な権利擁護支援につながっていなかったり、このほか、認知症の人が詐欺などの消費者被害に遭ったりするケースも少なくありません。

【取組の方向性】

○　認知症になってからも自分らしく暮らし続けられるよう、認知症の人が自らの思いや希望を安心して発信及び意思決定ができる環境づくりを推進します。

○　また、認知症の人のできること、やりたいことを大切にし、認知症の人と共生する地域づくりを推進するため、「新しい認知症観」の理解促進を図ります。

○　さらに、認知症の人の意思が尊重され、意思決定を支えるとともに、権利擁護や消費者被害防止など、認知症の人の尊厳と権利を守る取組を推進します。

【主な取組】

①本人発信と意思決定を支える環境づくりの充実	所管課	高齢者在宅支援課

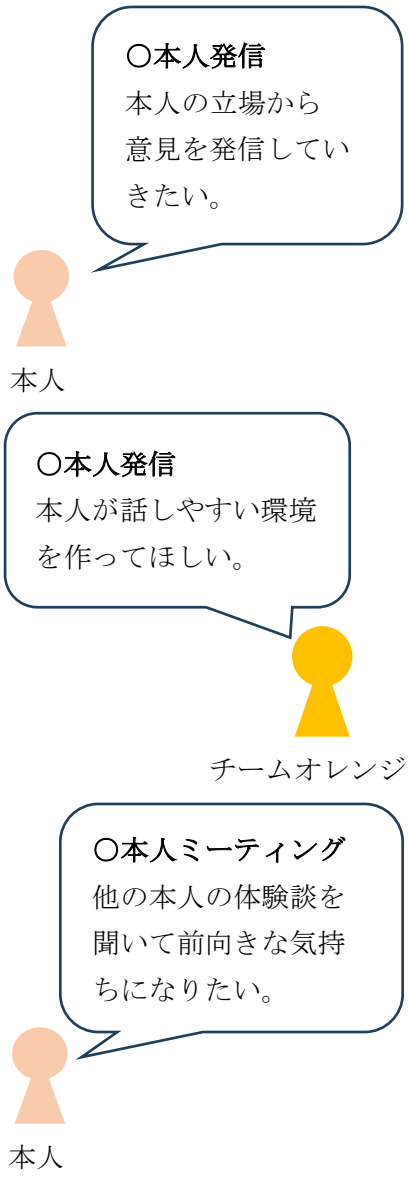
〇本人発信と参画の推進

- 認知症の人が自らの経験や思いを発信できるよう、認知症サポーター養成講座やチームオレンジ、認知症カフェ、介護者の会などにおいて、安心して発信できる環境づくりを推進します。
- 区の認知症施策について意見交換や連絡調整を行う認知症施策推進部会（杉並区在宅医療推進連絡協議会の下に設置し、年２回程度開催）等に認知症の人の参画を得て、認知症の人の意見や思いを区の施策に反映する機会とします。
- 本人参画による動画等を作成し、認知症の人への理解やチームオレンジ等の地域活動への活動促進に向けた普及啓発を進めます。

〇本人ミーティング※62の拡大

- 本人同士が経験や思いを安心して語り合えるよう本人ミーティングの機会を増やし、自らの思いや希望を発信し、意思決定につなげられる環境づくりの充実を図ります。

【本人や家族、支援者等の声】



※62 **本人ミーティング**：認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場。自らの体験だからこその気づきや意見を語り合い、地域に伝えていくための集まり

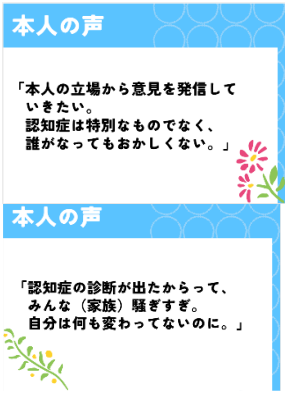
②新しい認知症観の理解促進	所管課	高齢者在宅支援課

○新しい認知症観の普及

➢ 区民を対象とした認知症共生講座や認知症普及啓発月間（毎年９月）における認知症の人の作品やメッセージ等の展示、認知症サポーター養成講座など、様々な機会を通じて認知症の人の声や思いを発信するとともに、地域団体や各種イベントと連携し、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けられるという「新しい認知症観」の理解促進を図ります。



認知症普及啓発月間
区役所ロビー展示



認知症の人の声を展示

○認知症あんしんガイドブックを活用した理解促進

➢ 令和８年（2026 年）３月に認知症の人やその家族等の声を反映して改訂・発行した「認知症あんしんガイドブック」（認知症ケアパス）を活用して、認知症の人や家族等の知りたいことや暮らしに役立つ情報を分かりやすく伝えるほか、この冊子配布を通して区民に認知症への理解促進を図ります。なお、令和 10 年度（2028 年度）に改めて、認知症の人等の声を聴きながら、より充実した内容に改訂します。

＊次ページ「認知症あんしんガイドブック」参照

【本人や家族、支援者等の声】

○前向きな気持ち
物忘れがあっても、気にせず、前向きに考えたい。

本人

○認知症へのイメージ
「認知症は何もできない」というイメージ、「認知症になりたくない」という気持ちが根強い。

チームオレンジ

○認知症あんしん　ガイドブック
知りたい情報が掲載されており、読むと前向きな気持ちになる。

本人

認知症になってからの前向きな暮らしを支える

「認知症あんしんガイドブック」

杉並区では認知症になってからも地域で安心して暮らしていけるために、「認知症あんしんガイドブック」（認知症ケアパス）を配布しています。

作成に当たっては、認知症の人やその家族の意見を聴き、構成や内容に至るまで反映しました。



配布先

- 区役所高齢者在宅支援課
- ケア 24
- 区民事務所
- 図書館
- 地域区民センター
- ゆうゆう館
- 公衆浴場　　など

ガイドブックの特徴

- ⭐認知症当事者の声を反映
- ⭐家族や支援者のみならず、認知症の人に向けた構成
- ⭐区内の”つながる場所”を写真入りで紹介
- ⭐切り取って使える「希望をかなえるヘルプカード」を付属

希望をかなえるヘルプカード

冊子から切り取って、外出時などに活用できる『希望をかなえるヘルプカード』を掲載しています。カードには、杉並区の公式キャラクター『なみすけ』と『ナミー』をあしらい、親しみを持って活用できるデザインとしています。





③本人の意思決定支援の推進	所管課	高齢者在宅支援課

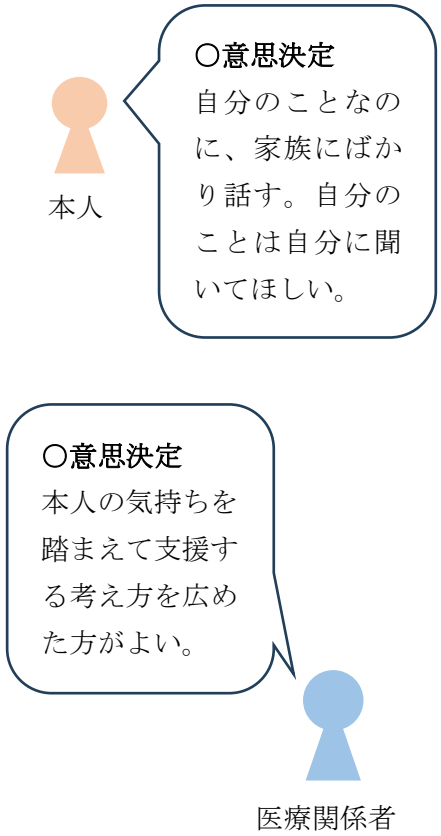
○意思決定支援に関する理解と対応力の向上

➢ 認知症の人が自らの意思に基づいて生活を送ることができるよう、ケア 24 やケアマネジャー、認知症初期集中支援チーム等の支援者を対象とした研修や連絡会など、様々な機会を通じて、認知症の人の意思を尊重し、意思決定を支える考え方や本人が安心して発信できる地域活動につなげる視点等の普及啓発を推進します。また、国が令和 7 年（2025 年）3 月に策定した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（第 2 版）」を活用し、区が新任のケア 24 職員やケアマネジャーを対象に、意思決定支援に関する理解促進と対応力の向上を目的とした認知症基礎研修を実施します。

○ＡＣＰ※63の普及啓発とエンディングノートの活用

➢ 将来に備え、認知症の人が自らの希望や価値観を家族や支援者と共有できるよう、区民向け講座やイベント、ケア 24 等を通じてＡＣＰ（人生会議）の普及啓発を推進します。また、認知症の人が自らの希望や思いについて考え、家族や身近な人と話し合うきっかけづくりとなるよう、エンディングノートを作成・配布を通じた意思決定支援を推進します。

【本人や家族、支援者等の声】



※63 **ＡＣＰ（人生会議）**：アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）の愛称。もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組

④権利擁護の普及及び利用の支援	所管課	在宅医療・生活支援センター 杉並区成年後見センター 杉並区消費者センター 高齢者在宅支援課

〇権利擁護の支援

- 認知症の人が安心して地域で暮らし続けられるよう、介護者教室等を通して、成年後見制度などの権利擁護に関する制度の周知を図るとともに、支援を必要とする人を適切な相談・支援につなげます。

〇高齢者虐待の防止

- 高齢者に対する虐待の防止と早期発見・早期対応を図るため、虐待防止に関する講演会やリーフレット配布などの普及啓発活動とともに、臨床心理士による「介護者の心の相談」※64を通じて介護者の心のケアに取り組みます。

〇消費者被害の防止

- 認知症の人の消費者被害防止及び早期発見を図るため、杉並区立消費者センターでは、消費生活相談体制の充実を図るとともに、出前講座等による啓発や見守り関係者への情報提供を行い、関係機関と連携した消費者被害防止に取り組みます。

【本人や家族、支援者等の声】

〇金銭管理
自分のお金はできる限り自分で管理したい。

本人

〇詐欺被害
本人が知らない人と話すうちに、勝手にお金をだまし取られてしまった。

家族

※64 **介護者の心の相談**：臨床心理士が介護者の心の相談に応じる。在宅医療・生活支援センターにて受付

施策 2　包括的な相談・支援体制の整備と充実

【現状と課題】

○　令和 7 年度（2025 年度）に実施した高齢者実態調査では、介護認定を受けていない人のうち、認知症の診断を受けていない人が 97.5%で、認知症又はＭＣＩ（軽度認知障害）と診断されている人は 0.9%となっています。全国では 65 歳以上の約 3.6 人に 1 人が認知症又はＭＣＩ（軽度認知障害）と推計（令和 4 年（2022 年））されていることから、実際に診断を受けている人は少ない状況にあると想定されます。また、困ったとき等の相談先（複数回答）は、「認知症の人の家族や親族」が 85.9%で最も高く、「友人・知人」33.5%、「医師・看護師等」17.4%、「区の窓口」12.3%となっており、身近な人への相談が中心です（以上の調査結果は、第 2 章 21 ページを参照）。

○　認知症への関心の高まりや治療法の進展を背景に、医療機関への受診の重要性が高まっています。一方、一人暮らし高齢者も増える中、認知機能の低下に気づきにくい人や症状があっても医療機関を受診していない人、支援につながっていない人がいるほか、診察の場面でも治療中心となり、診断後、悩みを抱え込み、孤立する認知症の人もいます。

○　ＭＣＩは適度な運動や社会参加、生活習慣の改善等により認知機能の維持・改善が期待できることが知られていますが、その認知度は十分でなく、早期の気づきや予防の重要性を周知していく必要があります。また、若年性認知症については、就労継続や経済面、心理面、社会参加等の特有な課題を抱えている場合があり、多様な関係機関との連携や地域での仲間づくりなどが求められます。

○　認知症の人の介護者は、相談先や必要な支援につながることができず、孤立したり、認知症の人への関わり方に悩みを抱える人もいます。

【取組の方向性】

○　認知症の人とその家族が、必要なときに早期に相談し、適切な支援につなげられるよう、相談窓口や支援に関する情報を分かりやすく発信するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

○　認知症やＭＣＩについて正しく理解し、認知機能の変化に早期に気づき、必要な支援につなげられるよう、もの忘れ予防検診を実施します。また、ＭＣＩの特徴や対応方法について普及啓発を図ります。

○　若年性認知症については、就労、経済面、社会参加など様々な視点から、認知症の人やその家族の思い、希望に寄り添いながら、切れ目のない相談支援を推進します。

○　認知症の人をケアする家族等の介護者が孤立することなく安心して介護を続けられるよう、介護者同士が支え合える環境づくりや認知症に関する学びの機会を充実するとともに、認知症の人と介護者の双方が地域で安心して暮らし続けられるよう、介護者支援の充実を図ります。

【主な取組】

①認知症の早期段階からの相談・支援体制の充実	所管課	高齢者在宅支援課 保健サービス課

○認知症の早期段階からの相談支援

- 認知症の人や家族が診断前から診断後早期に必要な情報や支援につながることができるよう、ケア 24 や保健センターで実施する物忘れ相談、医療機関で実施するもの忘れ予防検診など、様々な機会を通じて早期の相談・支援を推進します。認知症あんしんガイドブック等を活用し、相談窓口やチームオレンジ、介護者の会等の地域のつながる場などについて情報提供を行い、早期の相談・支援につながる取組を推進します。

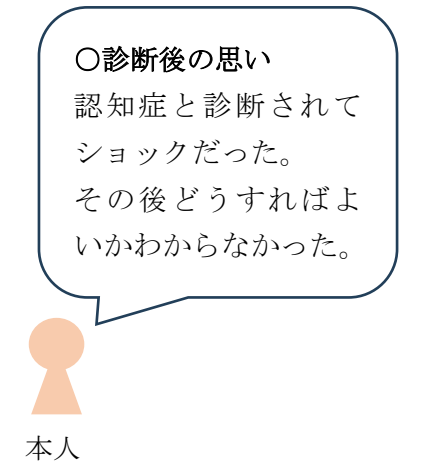
○認知症初期集中支援チーム※65による訪問支援

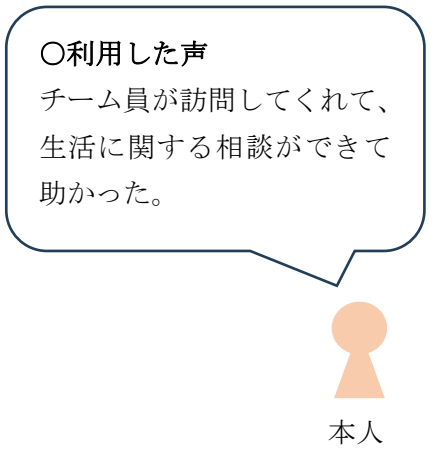
- 認知症が疑われるものの、医療や介護サービスにつながっていない人に対しては、認知症の人がどう暮らしたいかという視点を重視しながら、認知症初期集中支援チームがケア 24 等と連携し、早期に適切な支援につなげる体制の充実を図ります。

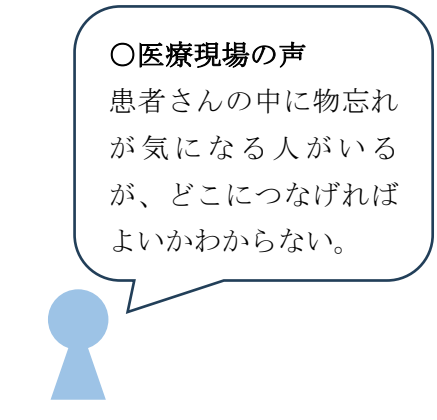
○支援体制の強化

- 日頃の診療の中で認知症と疑われる人を早期に把握し適切な専門医療機関や相談支援につなげられるよう、認知症疾患医療センター、認知症サポート医、かかりつけ医、ケア 24 等との連携を強化し認知症の早期発見・早期対応と切れ目のない支援体制を構築します。

【本人や家族、支援者等の声】







※65 **認知症初期集中支援チーム**：認知症専門医の指導のもと医療・福祉等の専門職で構成された認知症訪問支援チーム。認知症の人やその家族に早期に関わり、適切な医療や介護サービスの利用等に向けた支援を行う

②認知機能低下の早期の気づきと予防に向けた取組の推進	所管課	高齢者在宅支援課

○もの忘れ予防検診の実施

- 認知症を正しく理解し、ＭＣＩ（軽度認知障害）の段階で早く気づき、必要な対応ができるよう、もの忘れ予防検診実施医療機関で検診を実施します。
- 認知症の疑いがある人へ検診実施医療機関における専門医療機関の紹介や生活習慣改善の必要性等、必要な情報を適切に提供するとともに、ケア 24 や区の若年性認知症相談窓口の担当が生活状況の確認や地域活動の情報提供など相談支援を行い、早期の相談・支援につなげる取組を推進します。

○ＭＣＩの普及啓発と認知機能低下予防の推進

- ＭＣＩについて正しい理解を広め、認知機能の変化に気づいたときに早期に相談・対応ができるよう、物忘れ相談の活用を促進するとともに、講演会や高齢者の活動の場等で普及啓発を推進します。

＊認知症、ＭＣＩ、若年性認知症については 78 ページ参照

【本人や家族、支援者等の声】

○専門医の声
物忘れの原因には様々なものがある。早期からの治療で進行を遅くすることも可能である。

医療関係者

○ＭＣＩについて
ＭＣＩのことを今まで知らなかった。

本人

③若年性認知症の人への社会参加等に向けた支援	所管課	高齢者在宅支援課

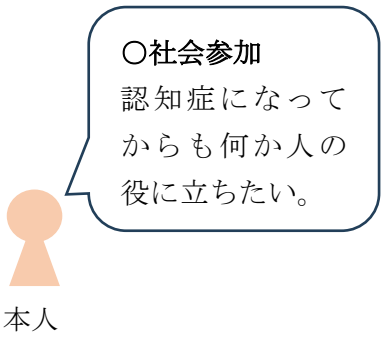
○若年性認知症相談窓口の周知と若年性認知症支援会議の実施

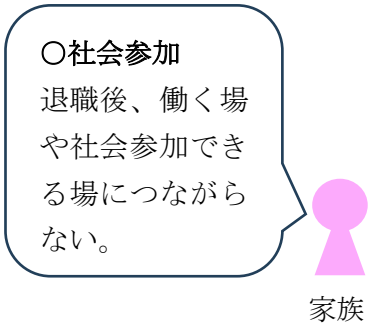
- 若年性認知症の人やその家族が早期に必要な支援につながることができるよう、区の保健師による若年性認知症相談窓口の周知を図ります。
- 若年性認知症支援会議において、就労、経済面、社会参加等の課題を検討し、関係機関と連携して総合的に支援します。

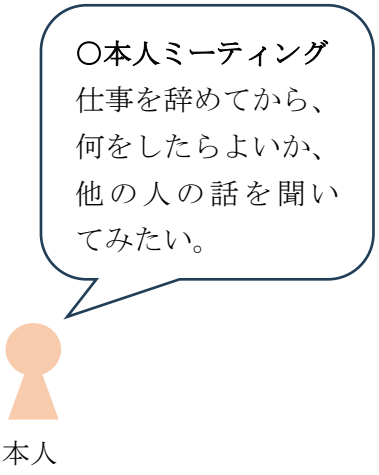
○若年性認知症本人ミーティングの実施

- 本人ミーティングにおいて本人同士の交流を行うとともに、認知症の人の意見や希望を把握し、若年性認知症の人が安心して生活し、社会参加ができる支援の充実を図ります。

【本人や家族、支援者等の声】







認知症について

認知症とは…さまざまな原因により脳に変化がおこり、それまでできていたことができなくなり、生活に支障をきたした状態

主な症状

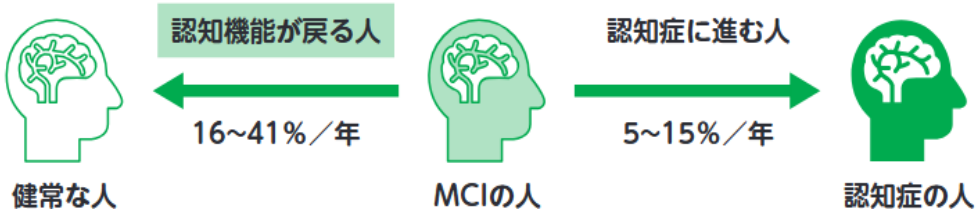
◆食事したこと自体を覚えていなかったり、同じ話を繰り返したりすることが増える
◆理解や判断に時間がかかる
◆日付や場所がわからなくなる
◆仕事や家事などの段取りができなくなる



MCI（軽度認知障害）について

MCI（軽度認知障害）とは、認知機能の低下を自覚しているものの、日常生活には大きな支障がない状態で、健常な状態と認知症の中間の段階を指します。

1 年間で約 5～15%の人が認知症に移行する一方、約 16～41%の人は健常な状態に回復する可能性があるとされており、生活習慣の改善や社会参加に取り組むことで、健常な状態への回復や認知症への移行の遅延につながることが期待されています。



若年性認知症について

若年性認知症とは、65 歳未満で発症する認知症のことで、就労や家計の維持、子育てなど、社会的な役割が大きい時期に発症するため、仕事や生活費に関する悩みを抱えることが少なくありません。

区では、高齢者在宅支援課に「若年性認知症相談窓口」を設置し、本人や家族からの相談に応じています。

お気軽にご相談ください。



若年性認知症相談窓口チラシ

④ケアラー支援の充実	所管課	高齢者在宅支援課 在宅医療・生活支援センター

○介護者の会への支援

➢ 家族等の介護者の孤立防止と相互の支え合いを促進するため、介護者の会の活動の周知・支援を行うとともに、受託ＮＰＯ法人と連絡会を開催するなど、介護者同士が相互に支え合う環境づくりを推進します。また、介護者が参加しやすいよう、オンライン開催など、運営体制の充実を図ります。

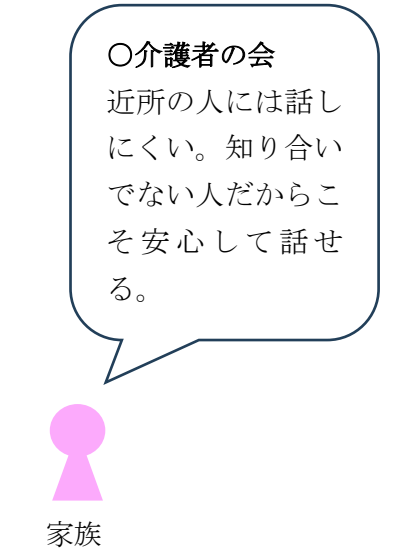
○介護者教室の実施

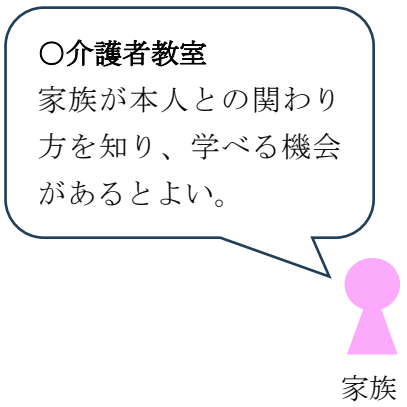
➢ 介護者が認知症への理解を深め、適切な対応方法や情報を得られるようケア 24 や一部の認知症高齢者グループホーム、ふれあいの家で介護者教室を実施し、介護者支援の充実を図ります。

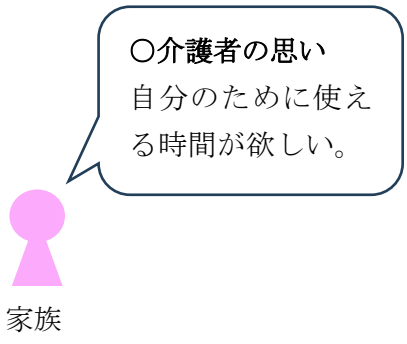
○介護者の負担軽減

➢ 在宅で介護している介護者の負担軽減を図るため、安らぎ支援員※66による訪問や介護者の心の相談を実施し、介護者の悩みや不安、心の葛藤に寄り添いながら、介護者支援の充実を図ります。

【本人や家族、支援者等の声】







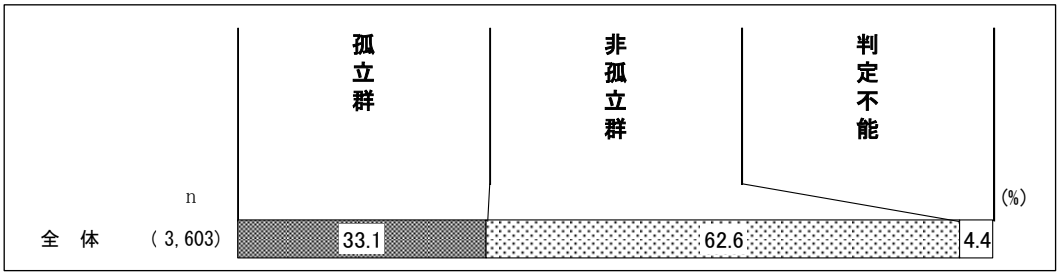
※66 **安らぎ支援員**：ボランティアとして認知症高齢者を在宅で介護する家族宅へ訪問し、家族の傾聴や高齢者本人の話し相手、見守りなどを行う

施策 3　認知症バリアフリーに向けたまちづくりの推進

【現状と課題】

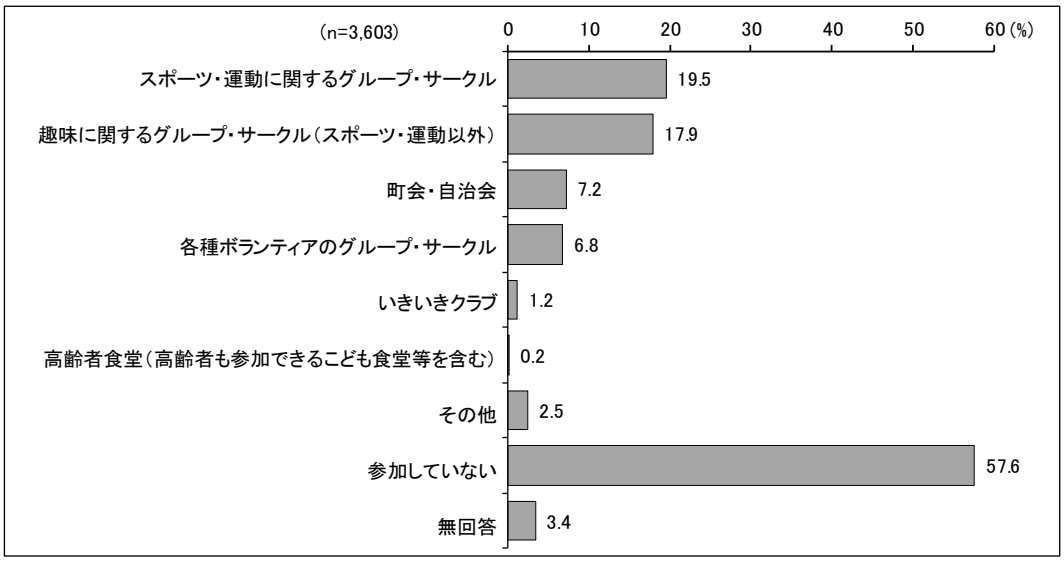
○　令和 7 年度（2025 年度）に実施した高齢者実態調査では、図 1 の社会的孤立の状況について「孤立群」が 33.1%となっており、約 3 割が家族や親せき、友人とのつきあい等が少ない状況にあります。また、図 2 の現在参加している地域活動については、「参加していない」が 57.6%と半数を超えており、地域とのつながりや活動の機会を持つ人が少ない状況が見られます。

■社会的孤立度（図 1）



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

■地域活動の参加状況（図 2）



出典：杉並区高齢者等実態調査報告書（令和 8 年（2026 年）3 月）

○　チームオレンジや認知症カフェなど、地域で交流し活動できる取組が進められている一方、認知症への理解不足や外出への不安、認知症の人の希望や強みを生かした活動につながる仕組みが十分でないことから、認知症の人の参加は限られて、地域とのつながりや社会参加の機会が少ない状況にあります。

○　認知症サポーター養成講座の実施により、区民や事業者等の認知症への理解は徐々に広がっていますが、認知症サポーターとして養成修了した人が、その学びを地域での見守りや支援活動へ結び付いているケースは比較的少ない状況です。

【取組の方向性】

○　認知症の人が地域とのつながりを持ちながら、希望や得意なことを生かして社会参加できるよう、活動の場や社会参加の機会の充実を図ります。また、関係団体や民間事業者など多様な主体との連携による支え合いを広げ、誰もが安心して社会参加、活動継続ができ、自分らしく暮らし続けることができる認知症バリアフリーのまちづくりを推進します。

○　認知症の人が希望・やりたいことをかなえられるよう、「希望をかなえるヘルプカード」の普及啓発を図り、安心して社会参加できる環境づくりを推進します。

○　認知症サポーター等の多様な主体により、認知症の人をはじめとする区民が地域で支えあい、見守ることができる地域づくりを推進します。

【主な取組】

①本人・家族等の多様なニーズに合わせた場づくりの充実	所管課	高齢者在宅支援課

○チームオレンジや認知症カフェ等の充実

- 認知症の人や家族が自分に合った形で地域とつながり、役割や楽しみを持ちながら暮らし続けられるよう、チームオレンジや認知症カフェの活動の充実を図ります。また、各活動の特色や魅力について積極的に情報発信することで、認知症の人が自分に合った場を知り、気軽に参加できる環境づくりを推進します。
- チームオレンジ活動の担い手の確保に向けて、認知症サポーター養成講座から活動の場の参加へつなぐとともに、支援活動を希望する人へ活動の場を紹介するなど、各チームオレンジの活動体制強化の充実を図ります。
- チームオレンジの活動が継続・発展できるよう、年1回チームオレンジを中心とした連絡会を開催し、活動の共有やネットワークづくりを推進します。

＊「仲間とつながる場所」の紹介は、次ページ参照

○身近な場所での活動の場づくり

- 各ケア24に1名ずつ配置した地域包括ケア推進員や区の認知症地域支援推進員が、地域の身近な店舗や民間事業者等との連携を進め、気軽に参加しやすい活動の場づくりを推進します。

【本人や家族、支援者等の声】

○自分に合った場
同じ趣味の人が集まり、一緒に楽しめる場なら参加しやすい。

本人

○外出の不安
人と接することに不安があり、外出することが難しい人もいる。

グループホーム職員

○身近なつながる場
チームオレンジのほか、飲食店など誰でも気軽に集まれる場があるとよい。

本人

杉並区内各地で活動しています

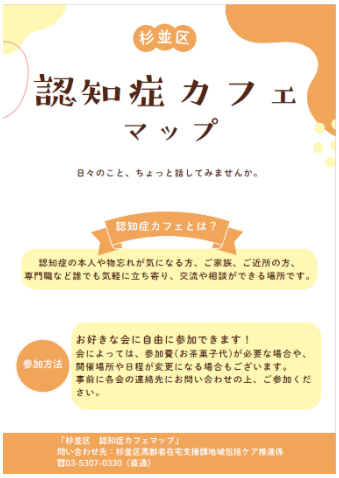
仲間とつながる場所

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域の方、専門職の方などどなたでも参加できる場所です。語らいができる場や音楽・趣味の活動を通じて交流し、地域とのつながりを深めることができます。







認知症カフェマップ

チームオレンジ

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、認知症の人やその家族、認知症サポーターなどが地域で共に活動し、支えあうチームです。

おしゃべりや体操、毎月のイベントなど、一人ひとりの希望やニーズに合わせた活動を行っております。

令和８年度（2026 年度）には、区内 20 所全てのケア 24 に設置しています。







チームオレンジマップ

②本人の社会参加の推進	所管課	高齢者在宅支援課

○希望をかなえるヘルプカード[※67]の普及啓発

➢ 認知症の人をはじめ、誰もが希望・やりたいことをかなえるために活用できるよう、「希望をかなえるヘルプカード」の体験会等を実施するとともに、障害分野をはじめ、幅広い分野の関係者や区民への普及啓発を推進します。



希望をかなえるヘルプカード

○やりたいことを続けるための支援

➢ 認知症の人がやりたいことや趣味活動等を継続できるよう、杉並区社会福祉協議会のボランティアセンター等の関係機関と連携し、社会参加の機会の充実を図ります。

【本人や家族、支援者等の声】

○希望をかなえるヘルプカード
地域で安心して、希望をかなえるヘルプカードを使える環境があるとよい。

チームオレンジ

○趣味
認知症になってからも好きなことや趣味を続けられるようサポートしてほしい。

本人

※67 **希望をかなえるヘルプカード**：認知症の本人がやりたいこと等の望みやあらかじめお手伝いを頼みたい内容、緊急連絡先等を記載しておき、必要なときに提示するもの。周囲の人や支援者、お店・交通機関等に希望を伝え、社会参加を可能にする

③多様な主体との連携で共に進める地域づくりの推進	所管課	高齢者在宅支援課

〇多様な主体が参加する認知症サポーター養成講座の充実

- 地域社会全体に認知症への理解を深めるため、区民や学校関係、町会、金融機関、薬局、スーパー、飲食店、介護事業所等の多様な主体を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、理解促進を推進します。
- 認知症サポーターが地域でより実践的な行動、チームオレンジの活動や地域の見守りなどにつながるよう、認知症の人の意見も踏まえ、キャラバン・メイト※68を対象にした講座で進め方の工夫や好事例の共有を行い、認知症サポーターの活動の充実を図ります。
- 認知症サポーター養成講座の講師を養成するために、区主催でキャラバン・メイト養成講座を実施し、キャラバン・メイトの育成を推進します。

〇地域の見守り体制の充実

- 75 歳以上で介護認定や医療受診がない高齢者等を対象に安心おたっしゃ訪問を実施し、高齢者の孤立防止や状況把握を行うとともに、必要に応じて適切な支援につなげ、高齢者の見守りの充実を図ります。
- 一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らし続けられるよう、あんしん協力員による訪問や電話連絡などの見守りを実施し、地域における支え合いの仕組みを推進します。
- 高齢者の安心な外出を支援するため、緊急連絡先等を登録した高齢者に見守りキーホルダーを配布し、外出先での急病時等に必要な情報の確認や適切な支援につなげ、地域の見守り体制の充実を図ります。

【本人や家族、支援者等の声】

〇お店の関わり
地域のお店でも認知症について理解してほしい。

グループホーム職員

〇金融機関の関わり
認知症と思われる方が来所することもあり、関わり方を知りたい。

金融機関

〇見守り
困ったときに地域の人から声をかけてもらえると安心する。

本人

※68 **キャラバン・メイト**：「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務める。講座開催をきっかけに、関係機関との連携を図ったり住民の相談を聞いたり、地域のリーダー役となる役割が期待される

第 5 章　第 10 期介護保険事業計画

1　第 10 期介護保険事業計画の趣旨

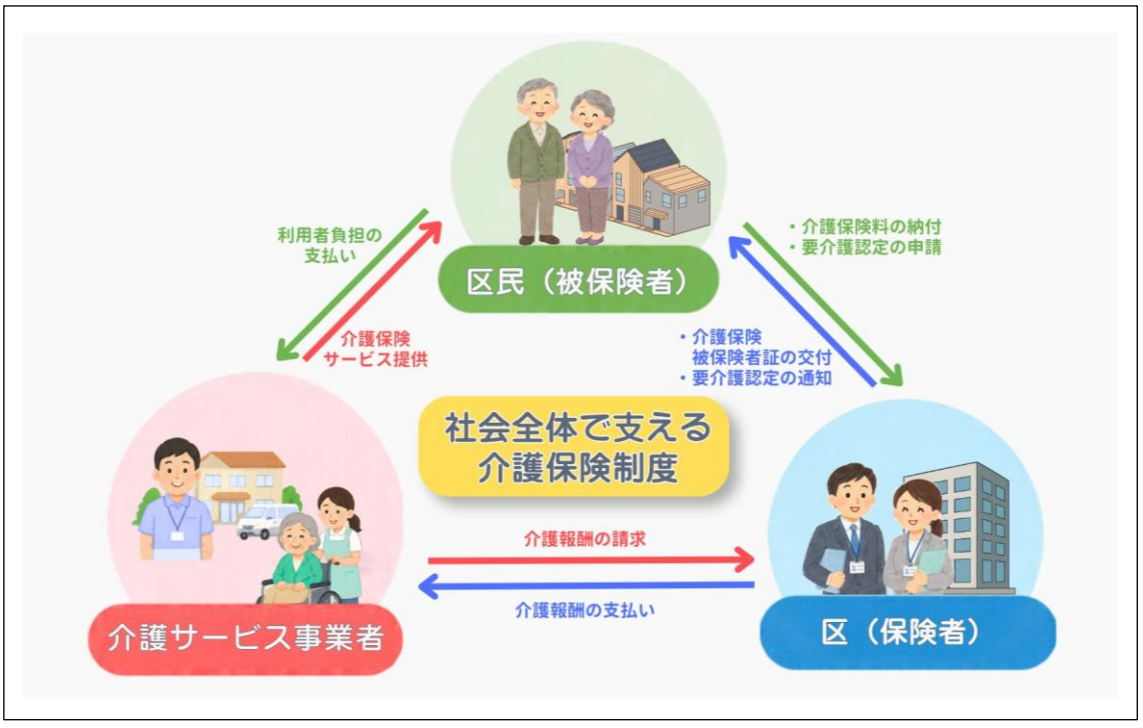
○介護保険制度は、介護保険法に基づき、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護を社会全体で支える仕組みです。平成12年（2000年）の創設以降、適宜必要な見直しが行われ、介護サービスを自ら選択して利用する制度として定着しています。

○保険者（運営主体）である区は、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、更なる高齢化の進展等を見据え、円滑かつ適切な介護サービスを提供するとともに、持続可能な制度として機能することができるよう取り組む必要があります。

○こうした中で国は、令和8年（2026年）6月に法改正を行い、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間として区市町村が定める第10期介護保険事業計画及び都道府県が定める同介護保険事業支援計画において、令和22年（2040年）までの介護サービス量の推計を必須化するほか、都道府県の支援計画には介護人材の需給推計と人材確保に向けた取組とその目標を盛り込むこと等としました。

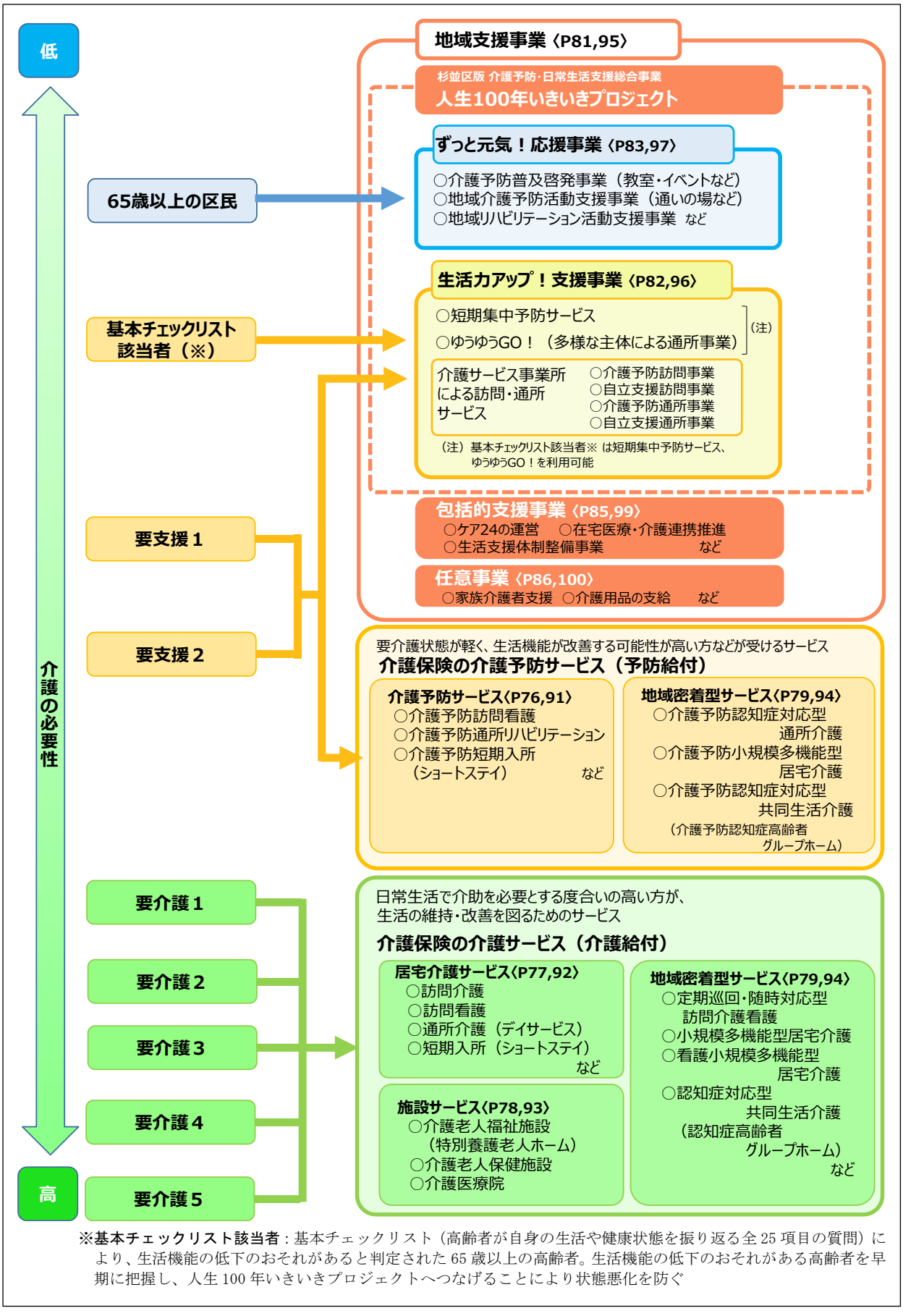
○これらのことを踏まえ、附属機関である「杉並区介護保険運営協議会」の調査審議を経て、当区の第10期介護保険事業計画を定め、その推進を図るものです。

■介護保険制度の概要（イメージ図）



ＡＩ生成イラスト使用

■介護保険事業の概要（全体像）



※基本チェックリスト該当者：基本チェックリスト（高齢者が自身の生活や健康状態を振り返る全 25 項目の質問）により、生活機能の低下のおそれがあると判定された 65 歳以上の高齢者。生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、人生 100 年いきいきプロジェクトへつなげることにより状態悪化を防ぐ

2　第 9 期計画の実績

(1) 第 1 号被保険者数及び認定者数の計画値と実績値

○ 第 9 期計画期間の第 1 号被保険者数（65 歳以上）は、実績値が計画値をわずかに下回ったものの、おおむね計画どおりに推移しています。

○ また、第 1 号被保険者の認定者数は、要支援 2 及び要介護 2 を中心に計画値を上回り、認定者数全体でも計画値をやや上回っています。認定率は、約 21%で推移しています。

■第 1 号被保険者数及び認定者数の計画値と実績値の比較

（単位：人）

区分	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
第1号被保険者数	122,112	121,822	99.8%	122,848	122,576	99.8%	123,444	123,291	99.9%
前期高齢者（65～74歳）	51,505	51,149	99.3%	51,188	50,895	99.4%	51,403	51,247	99.7%
後期高齢者（75歳以上）	70,607	70,673	100.1%	71,660	71,681	100.0%	72,041	72,044	100.0%
認定者数	25,569	25,831	101.0%	25,985	26,303	101.2%	26,368	26,680	101.2%
要支援1	4,997	5,115	102.4%	5,057	5,213	103.1%	5,093	5,638	110.7%
要支援2	2,136	2,579	120.7%	2,141	2,729	127.5%	2,144	2,716	126.7%
要介護1	6,411	6,136	95.7%	6,568	6,251	95.2%	6,699	6,414	95.7%
要介護2	3,207	3,551	110.7%	3,224	3,609	111.9%	3,271	3,527	107.8%
要介護3	3,014	2,962	98.3%	3,065	2,968	96.8%	3,128	2,951	94.3%
要介護4	3,547	3,255	91.8%	3,676	3,352	91.2%	3,759	3,379	89.9%
要介護5	2,257	2,233	98.9%	2,254	2,181	96.8%	2,274	2,055	90.4%
認定率（要介護認定者（第1号被保険者のみ）が第1号被保険者に占める割合）	20.9%	21.2%	101.3%	21.2%	21.5%	101.4%	21.4%	21.6%	101.3%

注　計画値・実績値は各年度 10 月 1 日現在の数値

（2）介護給付費等の計画値と実績値

○ 第 9 期計画期間における介護給付費は、介護予防サービス及びその他給付費が計画値を上回った一方、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスは計画値をわずかに下回りました。全体としてはおおむね計画どおりに推移しています。

○ 地域支援事業費も、おおむね計画値どおりに推移しており、この結果、介護給付費と地域支援事業費の合計は、おおむね計画値どおりに推移しています。

■介護給付費等の計画値と実績値の総括表

（単位：千円）

区分	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）			第9期合計		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護給付費												
介護予防サービス	963,641	1,101,928	114.4%	970,150	1,205,074	124.2%	973,793	1,349,336	138.6%	2,907,584	3,656,337	125.8%
居宅サービス	22,392,043	22,152,811	98.9%	22,880,596	22,734,011	99.4%	23,229,111	23,165,957	99.7%	68,501,750	68,052,779	99.3%
施設サービス	9,973,723	9,995,336	100.2%	10,063,806	9,972,953	99.1%	10,140,417	9,910,664	97.7%	30,177,946	29,878,953	99.0%
地域密着型サービス	6,153,449	5,957,369	96.8%	6,331,507	6,168,289	97.4%	6,482,558	6,415,803	99.0%	18,967,514	18,541,461	97.8%
その他給付費	2,122,919	2,124,248	100.1%	2,172,888	2,207,467	101.6%	2,221,321	2,232,247	100.5%	6,517,128	6,563,963	100.7%
小計	41,605,775	41,331,692	99.3%	42,418,947	42,287,793	99.7%	43,047,200	43,074,006	100.1%	127,071,922	126,693,492	99.7%
地域支援事業の費用（重層的支援体制整備事業除く）												
介護予防・日常生活支援総合事業の費用	1,136,608	1,102,988	97.0%	1,194,766	1,142,833	95.7%	1,227,652	1,169,809	95.3%	3,559,026	3,415,630	96.0%
包括的支援事業の費用	39,384	32,751	83.2%	42,493	35,436	83.4%	39,579	52,690	133.1%	121,456	120,877	99.5%
任意事業の費用（補助対象事業）	37,180	46,900	126.1%	37,180	46,900	126.1%	37,180	37,180	100.0%	111,540	130,980	117.4%
小計	1,213,172	1,182,639	97.5%	1,274,439	1,225,169	96.1%	1,304,411	1,259,679	96.6%	3,792,022	3,667,487	96.7%
合計	42,818,947	42,514,331	99.3%	43,693,386	43,512,962	99.6%	44,351,611	44,333,686	100.0%	130,863,944	130,360,979	99.6%

注1 その他給付費は高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料の合計

注2 給付費は年額。令和8年度（2026年度）及び第9期合計の実績値は見込み

注3 給付費については、千円単位で端数処理しているため、合計の数値が合わない場合がある

③ 介護予防サービス

○ 介護予防サービスは、要支援1・2の認定者を対象として、要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援状態の悪化を防ぐことに重点を置いたサービスです。訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス等があり、これらを組み合わせて利用することができます。

○ 第 9 期計画期間では、介護予防サービスの給付費が計画値を上回りました。特に、介護予防訪問看護、介護予防特定施設入居者生活介護などが計画値を大きく上回る実績となっています。

■介護予防サービスの計画値と実績値の比較（月の利用者数及び給付費年額）

サービスの種類	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護予防訪問入浴介護	人／月	0	1	—	0	1	—	0	1	—
	千円／年	0	441	—	0	490	—	0	581	—
介護予防訪問看護	人／月	403	512	127.0%	405	560	138.3%	406	632	155.7%
	千円／年	138,188	172,609	124.9%	138,930	190,336	137.0%	139,214	224,249	161.1%
介護予防訪問リハビリテーション	人／月	52	51	98.1%	52	56	107.7%	53	44	83.0%
	千円／年	21,956	20,269	92.3%	21,984	22,154	100.8%	22,327	20,696	92.7%
介護予防居宅療養管理指導	人／月	633	756	119.4%	636	814	128.0%	639	858	134.3%
	千円／年	96,374	109,973	114.1%	96,965	124,640	128.5%	97,434	132,100	135.6%
介護予防通所リハビリテーション	人／月	191	175	91.6%	192	191	99.5%	193	283	146.6%
	千円／年	70,010	65,259	93.2%	70,380	65,849	93.6%	70,661	91,976	130.2%
介護予防短期入所生活介護	人／月	5	9	180.0%	5	13	260.0%	5	11	220.0%
	千円／年	1,271	4,183	329.1%	1,272	4,909	386.0%	1,272	4,192	329.5%
介護予防短期入所療養介護	人／月	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	4	200.0%
	千円／年	590	84	14.2%	591	320	54.2%	591	1,426	241.2%
介護予防福祉用具貸与	人／月	1,847	2,103	113.9%	1,858	2,173	117.0%	1,863	2,300	123.5%
	千円／年	133,161	156,100	117.2%	133,893	165,162	123.4%	134,162	180,698	134.7%
介護予防福祉用具購入費	件／月	36	41	113.9%	36	24	66.7%	36	34	94.4%
	千円／年	11,735	13,505	115.1%	11,735	13,252	112.9%	11,735	11,998	102.2%
介護予防住宅改修	件／月	42	47	111.9%	42	40	95.2%	42	35	83.3%
	千円／年	41,076	51,229	124.7%	41,076	48,176	117.3%	41,076	45,198	110.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	349	399	114.3%	352	445	126.4%	354	465	131.4%
	千円／年	309,255	351,849	113.8%	312,363	406,215	130.0%	313,856	455,008	145.0%
介護予防支援	人／月	2,210	2,488	112.6%	2,222	2,601	117.1%	2,230	2,824	126.6%
	千円／年	140,025	156,428	111.7%	140,961	163,569	116.0%	141,465	181,215	128.1%
介護予防サービス合計	千円／年	963,641	1,101,928	114.4%	970,150	1,205,074	124.2%	973,793	1,349,336	138.6%

注1 人数は各年度10月分の実績値（令和8年度（2026年度）の人数は、10月分が確定していないため7月分を記載）。給付費は年額。令和8年度（2026年度）の給付費は見込み値

注2 給付費については、千円単位で端数処理しているため、合計の数値が合わない場合がある

④ 居宅サービス

○ 居宅サービスは、要介護 1～5 の認定者を対象としたサービスで、訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス等があります。

○ 第 9 期計画期間では、サービス全体の給付費はおおむね計画どおりに推移しました。

■居宅サービスの計画値と実績値の比較（月の利用者数及び給付費年額）

サービスの種類	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
訪問介護	人／月	4,390	4,246	96.7%	4,480	4,248	94.8%	4,549	4,179	91.9%
	千円／年	4,035,151	3,884,900	96.3%	4,131,045	3,919,212	94.9%	4,193,934	3,990,031	95.1%
訪問入浴介護	人／月	368	309	84.0%	376	314	83.5%	380	312	82.1%
	千円／年	267,179	235,388	88.1%	272,992	234,245	85.8%	275,789	237,712	86.2%
訪問看護	人／月	3,796	3,757	99.0%	3,873	3,948	101.9%	3,933	4,080	103.7%
	千円／年	2,260,270	2,237,551	99.0%	2,309,494	2,382,231	103.1%	2,345,030	2,504,104	106.8%
訪問リハビリテーション	人／月	326	280	85.9%	334	273	81.7%	341	308	90.3%
	千円／年	162,134	144,466	89.1%	166,329	142,340	85.6%	169,786	158,667	93.5%
居宅療養管理指導	人／月	7,130	7,359	103.2%	7,279	7,623	104.7%	7,392	7,826	105.9%
	千円／年	1,229,723	1,252,496	101.9%	1,257,053	1,340,403	106.6%	1,276,501	1,414,920	110.8%
通所介護	人／月	2,905	3,032	104.4%	2,962	3,165	106.9%	3,009	2,969	98.7%
	千円／年	2,877,195	2,828,382	98.3%	2,940,837	2,876,439	97.8%	2,987,231	2,592,378	86.8%
通所リハビリテーション	人／月	659	577	87.6%	673	575	85.4%	682	618	90.6%
	千円／年	465,957	419,310	90.0%	477,488	415,312	87.0%	484,082	427,862	88.4%
短期入所生活介護	人／月	811	752	92.7%	830	775	93.4%	843	725	86.0%
	千円／年	895,633	905,257	101.1%	920,028	897,425	97.5%	934,985	855,059	91.5%
短期入所療養介護	人／月	142	124	87.3%	146	127	87.0%	148	100	67.6%
	千円／年	143,691	144,447	100.5%	148,038	132,475	89.5%	150,250	106,621	71.0%
福祉用具貸与	人／月	7,244	6,989	96.5%	7,393	6,987	94.5%	7,509	7,024	93.5%
	千円／年	1,325,562	1,274,471	96.1%	1,354,344	1,303,781	96.3%	1,375,717	1,321,204	96.0%
福祉用具購入費	件／月	115	146	127.0%	118	111	94.1%	118	85	72.0%
	千円／年	49,913	50,197	100.6%	51,377	51,023	99.3%	51,377	42,073	81.9%
住宅改修	件／月	71	64	90.1%	71	77	108.5%	72	60	83.3%
	千円／年	72,678	68,890	94.8%	72,678	67,629	93.1%	73,736	55,798	75.7%
特定施設入居者生活介護	件／月	2,596	2,696	103.9%	2,643	2,830	107.1%	2,683	2,895	107.9%
	千円／年	6,544,565	6,720,390	102.7%	6,671,063	6,964,416	104.4%	6,769,799	7,430,746	109.8%
居宅介護支援	人／月	10,245	9,978	97.4%	10,450	9,994	95.6%	10,613	9,926	93.5%
	千円／年	2,062,392	1,986,668	96.3%	2,107,830	2,007,081	95.2%	2,140,894	2,028,781	94.8%
居宅サービス合計	千円／年	22,392,043	22,152,811	98.9%	22,880,596	22,734,011	99.4%	23,229,111	23,165,957	99.7%

注1 人数は各年度10月分の実績値（令和8年度（2026年度）の人数は、10月分が確定していないため7月分を記載）。給付費は年額。令和8年度（2026年度）の給付費は見込み値

注2 給付費については、千円単位で端数処理しているため、合計の数値が合わない場合がある

⑤ 施設サービス

○ 施設サービスは、在宅での介護が難しくなった人を支えるサービスで、入所される人の状態や必要とするケアに応じた 3 種類の施設があります。

○ 第 9 期計画期間では、施設サービス全体の給付費はおおむね計画どおりに推移しました。

■施設サービスの計画値と実績値の比較（月の利用者数及び給付費年額）

サービスの種類	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人／月	2,210	2,252	101.9%	2,233	2,214	99.1%	2,256	2,183	96.8%
	千円／年	7,634,482	7,888,298	103.3%	7,721,605	7,805,507	101.1%	7,798,216	7,749,112	99.4%
介護老人保健施設	人／月	524	482	92.0%	524	492	93.9%	524	486	92.7%
	千円／年	2,020,758	1,888,450	93.5%	2,023,315	1,930,903	95.4%	2,023,315	1,893,932	93.6%
介護医療院	人／月	65	41	63.1%	65	57	87.7%	65	55	84.6%
	千円／年	318,483	218,589	68.6%	318,886	236,543	74.2%	318,886	267,620	83.9%
施設サービス合計	千円／年	9,973,723	9,995,336	100.2%	10,063,806	9,972,953	99.1%	10,140,417	9,910,664	97.7%

注1 人数は各年度10月分の実績値（令和8年度（2026年度）の人数は、10月分が確定していないため7月分を記載）。給付費は年額。令和8年度（2026年度）の給付費は見込み値

注2 給付費については、千円単位で端数処理しているため、合計の数値が合わない場合がある

■介護サービスの基盤整備状況

（単位：人）

施設の種類	単位	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	定員	0	0	0
	累計	2,406	2,406	2,406
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	定員	30	54	9
	累計	708	762	771
（看護）小規模多機能型居宅介護	定員	4	29	0
	累計	348	377	377
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	所	1	0	0
	累計	10	10	10

注 1 定員数は、各年度 3 月 31 日の実績値、令和 8 年度（2026 年度）は見込み値

注 2 特別養護老人ホームには区外協力施設及び地域密着型を含む

⑥ 地域密着型サービス

○ 地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう区内居住者を対象として支援するサービスです。

○ 第９期計画期間では、地域密着型サービス全体の給付費はおおむね計画どおりに推移しました。

■地域密着型サービスの計画値と実績値の比較（月の利用者数及び給付費年額）

サービスの種類	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	187	195	104.3%	192	211	109.9%	195	221	113.3%
	千円／年	505,016	468,231	92.7%	519,548	523,186	100.7%	528,140	529,756	100.3%
夜間対応型訪問介護	人／月	132	141	106.8%	134	140	104.5%	136	133	97.8%
	千円／年	42,671	39,892	93.5%	43,433	42,366	97.5%	44,119	45,400	102.9%
地域密着型通所介護	人／月	2,887	2,879	99.7%	2,941	2,839	96.5%	2,987	2,835	94.9%
	千円／年	1,962,611	1,890,805	96.3%	2,005,884	1,848,184	92.1%	2,037,607	1,886,097	92.6%
認知症対応型通所介護	人／月	331	305	92.1%	337	281	83.4%	342	257	75.1%
	千円／年	484,974	462,210	95.3%	494,358	418,206	84.6%	500,976	402,886	80.4%
小規模多機能型居宅介護	人／月	213	211	99.1%	218	204	93.6%	221	209	94.6%
	千円／年	557,074	565,487	101.5%	571,929	570,538	99.8%	579,735	570,968	98.5%
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	67	65	97.0%	68	69	101.5%	69	69	100.0%
	千円／年	251,859	238,612	94.7%	256,003	255,882	100.0%	259,827	262,098	100.9%
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	人／月	659	660	100.2%	685	710	103.6%	712	731	102.7%
	千円／年	2,252,002	2,190,961	97.3%	2,342,987	2,406,716	102.7%	2,434,789	2,610,659	107.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	千円／年	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	人／月	29	29	100.0%	29	29	100.0%	29	29	100.0%
	千円／年	97,242	101,172	104.0%	97,365	103,210	106.0%	97,365	107,939	110.9%
地域密着型サービス合計	千円／年	6,153,449	5,957,369	96.8%	6,331,507	6,168,289	97.4%	6,482,558	6,415,803	99.0%

注1 人数は各年度10月分の実績値（令和8年度（2026年度）の人数は、10月分が確定していないため7月分を記載）。給付費は年額。令和8年度（2026年度）の給付費は見込み値

注2 給付費については、千円単位で端数処理しているため、合計の数値が合わない場合がある

注3 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は、要支援認定者の利用者を含む

■区内の施設サービス・地域密着型サービスの整備状況

令和8年（2026年）9月1日現在

施設の種類 / 圏域	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設	介護医療院	短期入所生活介護（ショートステイ）	地域密着型サービス							都市型軽費老人ホーム
					定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	通所介護	認知症対応型通所介護	（看護）小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	介護老人福祉施設入所者生活介護	
井草地域	1 (75)			2 (21)	2		7 (104)	1 (12)	3 (87)	8 (162)		1 (20)
西荻地域	1 (36)	1 (112)		3 (39)	1		15 (213)	1 (12)	1 (29)	7 (153)		1 (19)
荻窪地域	5 (450)			5 (80)	1	1	12 (166)	2 (24)	4 (116)	8 (144)		1 (20)
阿佐谷地域	1 (45)			1 (5)	3	2	12 (172)	3 (36)	1 (29)	2 (33)	1 (29)	
高円寺地域	5 (445)	1 (100)		5 (63)	2		12 (183)	2 (24)		3 (54)		
高井戸地域	6 (871)	1 (100)		6 (70)	1	1	12 (171)	2 (24)	3 (87)	9 (180)		1 (20)
方南・和泉地域	3 (202)	1 (106)		3 (24)			9 (153)		1 (29)	3 (45)		
計	22 (2,124)	4 (418)		25 (302)	10	4	79 (1,162)	11 (132)	13 (377)	40 (771)	1 (29)	4 (79)

注1　上段は事業所数、下段（　）内は定員

注2　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、上記のほか、静岡県南伊豆町との自治体間連携により「エクレシア南伊豆」1所（区民入所見込数50人分）を整備

(3) 地域支援事業

○ 地域支援事業は、被保険者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、社会に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができることを目的とし、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、令和８年度（2026 年度）から区の事業名称としている「人生 100 年いきいきプロジェクト」という。）のほか、包括的支援事業及び任意事業で構成されます。

○ 第９期計画期間における地域支援事業費は、一部の事業で計画値を上回ったものの、全体ではおおむね計画値を下回りました。

■地域支援事業費の計画値と実績値の比較

（単位：千円）

事業名		令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護予防・日常生活支援総合事業	サービス・活動事業									
	介護予防訪問事業	226,696	224,650	99.1%	226,986	220,815	97.3%	226,986	213,826	94.2%
	自立支援訪問事業	8,060	8,034	99.7%	8,232	9,153	111.2%	8,396	8,079	96.2%
	短期集中予防サービス（訪問型）	7,405	10,490	141.7%	7,963	8,320	104.5%	7,963	9,733	122.2%
	介護予防通所事業	609,924	590,888	96.9%	647,349	619,670	95.7%	686,189	639,808	93.2%
	自立支援通所事業	9,210	8,033	87.2%	9,221	10,837	117.5%	9,221	11,300	122.5%
	短期集中予防サービス（通所型）	42,184	38,276	90.7%	42,184	39,281	93.1%	42,184	50,370	119.4%
	高額介護予防サービス費相当事業等	5,235	4,213	80.5%	5,832	5,153	88.4%	6,493	5,187	79.9%
	介護予防ケアマネジメント事業									
	介護予防ケアマネジメント事業	113,676	107,677	94.7%	119,704	107,854	90.1%	125,812	108,163	86.0%
	介護予防ケアマネジメント支援会議	215	145	67.4%	215	178	83.0%	215	394	183.1%
	一般介護予防事業									
	介護予防普及啓発事業	110,745	107,627	97.2%	110,745	108,150	97.7%	110,745	118,497	107.0%
	地域介護予防活動支援事業 ※重層的支援体制整備事業のため一般会計へ移行	28,463	26,024	91.4%	28,463	24,681	86.7%	28,463	24,457	85.9%
	地域リハビリテーション活動支援事業	822	500	60.9%	914	504	55.1%	914	464	50.8%
	一般介護予防事業評価事業	0	0	—	12,936	9,253	71.5%	0	0	—
	審査支払手数料	2,436	2,453	100.7%	2,485	3,667	147.6%	2,534	3,988	157.4%
包括的支援事業	地域包括支援センター事業 ※重層的支援体制整備事業のため一般会計へ移行	759,710	732,038	96.4%	759,710	743,164	97.8%	759,710	762,210	100.3%
	包括的ケアマネジメント事業									
	包括的継続的ケアマネジメント支援（地域ケア会議）	20,000	20,000	100.0%	20,000	20,000	100.0%	20,000	25,000	125.0%
	在宅医療・介護連携推進									
	医療・介護サービスの情報収集・提供	3,973	3,966	99.8%	6,473	5,941	91.8%	3,973	4,446	111.9%
	在宅医療・介護関係者会議	4,591	3,304	72.0%	5,005	3,416	68.3%	4,591	3,300	71.9%
	在宅医療普及啓発	1,148	947	82.5%	1,253	850	67.8%	1,253	972	77.6%
	生活支援体制整備事業 ※重層的支援体制整備事業のため一般会計へ移行	35,680	35,479	99.4%	35,680	36,471	102.2%	35,680	38,718	108.5%
	認知症総合支援									
	認知症初期集中支援	7,019	2,878	41.0%	7,019	3,205	45.7%	7,019	4,440	63.3%
	認知症地域支援・ケア向上	777	682	87.8%	777	894	115.1%	777	9,048	1164%
	ものわすれ相談	1,876	974	51.9%	1,966	1,130	57.5%	1,966	984	50.1%
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	—	0	0	—	0	4,500	—
任意事業（補助対象事業）家族介護者支援等		37,180	46,900	126.1%	37,180	46,900	126.1%	37,180	37,180	100%
合計（重層的支援体制整備事業分を除く）		1,213,172	1,182,639	97.5%	1,274,439	1,225,169	96.1%	1,304,411	1,259,679	96.6%
合計（重層的支援体制整備事業分を含む）		2,037,025	1,976,179	97.0%	2,098,292	2,029,486	96.7%	2,128,264	2,085,064	98.0%

注 令和8年度（2026年度）は見込み値

① 人生 100 年いきいきプロジェクト（介護予防・日常生活支援総合事業）

○ 要支援 1・2 の認定者及び基本チェックリスト該当者等を対象としたサービスで、第 9 期計画期間の実績は各表のとおりでした。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業については、令和 7 年度（2025 年度）にこれまでの実施状況の検証・評価を行い、その結果を踏まえて、杉並区版総合事業「人生 100 年いきいきプロジェクト」と称し、令和 8 年度（2026 年度）以降、段階的に事業の拡充を図ることとしました。その先行的な取組として、令和 8 年度（2026 年度）は、3 か所のゆうゆう館において、介護予防プログラムを提供し、地域活動への移行までを一体的に支援する「ゆうゆう GO！」をモデル実施しています。

ア）生活力アップ！支援事業（サービス・活動事業）

事業名	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護予防訪問事業	人／月	1,100	1,121	101.9%	1,100	1,066	96.9%	1,100	1,057	96.1%
自立支援訪問事業	人／月	55	39	70.9%	57	52	91.2%	59	58	98.3%
介護予防通所事業	人／月	2,143	2,221	103.6%	2,271	2,310	101.7%	2,384	2,218	93.0%
自立支援通所事業	人／月	51	41	80.4%	51	51	100.0%	51	49	96.1%
ゆうゆうＧＯ！	人／年							111	110	99.1%
短期集中予防サービス（訪問型）	人／年	95	107	112.6%	95	78	82.1%	95	102	107.4%
短期集中予防サービス（通所型）	人／年	150	92	61.3%	155	81	52.3%	160	108	67.5%

注 1 介護予防・自立支援訪問事業と介護予防・自立支援通所事業の人数は、各年度 10 月分の利用実績（令和 8 年度（2026 年度）の人数は、10 月分が確定していないため 8 月分を記載）
注 2 ゆうゆう GO！、短期集中予防サービスの令和 8 年度（2026 年度）は見込み値
注 3 総合事業の見直し内容は、第 3 章 41 ページを参照

イ）介護予防ケアマネジメント事業

○ 生活力アップ！支援事業（サービス・活動事業）の利用者に対し、本人の心身の状況や希望等を踏まえたケアプランを作成する介護予防ケアマネジメントを行います。

○ また、短期集中予防サービスの利用に当たり、支援方針の最終確認やサービス終了後の評価を行うため、多職種が参加する介護予防ケアマネジメント支援会議を開催します。

事業名	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護予防ケアマネジメント	件／月	1,821	1,746	95.9%	1,920	1,741	90.7%	2,011	1,648	81.9%
介護予防ケアマネジメント支援会議	回／年	36	34	94.4%	36	33	91.7%	34	24	70.6%

注1 介護予防ケアマネジメントの件数は、各年度10月分の実績。令和8年度（2026年度）の件数は、10月分が確定していないため8月分を記載
注2 介護予防ケアマネジメント支援会議は、令和8年度（2026年度）以降実施回数を月3回から2回に変更

ウ）ずっと元気！応援事業（一般介護予防事業）

○ 介護予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、地域における住民主体の介護予防活動への支援を行うため、通いの場（地域住民が主体となって継続的に集まる活動の場）等にリハビリテーション専門職等のスタッフを派遣します。

○ 令和８年度（2026 年度）から、先述の総合事業の見直しに伴い、より多くの高齢者に介護予防の普及啓発を行い、社会参加につなげるため、既存の５事業を「杉並・げんき応援プログラム」に再編しました。

【介護予防普及啓発事業】（教室・イベントなど）

事業名	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
講演会開催	回	8	4	50.0%	8	4	50.0%	8	4	50.0%
普及啓発イベント（身体能力測定会）	回	8	8	100.0%	8	8	100.0%	8	8	100.0%
	参加延人数	800	389	48.6%	800	477	59.6%	800	592	74.0%

注 令和８年度（2026 年度）は見込み値

令和7年度以前（再編前）	口腔・栄養講座	回	15	15	100.0%	15	15	100.0%	15		
		参加延人数	300	230	76.7%	300	236	78.7%	300		
	栄養満点サロン	参加延人数	600	611	101.8%	600	510	85.0%	600		
		実施会場数	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6		
	足腰げんき教室	教室数	30	30	100.0%	30	30	100.0%	30		
		参加者数	450	392	87.1%	450	381	84.7%	450		
		参加延人数	1,800	1,374	76.3%	1,800	1,346	74.8%	1,800		
	始めたいひとのウォーキング講座	教室数	6	6	100.0%	6	4	66.7%	6		
		参加者数	120	73	60.8%	120	67	55.8%	120		
		参加延人数	360	190	52.8%	360	173	48.1%	360		
	らくらく歩行筋トレ教室	教室数	9	9	100.0%	9	9	100.0%	9		
		参加者数	360	165	45.8%	360	180	50.0%	360		
		参加延人数	1,080	405	37.5%	1,080	395	36.6%	1,080		
令和8年度（再編後）	杉並・げんき応援プログラム	教室数							30	30	100.0%
		参加者数							450	450	100.0%
		参加延人数							2,250	2,100	93.3%

注 既存の５事業を「杉並・げんき応援プログラム」に再編。令和８年度（2026 年度）は見込み値

認知症予防教室（令和8年度（2026年度）からは「アクティブライフ講座」として実施）	教室数	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	3	60.0%
	参加者数	80	62	77.5%	80	60	75.0%	80	56	70.0%
	参加延人数	960	623	64.9%	960	610	63.5%	960	708	73.8%
	修了グループ数	5	5	100.0%	5	4	80.0%	5	3	60.0%

注 令和８年度（2026 年度）は見込み値

【地域介護予防活動支援事業】（通いの場など）

事業名	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
地域ささえ愛グループ	登録人数	930	913	98.2%	930	885	95.2%	930	840	90.3%
	グループ数	62	60	96.8%	62	60	96.8%	62	55	88.7%
わがまち一番体操	参加延人数	10,000	10,851	108.5%	10,000	11,704	117.0%	10,000	13,178	131.8%
	回	660	684	—	660	632	—	660	549	—
公園から歩く会	参加延人数	8,000	4,850	60.6%	8,000	3,678	46.0%	8,000	4,167	52.1%
	実施公園数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
介護予防地域リーダー等養成講座	回	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

注 令和8年度（2026年度）は見込み値

【地域リハビリテーション活動支援事業】

事業名	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護予防ケアマネジメント支援会議への専門職参加	専門職参加延人数	144	133	92.4%	144	127	88.2%	144	96	66.7%
リハビリテーション専門職同行訪問	件	65	33	50.8%	65	32	49.2%	65	30	46.2%

注 令和8年度（2026年度）は見込み値

② 包括的支援事業

○ 包括的支援事業は、次の 4 事業で構成されており、第 9 期計画期間では、相談件数や事業の実施状況に一部ばらつきが見られたものの、ケア 24 の総合相談や在宅医療地域ケア会議の開催、生活支援体制整備事業など、全体的にはおおむね計画どおり実施しました。

ア）地域包括支援センター（ケア 24）の運営

区分	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
総合相談	件	131,000	145,528	111.1%	132,000	148,481	112.5%	133,000	150,000	112.8%
認知症相談	件	8,080	6,916	85.6%	8,110	6,301	77.7%	8,140	7,200	88.5%
虐待相談	件	3,000	2,578	85.9%	3,000	2,786	92.9%	3,000	3,000	100.0%
ケア24による地域ケア会議	回	140	166	118.6%	140	164	117.1%	140	150	107.1%
たすけあいネットワーク地域連絡会	回	120	173	144.2%	120	173	144.2%	120	170	141.7%

注 令和8年度（2026年度）は見込み値

イ）在宅医療・介護連携推進

区分	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
在宅医療地域ケア会議の開催	回	15	15	100.0%	15	15	100.0%	15	15	100.0%
在宅医療相談調整窓口の相談	件	400	292	73.0%	400	279	69.8%	400	279	69.8%

注 在宅医療地域ケア会議の開催数は全体会 1 回を含む。令和 8 年度（2026 年度）は見込み値

ウ）生活支援体制整備事業

区分	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
＜第1層＞協議体開催	回	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
＜第1層＞生活支援コーディネーター配置	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
＜第2層＞協議体設置	組織	60	60	100.0%	60	54	90.0%	60	60	100.0%
＜第2層＞生活支援コーディネーター配置	人	20	20	100.0%	20	20	100.0%	20	20	100.0%
生活支援サービス・活動団体等の連携促進（ネットワーク連絡会実施）	回	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
普及啓発（講演会開催）	回	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
情報発信 杉並ぐるる発行	回	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%
	部（1回）	4,000	4,000	100.0%	4,000	4,000	100.0%	4,000	4,000	100.0%
地域の集いの場情報検索システム	掲載団体数	350	432	123.4%	350	433	123.7%	350	450	128.6%

注 令和8年度（2026年度）は見込み値

エ）認知症総合支援事業

区分	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
ケア24物忘れ相談	件	100	62	62.0%	100	67	67.0%	100	60	60.0%
認知症サポーター養成	人	2,500	1,678	67.1%	2,500	1,277	51.1%	2,500	1,300	52.0%
認知症初期集中支援チーム	件	60	33	55.0%	60	28	46.7%	60	31	51.7%
チームオレンジ	チーム		15	—		18	—		20	—

注 令和8年度（2026年度）は見込み値

③ 任意事業（家族介護支援事業等）

○ 要介護者を介護する家族等を支援するための事業のほか、介護保険制度の安定的な運営や、被保険者の地域における自立した日常生活を支援するための事業を行います。

○ 第 9 期計画期間では、介護用品の支給が計画値を上回ったほか、おむつ代の助成、ほっと一息及び介護者ヘルプは、おおむね計画どおりの利用実績となりました。

事業名	単位	令和6年度（2024年度）			令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
家族介護教室	参加延人数	1,600	393	24.6%	1,800	688	38.2%	2,000	1,420	71.0%
認知症高齢者家族安らぎ支援	利用者数	50	34	68.0%	50	22	44.0%	50	31	62.0%
徘徊高齢者探索システム	利用者数	80	72	90.0%	80	72	90.0%	80	75	93.8%
介護用品の支給	利用者数	4,800	4,970	103.5%	4,920	5,145	104.6%	5,040	5,160	102.4%
おむつ代の助成	延利用者数	860	777	90.3%	870	757	87.0%	880	880	100.0%
ほっと一息、介護者ヘルプ	延利用者数	10,000	9,643	96.4%	10,000	9,259	92.6%	10,000	10,000	100.0%

注 令和 8 年度（2026 年度）は見込み値

(4) 介護保険料の賦課・収納状況

○ 第 9 期計画期間では、収納率は 99%を超える高い水準で推移しており、適正な賦課・収納事務に努めました。

（単位：千円）

年度	区分	賦課A	収納額B	還付未済額C	収納率D (B-C)÷A	未納額E A-(B-C)	不納欠損額
6	特別徴収	8,406,815	8,421,309	14,494	100%	0	0
	普通徴収	1,558,143	1,490,058	1,623	95.53%	69,709	0
	合計	9,964,958	9,911,366	16,117	99.30%	69,709	0
	滞納繰越分	115,393	47,600	152	41.12%	67,945	23,028
7	特別徴収	8,531,941	8,549,977	18,036	100%	0	0
	普通徴収	1,665,606	1,588,993	1,831	95.29%	78,444	0
	合計	10,197,547	10,138,970	19,866	99.23%	78,444	0
	滞納繰越分	114,429	36,295	278	31.47%	78,413	18,335
8	特別徴収	8,724,106	4,337,360	22,093	49.46%	4,408,839	0
	普通徴収	1,633,879	768,994	1,071	47.00%	865,956	0
	合計	10,357,985	5,106,354	23,165	49.08%	5,274,796	0
	滞納繰越分	138,359	21,414	449	15.15%	117,393	0

注 1 令和 8 年度（2026 年度）は 9 月末までの実績
注 2 不納欠損額は 6 年度までは「6 月当初～翌年 5 月末」分、7 年度は「6 月当初～翌年 3 月末」分、8 年度以降は「4 月当初～翌年 3 月末」分

(5) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力交付金について

○ 国は、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組を推進するため、平成 29 年度（2017 年度）に保険者機能強化推進交付金を、令和 2 年度（2020 年度）に介護保険保険者努力交付金をそれぞれ創設しました。

○ これらは、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備と介護予防・地域づくり等の地域包括ケアに関する取組の充実を図る取組について、全国統一の評価指標を設定し、その達成状況に応じて、財政的なインセンティブとして交付するものです。

○ 区では、こうした交付金を高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防・健康づくり等に資する取組に活用しています。

区分	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
保険者機能強化推進交付金	26,472 千円	26,655 千円	23,992 千円
介護保険保険者努力交付金	55,447 千円	72,752 千円	65,526 千円

注 令和 8 年度（2026 年度）は見込み額

3　第 10 期の第 1 号被保険者数と認定者数の推計

○ 日常生活圏域ごとの高齢者人口は、区全体の推計値を基に、過去の実績における圏域別構成比の変化傾向を反映して算出しました。

■高齢者人口の推計値

区分		令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
総人口		**586,135**	**589,362**	**592,239**	**594,807**	**603,278**	**605,754**
高齢者人口		**122,949**	**124,297**	**125,986**	**127,939**	**137,645**	**148,919**
	高齢化率	21.0%	21.1%	21.3%	21.5%	22.8%	24.6%
	前期高齢者	51,279	51,956	53,383	55,118	64,271	72,573
	後期高齢者	71,670	72,341	72,603	72,821	73,374	76,346
井草圏域	総人口	**49,207**	**49,486**	**49,735**	**49,958**	**50,708**	**50,954**
	高齢者人口	**10,245**	**10,407**	**10,603**	**10,826**	**11,975**	**13,310**
	高齢化率	20.8%	21.0%	21.3%	21.7%	23.6%	26.1%
	前期高齢者	4,445	4,540	4,702	4,894	5,932	6,954
	後期高齢者	5,800	5,867	5,901	5,932	6,043	6,356
西荻圏域	総人口	**77,371**	**77,772**	**78,127**	**78,440**	**79,430**	**79,628**
	高齢者人口	**17,017**	**17,265**	**17,564**	**17,901**	**19,610**	**21,589**
	高齢化率	22.0%	22.2%	22.5%	22.8%	24.7%	27.1%
	前期高齢者	7,195	7,315	7,542	7,813	9,266	10,638
	後期高齢者	9,822	9,950	10,022	10,088	10,344	10,951
荻窪圏域	総人口	**95,491**	**96,018**	**96,488**	**96,909**	**98,298**	**98,711**
	高齢者人口	**20,288**	**20,539**	**20,845**	**21,198**	**22,974**	**25,051**
	高齢化率	21.2%	21.4%	21.6%	21.9%	23.4%	25.4%
	前期高齢者	8,425	8,561	8,821	9,134	10,801	12,366
	後期高齢者	11,863	11,978	12,024	12,064	12,173	12,685
阿佐谷圏域	総人口	**99,388**	**99,861**	**100,274**	**100,635**	**101,690**	**101,728**
	高齢者人口	**20,854**	**21,031**	**21,263**	**21,535**	**22,840**	**24,344**
	高齢化率	21.0%	21.1%	21.2%	21.4%	22.5%	23.9%
	前期高齢者	8,588	8,658	8,851	9,093	10,335	11,367
	後期高齢者	12,266	12,373	12,412	12,442	12,505	12,977
高円寺圏域	総人口	**92,438**	**92,849**	**93,204**	**93,508**	**94,338**	**94,221**
	高齢者人口	**17,210**	**17,298**	**17,425**	**17,583**	**18,303**	**19,135**
	高齢化率	18.6%	18.6%	18.7%	18.8%	19.4%	20.3%
	前期高齢者	7,027	7,061	7,193	7,363	8,218	8,863
	後期高齢者	10,183	10,237	10,232	10,220	10,085	10,272
高井戸圏域	総人口	**94,329**	**94,920**	**95,456**	**95,943**	**97,677**	**98,447**
	高齢者人口	**22,133**	**22,442**	**22,817**	**23,243**	**25,415**	**27,960**
	高齢化率	23.5%	23.6%	23.9%	24.2%	26.0%	28.4%
	前期高齢者	9,193	9,366	9,678	10,048	12,042	13,964
	後期高齢者	12,940	13,076	13,139	13,195	13,373	13,996
方南・和泉圏域	総人口	**77,911**	**78,456**	**78,955**	**79,414**	**81,137**	**82,065**
	高齢者人口	**15,202**	**15,315**	**15,469**	**15,653**	**16,528**	**17,530**
	高齢化率	19.5%	19.5%	19.6%	19.7%	20.4%	21.4%
	前期高齢者	6,406	6,455	6,596	6,773	7,677	8,421
	後期高齢者	8,796	8,860	8,873	8,880	8,851	9,109

注 1 圏域別の総人口及び高齢者人口は、区全体の推計値に圏域別の人口構成比を乗じて算出したものである。構成比は過去の実績傾向を考慮して設定

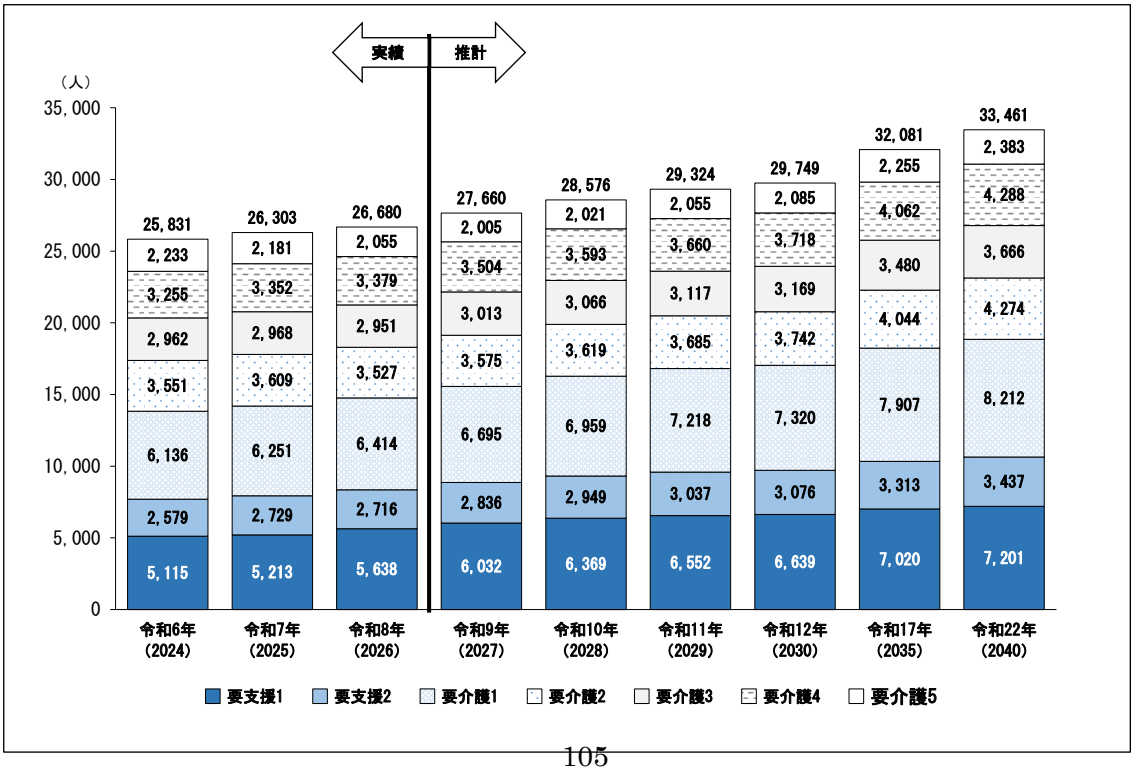
注 2 高齢化率は、圏域別の高齢者人口を圏域別の総人口で除して算出

■第１号被保険者数、認定者数の推計値

（単位：人）

区分	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
第1号被保険者数	125,003	126,632	128,540
前期高齢者（65～74歳）	51,874	53,115	54,777
後期高齢者（75歳以上）	73,129	73,517	73,763
認定者数	27,660	28,576	29,324
要支援1	6,032	6,369	6,552
要支援2	2,836	2,949	3,037
要介護1	6,695	6,959	7,218
要介護2	3,575	3,619	3,685
要介護3	3,013	3,066	3,117
要介護4	3,504	3,593	3,660
要介護5	2,005	2,021	2,055
認定率（要介護認定者（第1号被保険者のみ）が第1号被保険者に占める割合）	22.1%	22.6%	22.8%

■要介護認定者の推移（第１号被保険者）



4　第 10 期計画におけるサービス量及び給付費の見込み

(1) 介護給付費等の計画値

○ 令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の保険給付費と地域支援事業の費用の計画値は以下のとおりです。

○ サービス量や給付費の推計に当たっては、第 9 期計画期間中の実績等に基づき増加を見込んでいます。

○ 2040 年までの中長期推計については、高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、介護サービス等の利用量が増加し、総給付費は令和 22 年度（2040 年度）まで増加する見込みです。

（単位：千円）

区分	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）	第10期合計	令和12年度（2030年度）	令和17年度（2035年度）	令和22年度（2040年度）
介護給付費							
介護予防サービス							
居宅サービス							
施設サービス							
地域密着型サービス							
その他給付費							
小計							0
地域支援事業の費用（重層的支援体制整備事業除く）							
人生100年いきいきプロジェクトの費用							
包括的支援事業の費用							
任意事業の費用（補助対象事業）							
小計							0
合計							0
○介護保険料は、一般会計に移行							
重層的支援体制整備事業分							
介護保険料算定のための合計	0	0	0	0	0	0	0

今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて、記載内容を検討・調整します。

注 1　その他給付費は高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料の合計

注 2　給付費は、今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて、記載内容を検討・調整

④ 介護予防サービス

■介護予防サービスの計画値（月の利用者数及び給付費年額）

サービスの種類	単位	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
介護予防訪問入浴介護	人／月	1	1	1
	千円／年	（注）		
介護予防訪問看護	人／月	766	808	832
	千円／年	（注）		
介護予防訪問リハビリテーション	人／月	49	50	54
	千円／年	（注）		
介護予防居宅療養管理指導	人／月	931	989	1,019
	千円／年	（注）		
介護予防通所リハビリテーション	人／月	258	282	291
	千円／年	（注）		
介護予防短期入所生活介護	人／月	11	12	12
	千円／年	（注）		
介護予防短期入所療養介護	人／月	1	1	1
	千円／年	（注）		
介護予防福祉用具貸与	人／月	2,528	2,708	2,847
	千円／年	（注）		
介護予防福祉用具購入費	人／月	34	36	36
	千円／年	（注）		
介護予防住宅改修	件／月	54	63	65
	千円／年	（注）		
介護予防特定施設入居者生活介護	件／月	511	529	536
	千円／年	（注）		
介護予防支援	人／月	3,112	3,372	3,572
	千円／年	（注）		
給付費合計	千円／年	（注）		

注　給付費は、今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて、記載内容を検討・調整

⑤ 居宅サービス

■居宅サービスの計画値（月の利用者数及び給付費年額）

サービスの種類	単位	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
訪問介護	人／月	4,214	4,277	4,373
	千円／年	（注）		
訪問入浴介護	人／月	305	304	309
	千円／年	（注）		
訪問看護	人／月	4,381	4,588	4,740
	千円／年	（注）		
訪問リハビリテーション	人／月	332	348	355
	千円／年	（注）		
居宅療養管理指導	人／月	8,068	8,458	8,728
	千円／年	（注）		
通所介護	人／月	3,252	3,395	3,483
	千円／年	（注）		
通所リハビリテーション	人／月	564	574	588
	千円／年	（注）		
短期入所生活介護	人／月	778	814	834
	千円／年	（注）		
短期入所療養介護	人／月	91	96	97
	千円／年	（注）		
福祉用具貸与	人／月	7,352	7,616	7,904
	千円／年	（注）		
福祉用具購入費	件／月	111	115	116
	千円／年	（注）		
住宅改修	件／月	68	71	72
	千円／年	（注）		
特定施設入居者生活介護	件／月	3,029	3,184	3,300
	千円／年	（注）		
居宅介護支援	人／月	10,271	10,580	10,945
	千円／年	（注）		
給付費合計	千円／年	（注）		

注　給付費は、今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて、記載内容を検討・調整

⑥ 施設サービス

■施設サービスの計画値（月の利用者数及び給付費年額）

サービスの種類	単位	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人／月	2,172	2,173	2,174
	千円／年	（注）		
介護老人保健施設	人／月	475	477	480
	千円／年	（注）		
介護医療院	人／月	57	59	61
	千円／年	（注）		
給付費合計	千円／年	（注）		

注　給付費は、今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて、記載内容を検討・調整

■介護サービスの基盤整備計画

（単位：人）

施設の種類	単位	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	定員	0	0	0
	累計	2,406	2,406	2,406
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	定員	0	0	0
	累計	771	771	771
(看護)小規模多機能型居宅介護	定員	29	0	0
	累計	406	406	406
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	所	0	1	1
	累計	10	11	12

注１　表中の数値は、各年度３月 31 日の人数
注２　特別養護老人ホームには区外協力施設及び地域密着型を含む

⑦　地域密着型サービス

■地域密着型サービスの計画値（月の利用者数及び給付費年額）

サービスの種類	単位	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人／月	256	264	272
	千円／年	（注）		
夜間対応型訪問介護	人／月	139	146	149
	千円／年	（注）		
地域密着型通所介護	人／月	2,907	2,984	3,094
	千円／年	（注）		
認知症対応型通所介護	人／月	262	267	274
	千円／年	（注）		
小規模多機能型居宅介護	人／月	227	230	233
	千円／年	（注）		
看護小規模多機能型 居宅介護	人／月	68	70	71
	千円／年	（注）		
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	人／月	833	865	893
	千円／年	（注）		
地域密着型 特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0
	千円／年	（注）		
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護 （特別養護老人ホーム）	人／月	29	29	29
	千円／年	（注）		
給付費合計	千円／年	（注）		

注１　夜間対応型訪問介護は、令和 9 年（2027 年）4 月 1 日に廃止され、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に統合されるが、既存事業所については、令和 11 年度（2029 年度）末まで経過措置の設定あり

注２　給付費は、今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて、記載内容を検討・調整

注３　認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は、要支援認定者の利用者を含む

⑧ 地域支援事業

■地域支援事業の計画値

（単位：千円）

事業名			令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
介護予防・日常生活支援総合事業	生活力アップ！支援事業（サービス・活動事業）				
		介護予防訪問事業			
		自立支援訪問事業			
		短期集中予防サービス（訪問型）			
		介護予防通所事業			
		自立支援通所事業			
		短期集中予防サービス（通所型）			
		高額介護予防サービス費相当事業等			
	介護予防ケアマネジメント事業				
		介護予防ケアマネジメント事業			
		介護予防ケアマネジメント支援会議			
	ずっと元気！応援事業（一般介護予防事業）				
		介護予防普及啓発事業			
		地域介護予防活動支援事業 ※重層的支援体制整備事業のため一般会計へ移行			
		地域リハビリテーション活動支援事業			
		一般介護予防事業評価事業			
	審査支払手数料				
	地域包括支援センター事業 ※重層的支援体制整備事業のため一般会計へ移行				
	包括的ケアマネジメント事業				
		包括的継続的ケアマネジメント支援（地域ケア会議）			
	在宅医療・介護連携推進				
		医療・介護サービスの情報収集・提供			
		在宅医療・介護関係者会議			
		在宅医療普及啓発			
	生活支援体制整備事業 ※重層的支援体制整備事業のため一般会計へ移行				
	認知症総合支援				
		認知症初期集中支援			
		認知症地域支援・ケア向上			
		ものわすれ相談			
		認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業			
任意事業（補助対象事業）家族介護者支援事業等					
合計（重層的支援体制整備事業分を除く）					0
合計（重層的支援体制整備事業分を含む）			0	0	0

今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて、記載内容を検討・調整します。

(2) 地域支援事業サービス量の見込み

⑨ 人生 100 年いきいきプロジェクト（介護予防・日常生活支援総合事業）

○ 第 10 期計画期間を通して、介護予防・フレイル予防を推進するとともに、住民主体のサービスや活動の充実等を図るため、人生 100 年いきいきプロジェクトを推進します。

○ ゆうゆう GO！は、令和 9 年度（2027 年度）から実施会場を拡大するため、見込量を増加させています。

ア）生活力アップ！支援事業（サービス・活動事業）

事業名	単位	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
介護予防訪問事業	人／月	1,040	1,035	1,030
自立支援訪問事業	人／月	55	55	55
介護予防通所事業	人／月	2,450	2,550	2,650
自立支援通所事業	人／月	55	57	59
ゆうゆうGO！	人／年	336	432	528
短期集中予防サービス （訪問型）	人／年	160	190	230
短期集中予防サービス （通所型）	人／年	190	230	260

注　ゆうゆう GO！の事業内容は、第 3 章 42 ページを参照

イ）介護予防ケアマネジメント事業

事業名	単位	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
介護予防ケアマネジメント	件／月	2,086	2,182	2,278
介護予防ケアマネジメント 支援会議	回／年	24	24	24

ウ）ずっと元気！応援事業（一般介護予防事業）

【介護予防普及啓発事業】（教室・イベントなど）

事業名	単位	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
講演会開催	回	4	4	4
普及啓発イベント （身体能力測定会）	回	8	8	8
	参加延人数	480	480	480
杉並・げんき応援 プログラム	教室数	30	30	30
	参加者数	450	450	450
	参加延人数	2,250	2,250	2,250
アクティブライフ講座	教室数	3	3	3
	参加者数	56	56	56
	参加延人数	808	808	808
	修了 グループ数	3	3	3

【地域介護予防活動支援事業】（通いの場など）

※令和 6 年度（2024 年度）から重層的支援体制整備事業（地域づくり事業）

事業名	単位	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
地域ささえ愛 グループ	登録人数	886	916	947
	グループ数	58	60	62
わがまち一番体操	参加延人数	12,240	12,680	13,120
	回	735	823	867
公園から歩く会	参加延人数	4,992	4,992	4,992
	実施公園数	10	10	10
介護予防地域リーダー等 支援講座	回	1	1	1

【地域リハビリテーション活動支援事業】

事業名	単位	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
介護予防ケアマネジメント 支援会議への専門職参加	専門職 参加延人数	96	120	120
リハビリテーション専門職 同行訪問	件	60	65	70

⑩ 包括的支援事業

ア）地域包括支援センター（ケア 24）の運営

※令和 6 年度（2024 年度）から重層的支援体制整備事業（包括的相談支援事業）

区分	単位	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
総合相談	件	152,000	154,000	156,000
認知症相談	件	8,170	8,200	8,230
虐待相談	件	3,000	3,000	3,000
ケア24による 地域ケア会議	回	140	140	140
たすけあいネットワーク 地域連絡会	回	120	120	120

イ）在宅医療・介護連携推進

区分	単位	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
在宅医療地域ケア会議の開催	回	15	15	15
在宅医療を実施する医療機関・ 薬局数	件	440	450	460

ウ）生活支援体制整備事業 ※令和 6 年度（2024 年度）から重層的支援体制整備事業（地域づくり事業）

区分	単位	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
＜第1層＞協議体開催	回	3	3	3
＜第1層＞生活支援 コーディネーター配置	人	1	1	1
＜第2層＞協議体設置	組織	60	60	60
＜第2層＞生活支援 コーディネーター配置	人	20	20	20
生活支援サービス・ 活動団体等の連携促進 （ネットワーク連絡会実施）	回	1	1	1
普及啓発 （ささえあいシンポジウム開催）	回	1	1	1
情報発信 杉並ぐるる発行	回	4	4	4
	部 （1回あたり）	3,500	3,500	3,500
地域の集いの場 情報検索システム	掲載 団体数	450	450	450

エ）認知症総合支援事業

区分	単位	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
ケア24物忘れ相談	件	100	100	100
認知症サポーター養成	人	1,800	1,800	1,800
認知症 初期集中支援チーム	件	60	60	60
チームオレンジネットワーク 連絡会	回	1	1	1

注　チームオレンジは、令和 8 年度に区内 20 か所すべてのケア 24 に設置したことから、令和 9 年度（2027 年度）以降は、チームオレンジネットワーク連絡会の開催を通じて、各チームの活動の充実を図ることとする

⑪　任意事業（家族介護支援事業等）

事業名	単位	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
介護者教室	参加延人数	1,500	1,500	1,500
認知症高齢者家族 安らぎ支援	利用者数	40	40	40
認知症高齢者 探索システム	利用者数	80	80	80
介護用品の支給	利用者数	5,290	5,420	5,550
おむつ代の助成	延利用者数	880	880	880
ほっと一息、介護者ヘルプ	延利用者数	10,000	10,000	10,000

5　第 10 期計画における介護保険料

以下は、今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて、

記載内容を検討・調整します。